

角田市こども計画

令和7年度～令和11年度

基本理念

こども・若者 どまんなかのやさしい社会を目指して



令和7年3月

角 田 市

はじめに

日本の少子化は、現在、深刻な社会問題となっており、令和5年の出生数は過去最低を記録しました。この背景には、経済不安や長時間労働、非正規雇用の増加による不安定な雇用環境、さらには人口減少による地域社会の衰退等、子どもや若者、子育て世代を取り巻く厳しい環境が影響しています。

国においては、これらの課題の解決に向けて社会全体で取り組むため、令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。この法律は、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものであり、社会全体でこども・子育て支援に取り組む姿勢を示しています。

本市においては、これまで「第1期・第2期角田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「かくだ市民子育て憲章」の理念を踏まえ、「家庭で、仲間で、地域で、みんなが子育てを楽しむ心ゆたかな角田っ子の育成」に取り組んできました。

また、令和3年度には子ども医療費助成の所得制限撤廃、令和6年度には保育料と学校給食費の無償化を実施することで、子育て世代への支援を強化しました。これにより、経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を推進してきました。

しかし、少子化の加速や人口減少、児童虐待やこどもの貧困といった、こども・若者を取り巻く課題は依然として深刻さを増しています。このような課題に対しても真摯に向き合い、地域全体で解決策を模索していく必要があります。

これらの課題や新たな社会情勢を踏まえ、「角田市こども計画」を策定しました。本計画は、乳幼児期から学童期、思春期、青年期、さらに子育て世代に至る各ステージに応じた様々な支援を展開することを目的としています。地域の未来を見据え、子どもや若者が自分らしく希望を持って生きられる、こども・若者に寄り添った「こども“ど”、まんなか」の社会を目指し、「角田市に生まれ育って良かった」「角田市で子育てをしたい」と感じてもらえるようなまちづくりを推進して参ります。

最後に、本計画の策定にあたり、活発なご議論・ご提言を賜りました「角田市子ども・子育て会議」委員の皆様、並びに各種のアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月



角田市長 黒須 貫

■■■ 目 次 ■■■

| | |
|---|------------|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| 2 国・県の動向 | 2 |
| 3 計画の位置づけと期間 | 4 |
| 4 計画の対象 | 5 |
| 5 計画の策定体制 | 5 |
| 第2章 こども・子育てを取り巻く現況 | 6 |
| 1 人口・世帯の状況 | 6 |
| 2 子育て家庭の状況 | 10 |
| 3 こども・若者の状況 | 12 |
| 4 こども・子育てに関する実態と意向 | 17 |
| 5 現行計画の評価 | 65 |
| 6 こども・子育てを取り巻く課題 | 71 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 76 |
| 1 基本理念 | 76 |
| 2 施策の体系 | 77 |
| 第4章 施策の展開 | 78 |
| 基本目標1 こども・若者の権利を守る | 78 |
| 基本目標2 ライフステージに応じた支援 | 80 |
| 基本目標3 良好な成育環境の確保 | 84 |
| 基本目標4 こども・若者の貧困と格差の解消 | 89 |
| 基本目標5 若い世代の生活基盤の安定 | 91 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 | 93 |
| 1 「量の見込み」算出のための基本事項 | 93 |
| 2 教育・保育 | 94 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業 | 97 |
| 第6章 計画の推進に向けて | 105 |
| 1 推進体制 | 105 |
| 2 評価・進行管理 | 105 |

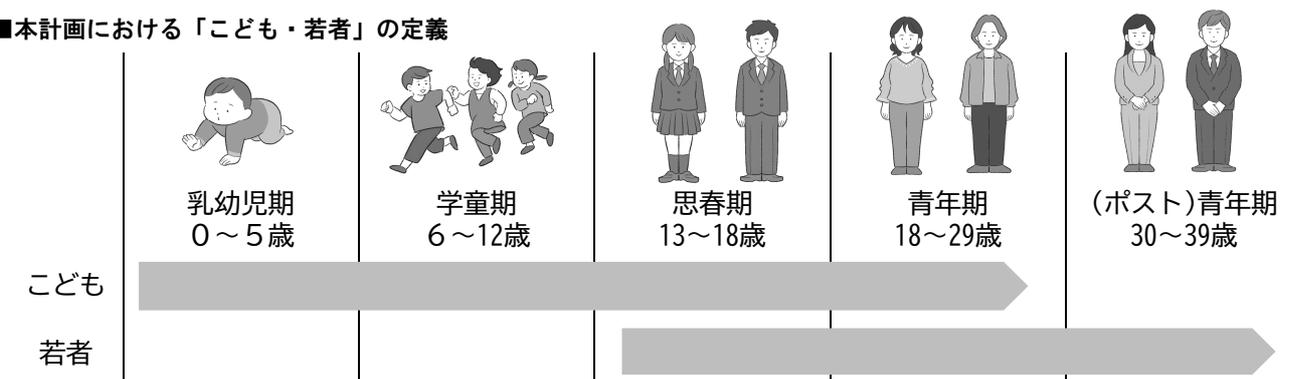
| | |
|---------------------------|-----|
| 資料編 | 106 |
| 1 角田市子ども・子育て会議条例 | 106 |
| 2 角田市子ども・子育て会議 委員名簿 | 108 |
| 3 策定経過 | 109 |
| 4 用語解説 | 110 |

本計画における「子ども・若者」の定義及び「子ども」の表記について

本計画における「子ども」の範囲はおおむね 30 歳未満の者とし、「若者」は思春期から（ポスト）青年期の者を含む 40 歳未満までの者とします。

「子ども」の表記については、国で示された表記方法を準用し、本市においても、特別な場合を除き、平仮名表記の「子ども」を用いることとします。（特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いとします。）

■本計画における「子ども・若者」の定義



(参考) 子ども大綱による定義

「子ども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「子ども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

(参考) 「子ども」表記について

内閣官房副長官補付子ども家庭庁設立準備室発出の令和 4 年 9 月 15 日付け事務連絡で「子ども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「子ども」表記を活用していくとし、固有名詞や法令に根拠がある語を用いるなど特別な場合を除いて、平仮名表記の「子ども」を用いるとされている。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組みや、平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取組み等が展開されてきました。

さらに、この 3 法に基づいて平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中、角田市（以下「本市」という。）においても、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「角田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後 2 期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少が本市のみならず全国的な課題となっていることに加えて、子どもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神に則り、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。

令和 5 年 12 月 22 日には、こども基本法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会として「こどもまんなか社会」を目指しており、市町村はこども基本法に基づき「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされました。

「角田市こども計画」は、これらの国の動向や本市におけるこども・若者、子育て世代を取り巻く課題に対応し、こども施策を総合的かつ強力に推進するため策定しました。

2 国・県の動向

(1) 国の動向

① 幼児教育・保育、こども・子育て支援

少子化の急速な進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。これを基に、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

令和 5 年 12 月には、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的とした、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定されました。

さらに、令和 6 年 10 月には、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための「子ども・子育て支援特別会計」を創設し、児童手当等に充てるための「子ども・子育て支援金制度」を創設する旨が盛り込まれた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行されました。

② 若者支援・少子化対策

こども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的として、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行、同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成 28 年 2 月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

その後もこども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増す中で、令和 3 年 4 月に第 3 次となる大綱が策定されました。令和 5 年 12 月には、「子供・若者育成支援推進大綱」は「こども大綱」へと一元化されました。

③ こどもの貧困対策

こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26 年 1 月に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、こどもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方針等が示されました。

さらなる取組みの充実を図るべく、令和元年 6 月の「こどもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、市町村においても計画策定が努力義務となりました。

令和元年 11 月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていないまたは届きにくいこども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記されました。

その後、令和 5 年 12 月には、「子供の貧困対策に関する大綱」は「こども大綱」へと一元化されました。

なお、令和 6 年 6 月に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められました。

④学校教育・学童期

令和5年6月に、2040年以降の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という基本方針を掲げた「第4期教育振興基本計画」が策定されました。こどもの健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、教育振興基本計画の推進にあたっては、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携を図りながら取り組む必要があることが明記されています。

平成30年9月に、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。このプランは、令和5年度末で計画期間が終了となり、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5・6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられました。

⑤こどもの権利

平成元年に、こども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にした「子どもの権利条約」が国連総会によって採択されました。日本は、平成6年に批准しています。

令和4年6月に、日本国憲法及び子どもの権利条約に則り、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が成立し、令和5年4月に施行されました。

全てのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること等が基本理念として掲げられています。

これらの基本理念に則り、こども・若者施策を総合的に推進するため、令和5年12月に、「こども大綱」が定められました。

（2）県の動向

宮城県では、これまで子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制その他業務の円滑な実施に取り組むため、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第II期）」を策定し、各施策を推進してきました。

このたび、計画期間が満了となることから内容の見直しと併せ、新たに定められた「こども基本法」や「こども大綱」で示された、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか」の理念をプラスすることで、こども計画との一体化による「みやぎこども幸福計画」を策定することが示されています。

3 計画の位置づけと期間

(1) 法的位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項に定める「市町村こども計画」であり、令和 6 年度をもって計画期間が満了となる「第 2 期角田市子ども・子育て支援事業計画」の後継である「第 3 期角田市子ども・子育て支援事業計画」に加え、「市町村こどもの貧困対策計画」及び「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

なお、計画の策定にあたっては、国から示される「こども大綱」及び県の「みやぎこども幸福計画」を勘案しています。

■包含する計画と根拠法

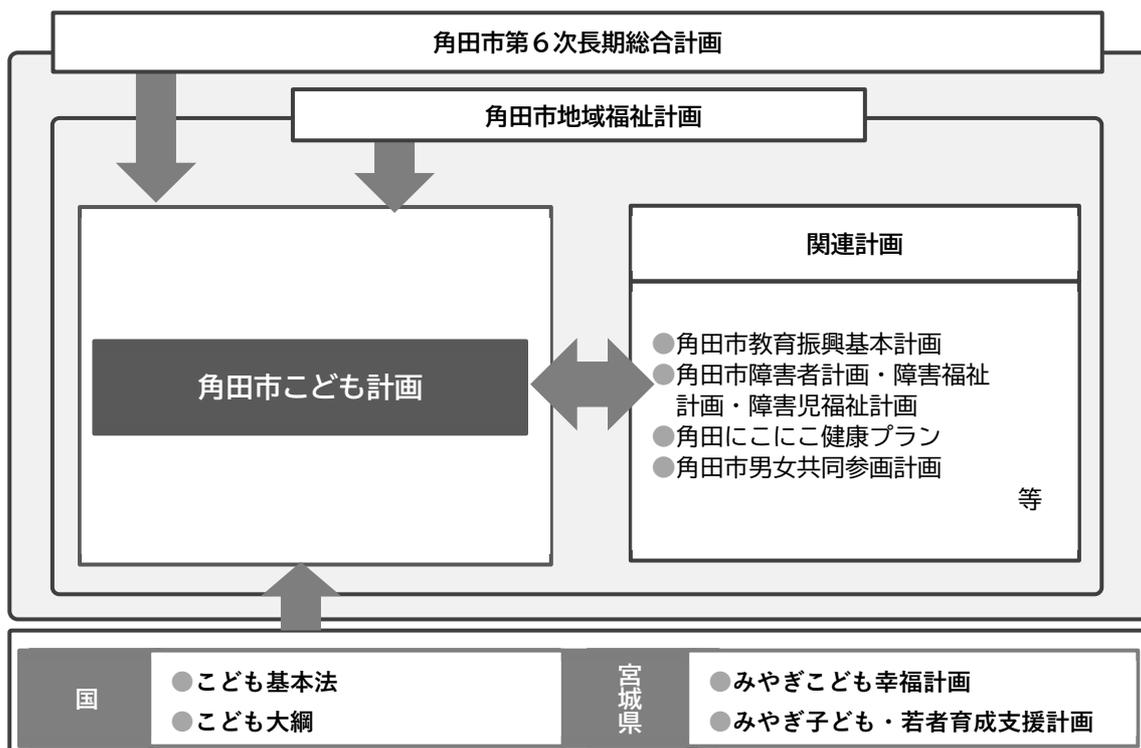
- ① 市町村こども計画（こども基本法第 10 条第 2 項に規定）
- ② 市町村次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定)
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第 61 条に規定)
- ④ 市町村こどもの貧困対策計画(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に規定)
- ⑤ 市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に規定)

(2) 庁内の計画における位置づけと計画期間

本計画は市の最上位計画である「長期総合計画」や福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」、教育振興の基本となる「教育振興基本計画」等との整合性を図りながら策定しました。

なお、本計画は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とし、必要に応じて内容の見直しを行います。

■計画の位置づけ



■各行政計画等の計画期間

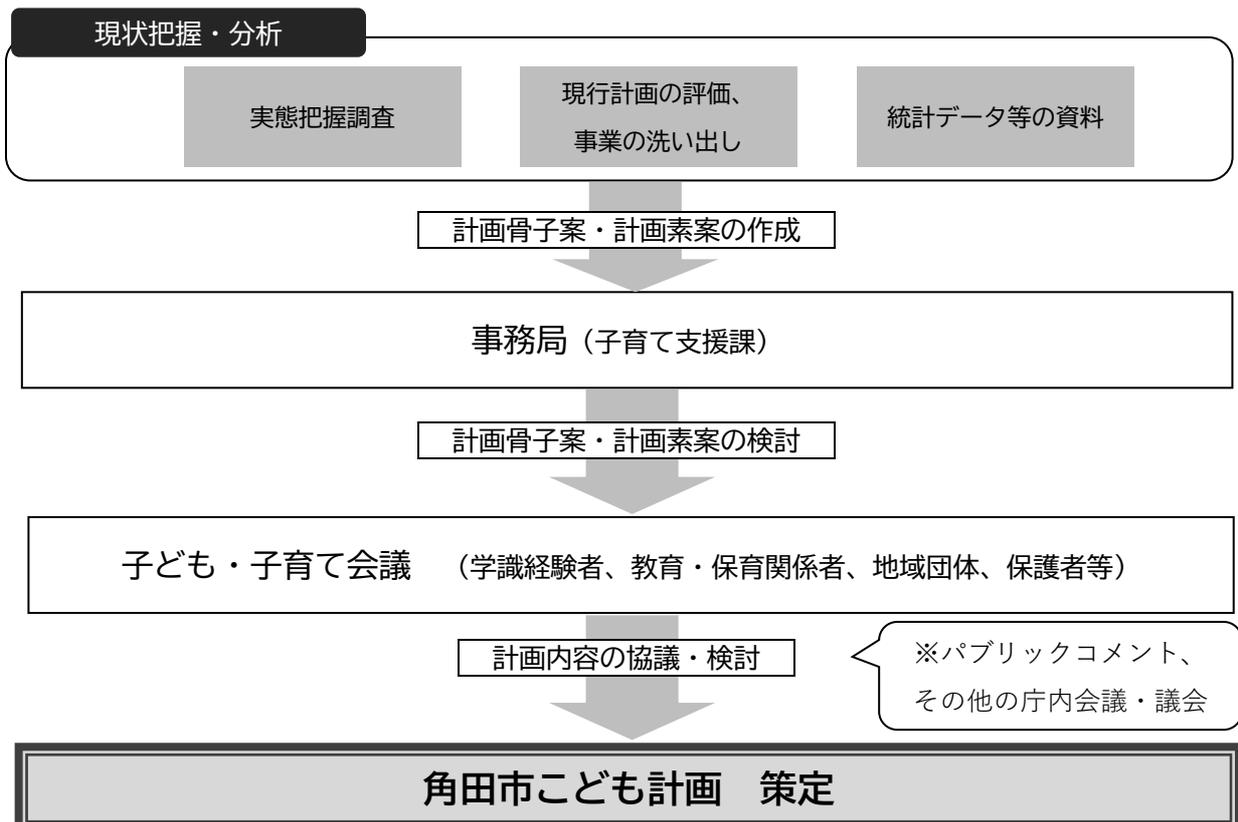
| 計画の名称 | 年度 | 令和 7年度 (2025) | 令和 8年度 (2026) | 令和 9年度 (2027) | 令和 10年度 (2028) | 令和 11年度 (2029) |
|-----------------------------------|----|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 角田市長期総合計画 | | 第6次 | | | | |
| 角田市地域福祉計画 | | 第2期 | | | | |
| 角田市教育振興基本計画 | | 第2期 | | | | |
| 角田市こども計画 | | 本計画 | | | | |
| 角田にこにこ健康プラン (健康増進・食育推進・自死対策計画) | | 第3次 | | | | |
| 角田市障害者計画 | | 第3期 | | | | |
| 角田市障害福祉計画・障害児福祉計画 | | 第7期・第3期 | | | | |
| 角田市男女共同参画計画 | | 第2次 | | | | |

4 計画の対象

本計画では、こども・若者、子育て当事者及び子育て支援に関わる人を対象としています。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、以下の体制により、現状把握及び課題の抽出と計画内容を協議しました。



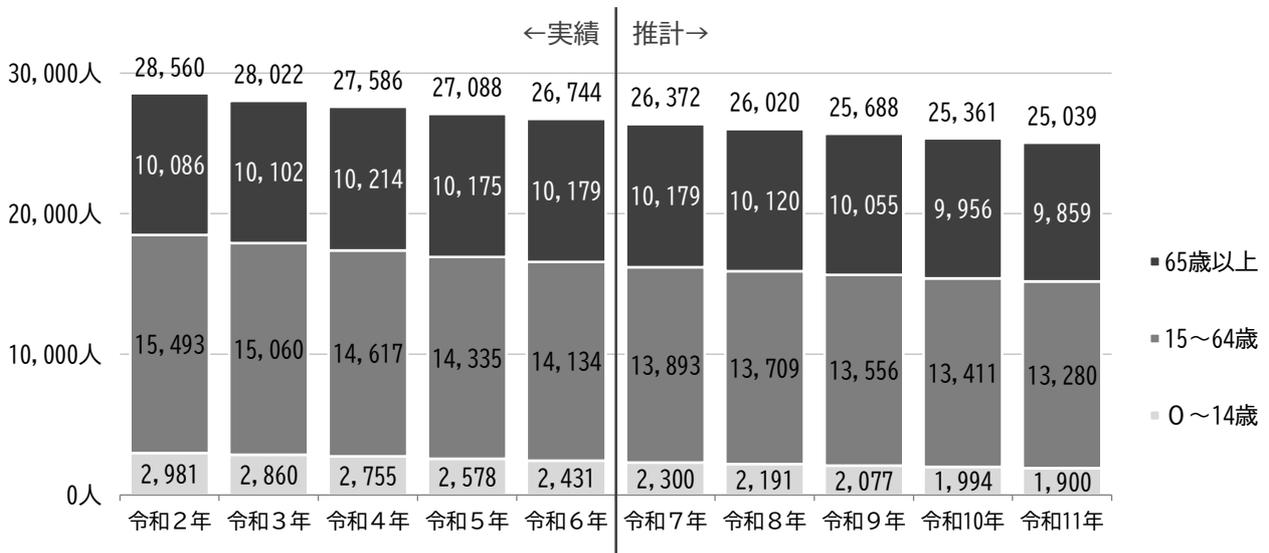
第2章 こども・子育てを取り巻く現況

1 人口・世帯の状況

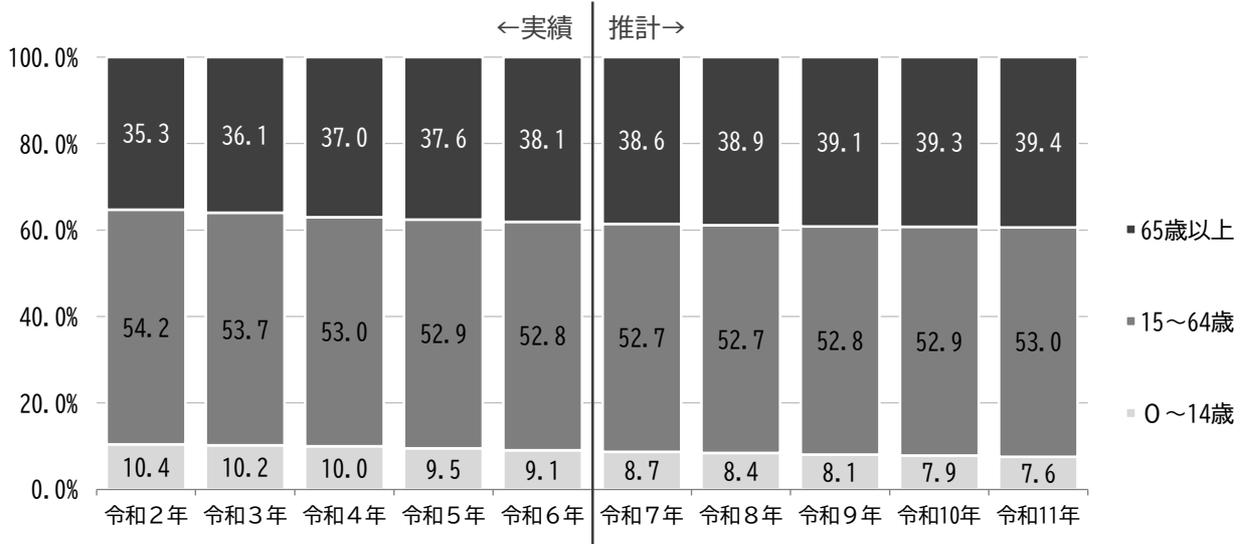
(1) 人口の推移・推計

本市の総人口については年々減少しており、令和9年には25,000人台になる見込みとなっています。また、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）の割合は令和5年には総人口の1割以下となっており、生産年齢人口（15～64歳）の割合はおおむね横ばいとなっています。一方で、老年人口（65歳以上）の割合は増加傾向にあり、令和10年には年少人口のおおむね5倍となることを見込まれています。

■年齢3区分別人口の推移・推計



■年齢3区分別人口割合の推移・推計



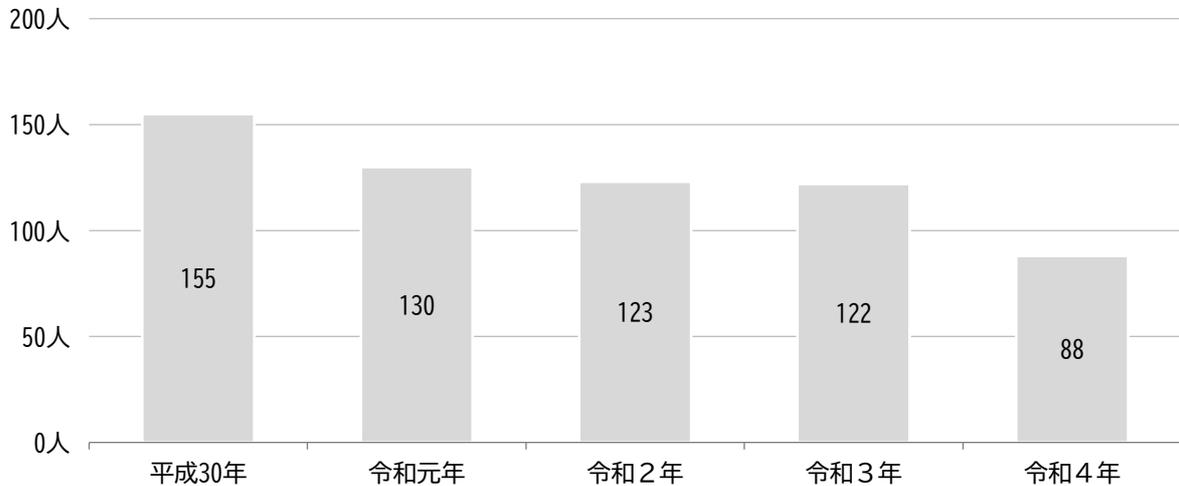
資料：実績は住民基本台帳（各年3月末現在）

推計は実績を基にコーホート変化率法で算出

※端数処理を行っていることから、割合の合計が100.0%とならない場合がある。

(2) 出生数の推移

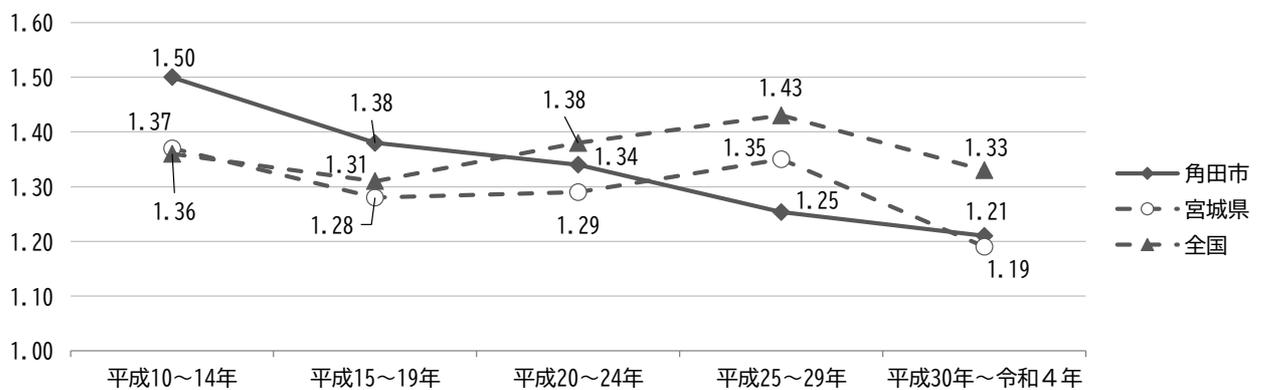
出生数については令和3年まで緩やかな減少傾向にありましたが、令和4年には88人と、100人を割り込んでいます。



資料：衛生統計年報（平成30年～令和2年）、人口動態統計（令和3年～令和4年）

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率については平成10年から年々減少傾向にあり、平成25～29年には県、全国と比べても低い数値となっています。

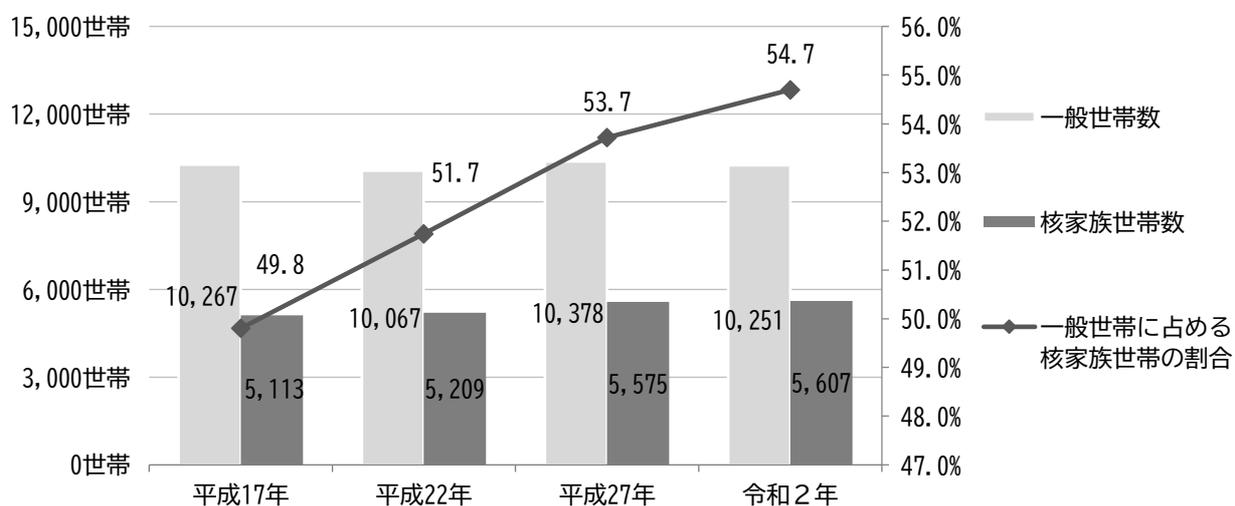


資料：人口動態統計（ベイズ推計）

(4) 世帯の推移

一般世帯数についてはほぼ横ばいで推移している一方で、核家族世帯数は増加傾向にあり、平成 22 年からは一般世帯に占める核家族世帯の割合は 50.0%を超えています。

■一般・核家族世帯数及び一般世帯に占める核家族世帯の推移

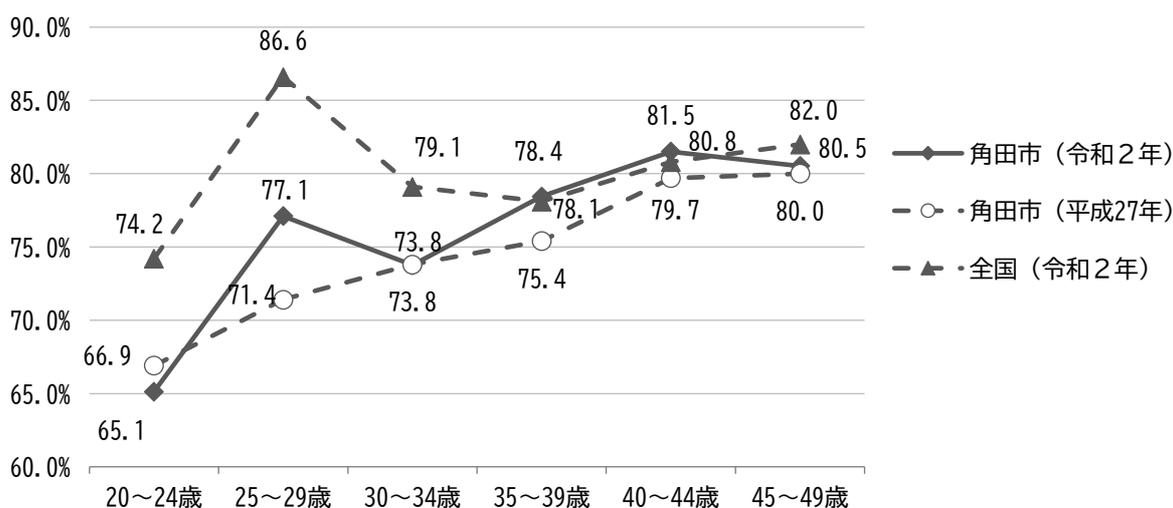


資料：国勢調査

(5) 就業率の推移

女性の年齢別就業率については、平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間で全体的に上昇傾向にあり、特に 25～29 歳で 5.7%上昇しています。また、出産・子育てにより一時的に就業率が低くなる 30～34 歳の就業率は、平成 27 年と令和 2 年が同率で 73.8%と全国より低くなっています。

■女性 20～49 歳の就業率の推移



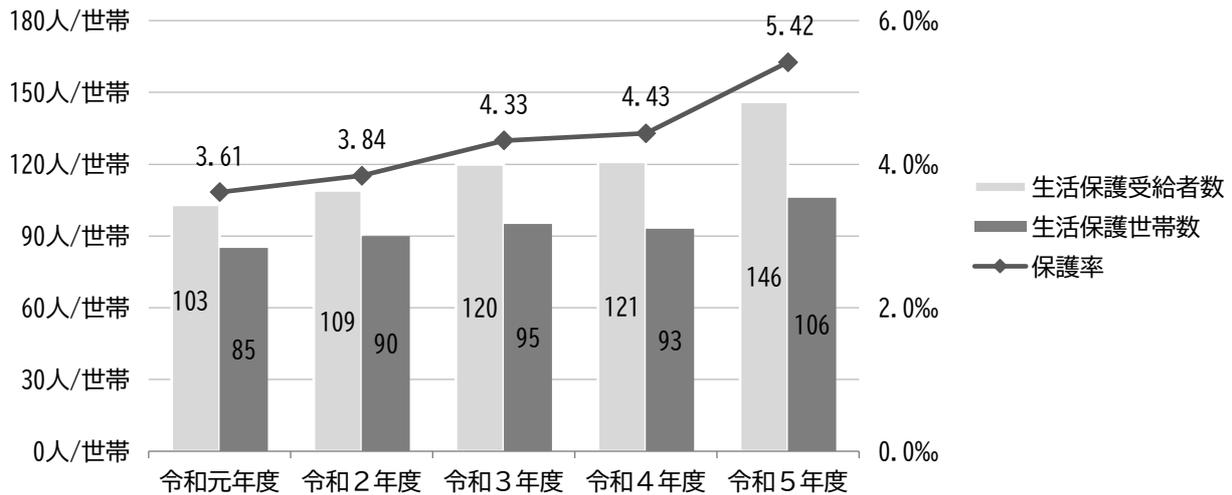
資料：国勢調査

(6) 生活保護受給者・世帯の推移

生活保護受給者及び受給世帯については、どちらも増加傾向にあり、令和5年度で146人、106世帯となっています。また、保護率についても上昇傾向にあります。

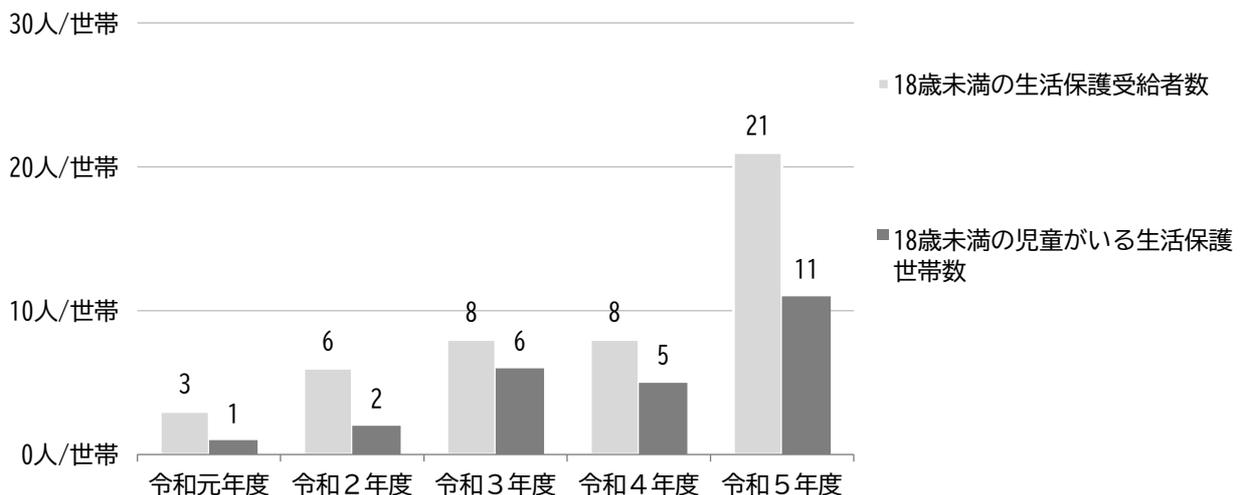
さらに、18歳未満の生活保護受給者及び受給世帯についても増加傾向にあり、令和5年度で21人、11世帯となっています。

■生活保護受給者・世帯・保護率の推移 ※年度平均値



資料：社会福祉課

■18歳未満の生活保護受給者・世帯の推移



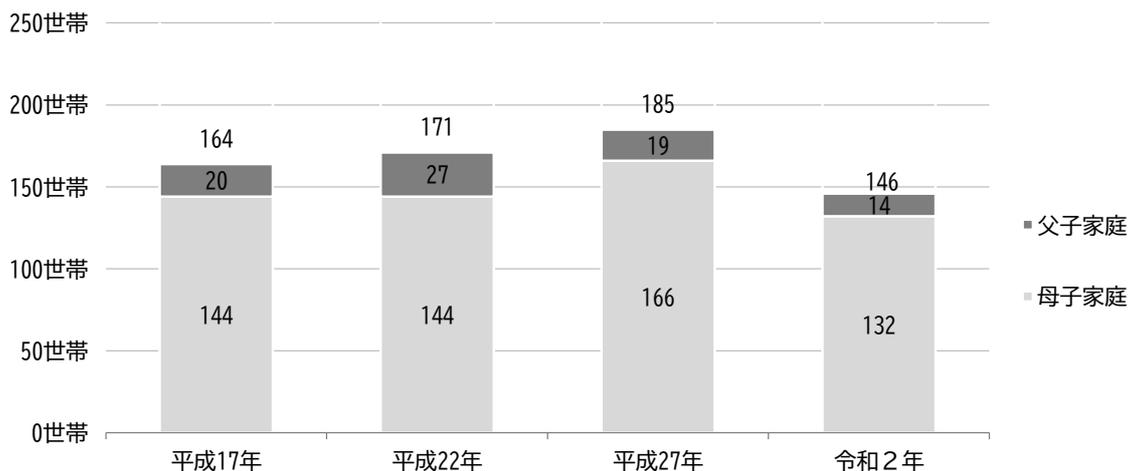
資料：社会福祉課

2 子育て家庭の状況

(1) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯については、平成 27 年まで増加していたものの、令和 2 年に大きく減少し、146 世帯となっています。内訳をみると、父子世帯は多少の増減で推移しているものの、母子世帯は令和 2 年に減少しています。

■ひとり親世帯の推移



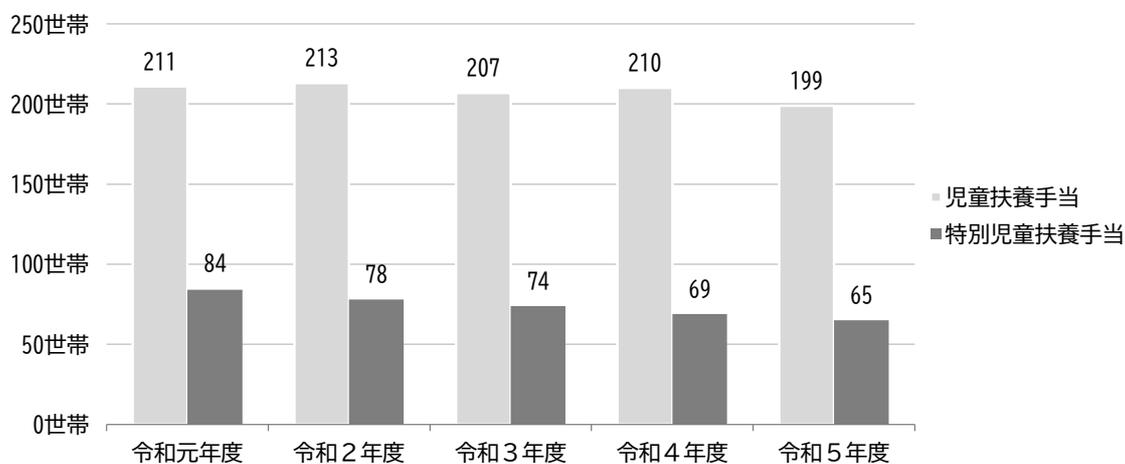
資料：国勢調査

(2) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給世帯の推移

児童扶養手当の受給世帯についてはおおむね横ばいで推移しており、令和 5 年度で 199 世帯となっています。

一方で、特別児童扶養手当の受給世帯については減少傾向にあり、令和 5 年度で 65 世帯となっています。

■児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給世帯の推移

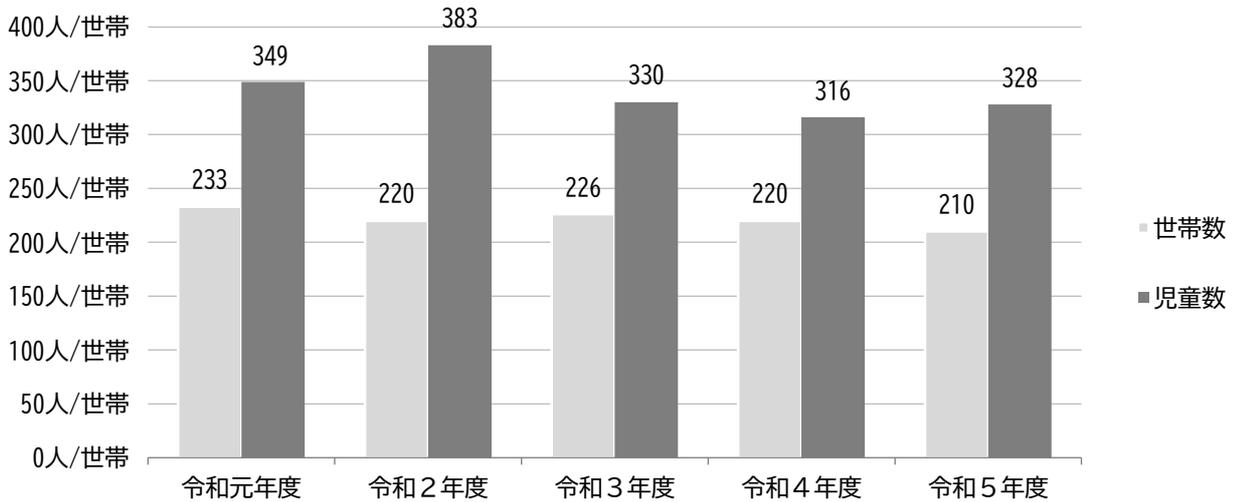


資料：子育て支援課

(3) 母子・父子家庭医療費助成世帯・児童の推移

母子・父子家庭医療費助成世帯・児童については、世帯数は緩やかに増減しています。児童数は令和2年度で増加していますが、令和3年度には大きく減少し、その後はおおむね横ばいで推移しています。令和5年度で210世帯、328人となっています。

■ 母子・父子家庭医療費助成世帯・児童の推移



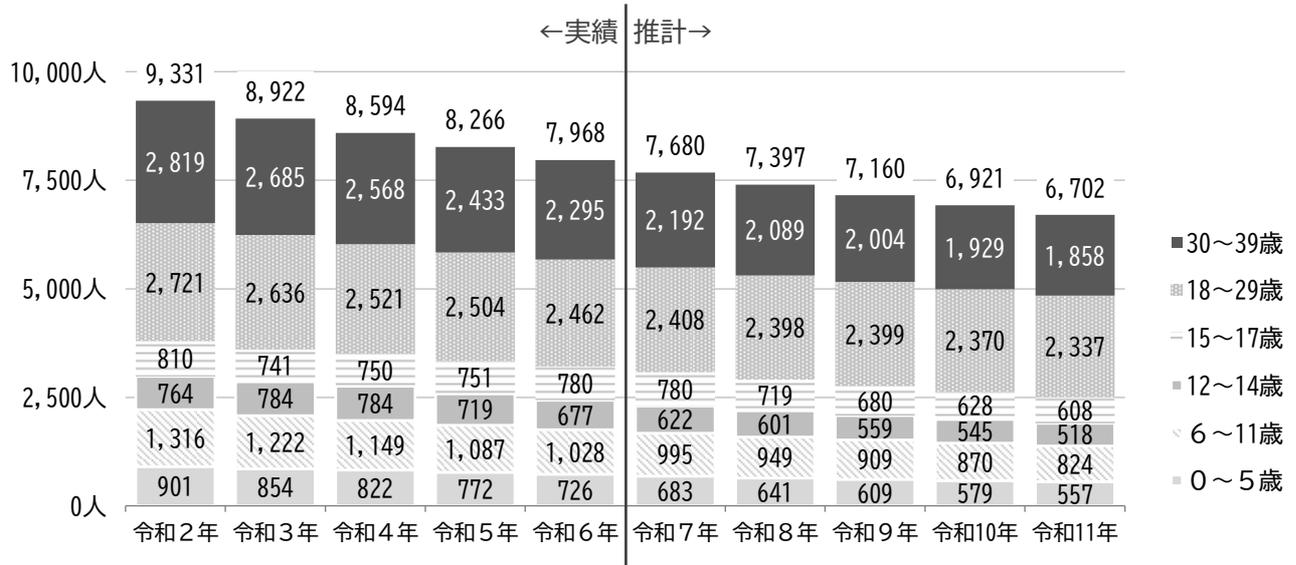
資料：子育て支援課

3 こども・若者の状況

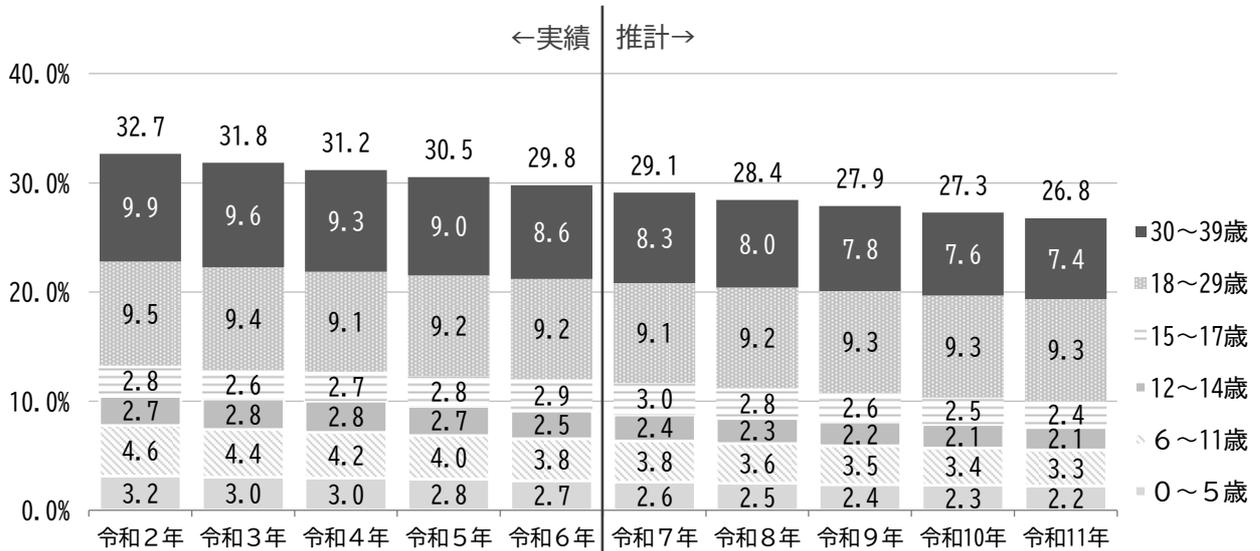
(1) こども・若者人口の推移・推計

こども・若者人口については総人口と同様に年々減少しており、令和10年には7,000人を割り、令和2年と比較すると特に30代の人口減少が大きくなることが見込まれています。

■こども・若者人口の推移・推計



■総人口に占めるこども・若者人口割合の推移・推計



資料：実績は住民基本台帳（各年3月末現在）

推計は実績を基にコーホート変化率法で算出

※こども・若者人口：40歳未満の人口

※端数処理を行っていることから、総数と内訳の計とが一致しない場合があります。

(2) 幼稚園の推移

幼稚園の推移をみると、利用児童数は減少傾向にあり、令和5年度で159人となっています。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 定員数 | 405 | 405 | 260 | 260 | 260 |
| 利用児童数 | 212 | 198 | 189 | 181 | 159 |
| 箇所数 | 5 | 5 | 2 | 2 | 2 |

資料：学校基本調査

(3) 保育所の推移 ※箇所数は、認定こども園を含む

保育所の推移をみると、利用児童数はおおむね横ばいで推移しており、令和5年度で415人となっています。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 定員数 | 445 | 445 | 445 | 445 | 457 |
| 利用児童数 | 410 | 422 | 416 | 432 | 415 |
| 箇所数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 |

資料：子育て支援課

(4) 待機児童数の状況

待機児童数の状況をみると、令和4年度以降は年度当初の待機児童数は0人となっています。年度末の待機児童数は令和4年度で2人、令和5年度で1人となっています。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年度当初の待機児童数 | 6 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 年度末の待機児童数 | 11 | 5 | 2 | 2 | 1 |

資料：子育て支援課

(5) 放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブの推移をみると、令和2年度に利用児童数が一時減少したものの、令和5年度には303人と令和元年度と同水準まで増加しています。

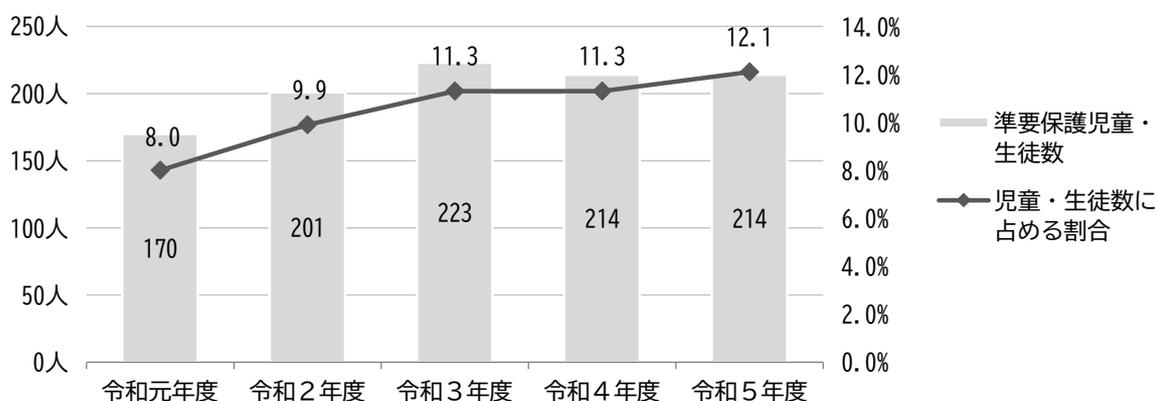
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 定員数 | 465 | 465 | 485 | 450 | 420 |
| 利用児童数 | 319 | 136 | 283 | 275 | 303 |
| 箇所数 | 9 | 9 | 9 | 8 | 7 |

資料：子育て支援課

(6) 準要保護児童・生徒の推移

準要保護児童・生徒数については、令和3年度以降ほぼ横ばいで推移していますが、全児童・生徒に占める割合は児童・生徒数の減少に伴い、やや増加しています。

■準要保護児童・生徒数の推移



資料：教育総務課

※準要保護児童・生徒：生活保護世帯に準ずる経済的に厳しい世帯の児童・生徒

(7) 児童虐待の推移

児童虐待の件数については減少傾向にありましたが、令和5年には64件と微増しています。内訳をみると、種類別では「心理的」、年齢別では「小学生」が最も多くなっています。

■児童虐待の種別の推移 ※令和4年度からは、その年度に対応した新規数のみを計上

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体的 | 37 | 40 | 31 | 18 | 8 |
| 性的 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 心理的 | 25 | 48 | 42 | 23 | 53 |
| ネグレクト（育児放棄） | 20 | 9 | 13 | 13 | 2 |
| 合計 | 82 | 97 | 88 | 54 | 64 |

資料：市町村児童家庭相談援助指針統計報告

■児童虐待の年齢別の推移 ※令和4年度からは、その年度に対応した新規数のみを計上

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0～3歳 | 13 | 15 | 18 | 10 | 11 |
| 4歳～就学前児童 | 9 | 6 | 8 | 3 | 11 |
| 小学生 | 40 | 50 | 44 | 26 | 24 |
| 中学生 | 16 | 18 | 9 | 9 | 14 |
| 高校生・その他 | 4 | 8 | 9 | 6 | 4 |
| 合計 | 82 | 97 | 88 | 54 | 64 |

資料：市町村児童家庭相談援助指針統計報告

(8) スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの推移

令和5年度で、スクールソーシャルワーカー※¹は1名、スクールカウンセラー※²は県からの派遣により各校（小学校5校、中学校2校）1名で計7名を配置しています。

■スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの推移

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| スクールソーシャルワーカー | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| スクールカウンセラー | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 |

資料：教育総務課

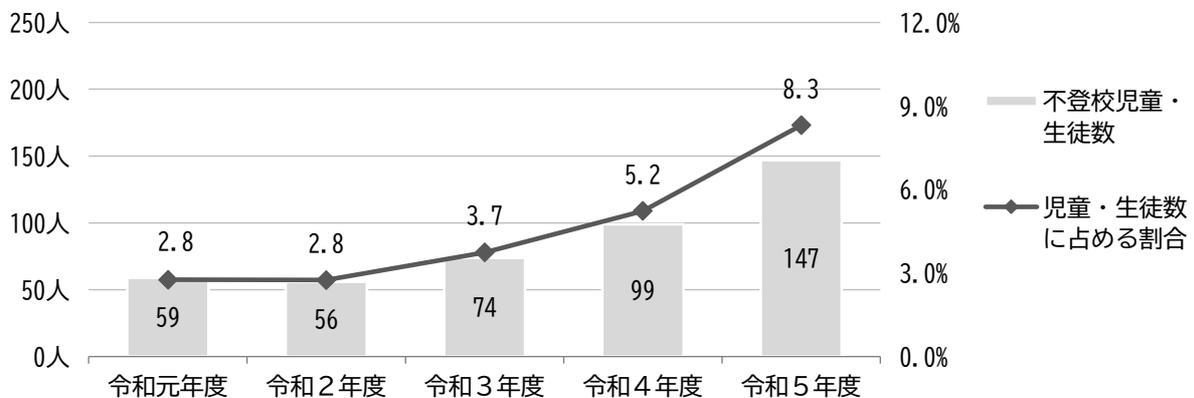
※1 ソーシャルワークの技法を用いて、児童生徒と児童生徒を取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡し等により児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家。

※2 カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家。

(9) 不登校児童・生徒の推移

不登校児童・生徒数については、令和5年度で147人、全児童・生徒に占める割合は8.3%となっています。

■不登校児童・生徒数の推移

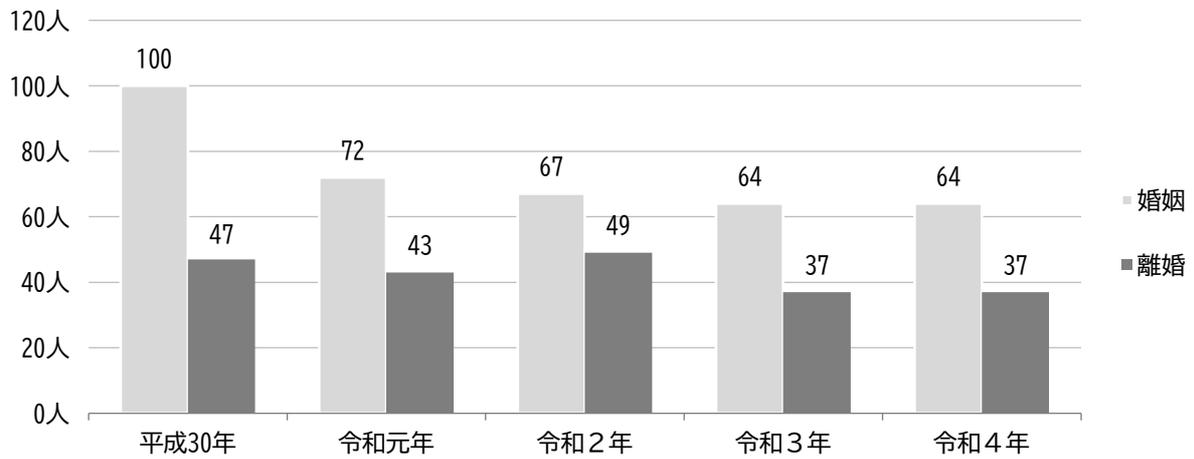


資料：教育総務課

(10) 婚姻・離婚の推移

婚姻件数は平成 30 年から令和 3 年にかけて減少傾向にあります。一方、離婚件数は令和 2 年まで増減していましたが、令和 3 年で減少しています。

■婚姻・離婚の推移



資料：人口動態統計

4 こども・子育てに関する実態と意向

(1) 実施目的

本市のこども・若者や子育て世代を取り巻く環境、子育てに関するサービスへの要望・意見、ニーズを把握し、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「角田市こども計画」の基礎資料とするため、以下の調査を実施しました。

(2) 調査概要

① 「子ども・子育てニーズ調査」「子どもの生活実態調査」

| 項目 | 未就学児保護者 | 小学生保護者 (一部小学生本人) | 中学2年生保護者 (一部中学生本人) |
|-------|------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 調査対象者 | 市内在住の就学前のこどもの保護者の方 | 市内在住の小学生のこどもの保護者の方と本人 | 市内在住の中学2年生のこどもの保護者の方と本人 |
| 調査期間 | 令和6年1月26日(金)～2月5日(月) | | |
| 調査方法 | 施設配布・回収 もしくは郵送配布・回収 | 学校配布・学校回収 | 学校配布・学校回収 |
| 配布数 | 629件 | 835件 | 230件 |
| 有効回収数 | 492件 | 711件 | 156件 |
| 有効回収率 | 78.2% | 85.1% | 67.8% |

② 「子ども・若者調査」

| 項目 | 16歳～39歳調査 |
|-------|-----------------------|
| 調査対象者 | 市内在住の16歳～39歳の方(無作為抽出) |
| 調査期間 | 令和6年8月1日(木)～8月19日(月) |
| 調査方法 | はがきを郵送・WEBフォーム上での回答 |
| 配布数 | 993件 |
| 有効回収数 | 234件 |
| 有効回収率 | 23.6% |

(3) 調査結果の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(4) 貧困・生活困難に関する分析の視点

①分析の視点

実態調査の主な目的は、家庭の経済状況が子どもや家族の生活にどのような影響を及ぼしているかを示し、効果的な支援を行う上での課題を明らかにすることです。そこで、本調査では、回答者を世帯の経済状況に基づいて次のように区分し、それぞれの回答結果を示すことで、世帯の経済状況別にみた回答状況を把握することを基本とします。

②「等価世帯収入」に基づく所得段階区分

国が令和3年12月に公表した「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」では、年間収入に関する回答の各選択肢の中央値（50～100万円未満であれば75万円、1,000万円以上の区分は1,050万円）をその世帯の収入の値とし、その値を同居家族の人数の平方根で除した値を「等価世帯収入」とした上で、回答者全体の等価世帯収入の中央値の2分の1未満、中央値の2分の1以上で中央値未満、中央値以上の3つに区分して分析しています。

この手法は、調査対象者における相対的な所得格差に基づく比較となるため、市内における相対的な経済的格差に基づく子どもや家庭の状況の違いの分析において有用な区分となります。

上記の国の報告書と同様の手法で、「等価世帯収入」を算出したところ、本調査においては中央値が245.97万円、中央値の2分の1が122.98万円となりました（国の調査では中央値：317.54万円、中央値の2分の1：158.77万円、対象は中学2年生とその保護者）。この数値に基づいて所得段階を区分した結果が次の表になります。

※中央値は 245.97 万円、中央値の 2 分の 1 は 122.98 万円。

| 学年 | 件数 % | 所得区分Ⅰ (中央値以上) (245.97 万円以上) | 所得区分Ⅱ (中央値未満、中央 値の 2 分の 1 以上) (245.97 万円未満、 122.98 万円以上) | 所得区分Ⅲ (中央値の 2 分の 1 未満) (122.98 万円未満) | 判定不能 | 合計 |
|---------|---------|-----------------------------------|--|---|------|-------|
| 小学生 | 件数 | 332 | 240 | 74 | 65 | 711 |
| | % | 46.7 | 33.8 | 10.4 | 9.1 | 100.0 |
| 中学 2 年生 | 件数 | 88 | 44 | 13 | 11 | 156 |
| | % | 56.4 | 28.2 | 8.3 | 7.1 | 100.0 |
| 全 体 | 件数 | 420 | 284 | 87 | 76 | 867 |
| | % | 48.4 | 32.8 | 10.0 | 8.8 | 100.0 |

③調査結果の示し方

上記の結果を踏まえて、「子どもの生活実態調査」結果内においてはアンケート調査の集計結果を「全体」「所得区分Ⅰ（中央値以上）」「所得区分Ⅱ（中央値未満、中央値の 2 分の 1 以上）」「所得区分Ⅲ（中央値の 2 分の 1 未満）」の 4 つに分けて示すことを基本とし、主に経済状況ごとの回答状況の差に注目します。なお、こどものみ、保護者のみの調査票の回収となった場合や、回答が不明・無回答であり区分ができなかった世帯については、所得段階の区分からは除外し、全体結果（「全体」）のみに含めて結果を示しています。

(5) 「子ども・子育てニーズ調査」結果概要

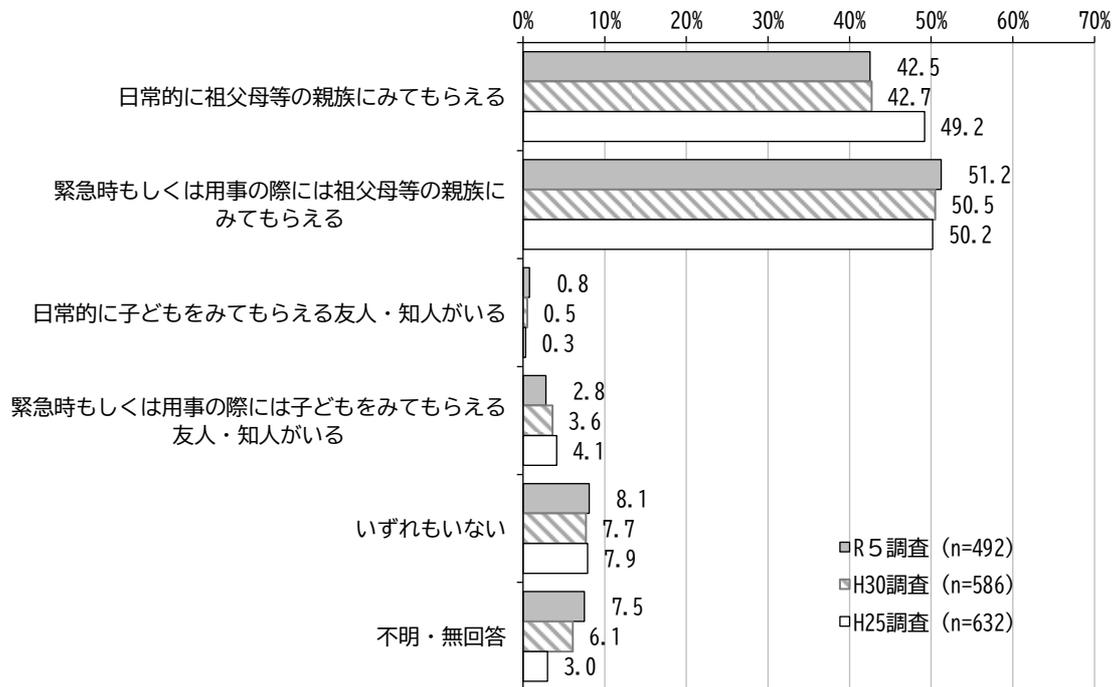
未就学児保護者、小学生保護者に対して実施した「子ども・子育てニーズ調査」結果の概要を以下に掲載しています。

①子育て環境について

1 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(あてはまる番号すべてに○)

【就学前保護者】

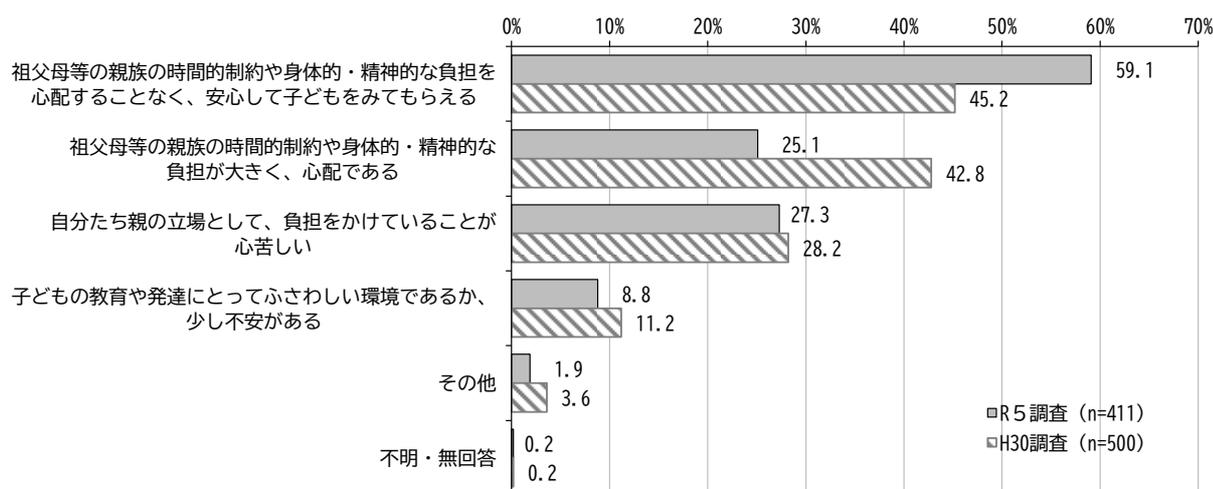
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 51.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 42.5%、「いずれもない」が 8.1%となっています。



Iで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」または「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」に○をつけた方

II 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。
 (あてはまる番号すべてに○)【就学前保護者】

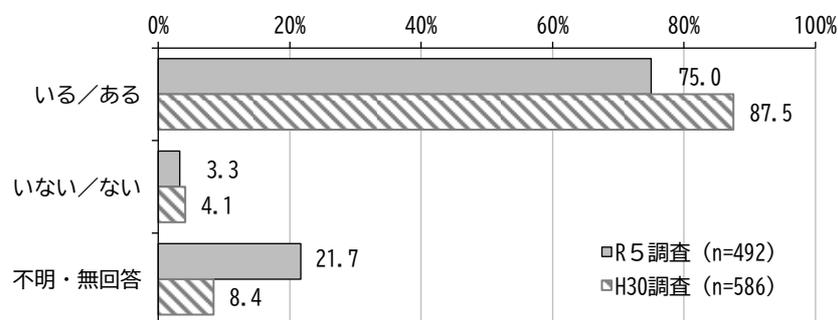
「祖父母等の親族の時間的制約や身体的・精神的な負担を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が59.1%と最も高く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が27.3%、「祖父母等の親族の時間的制約や身体的・精神的な負担が大きく、心配である」が25.1%となっています。



※「祖父母等の親族の時間的制約や身体的・精神的な負担が大きく、心配である」は、H30調査では「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」20.6%と「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」22.2%で選択項目が分かれていたため、合計した数値を記載。

III お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。（1つに○）【就学前保護者】

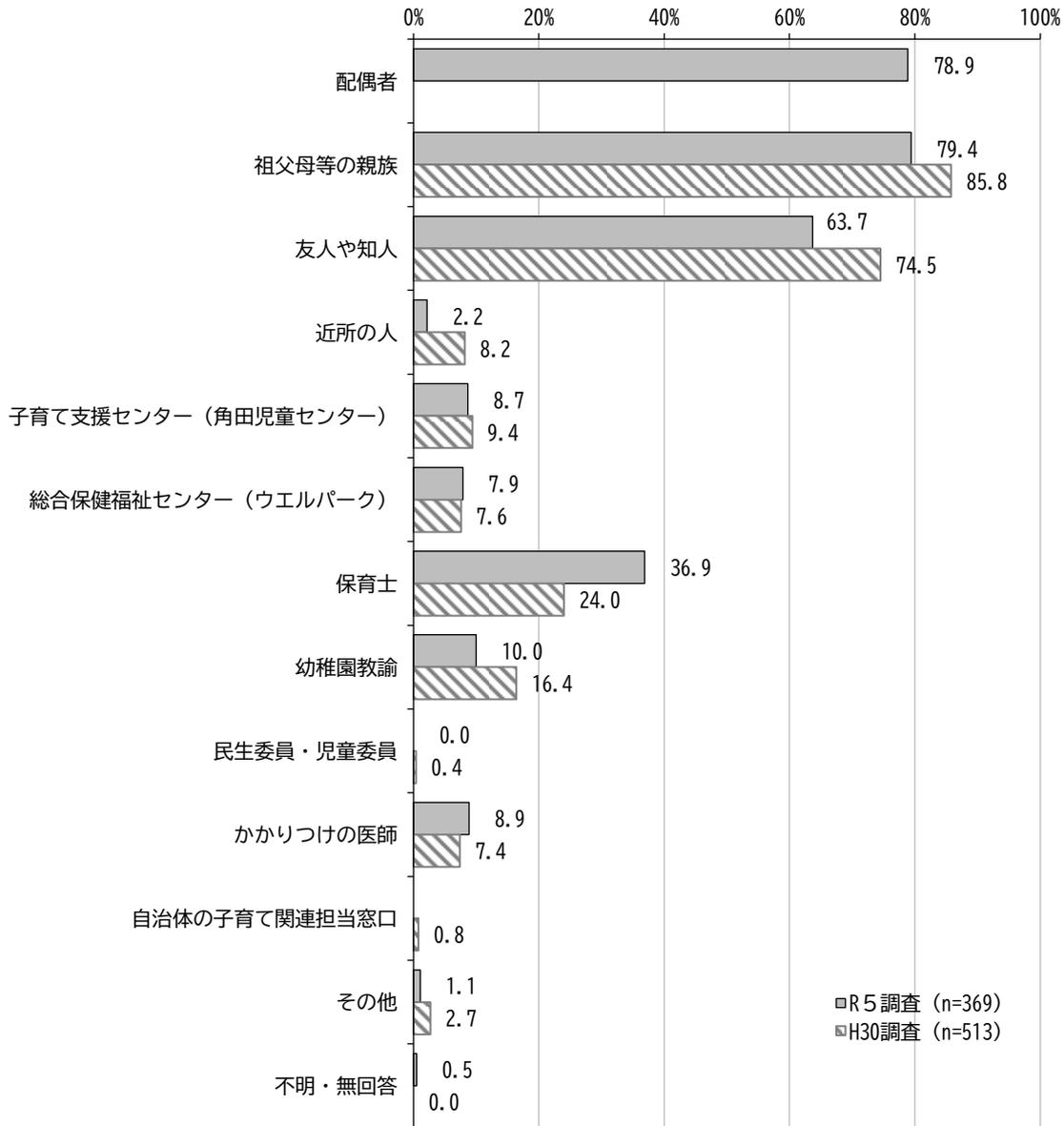
「いる／ある」が75.0%、「いない／ない」が3.3%となっています。



Ⅲで「いる／ある」に○をつけた方

Ⅳ お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（あてはまる番号すべてに○）【就学前保護者】

「祖父母等の親族」が79.4%と最も高く、次いで「配偶者」が78.9%、「友人や知人」が63.7%となっています。前回調査に比べて、「保育士」が大きく増加しています。



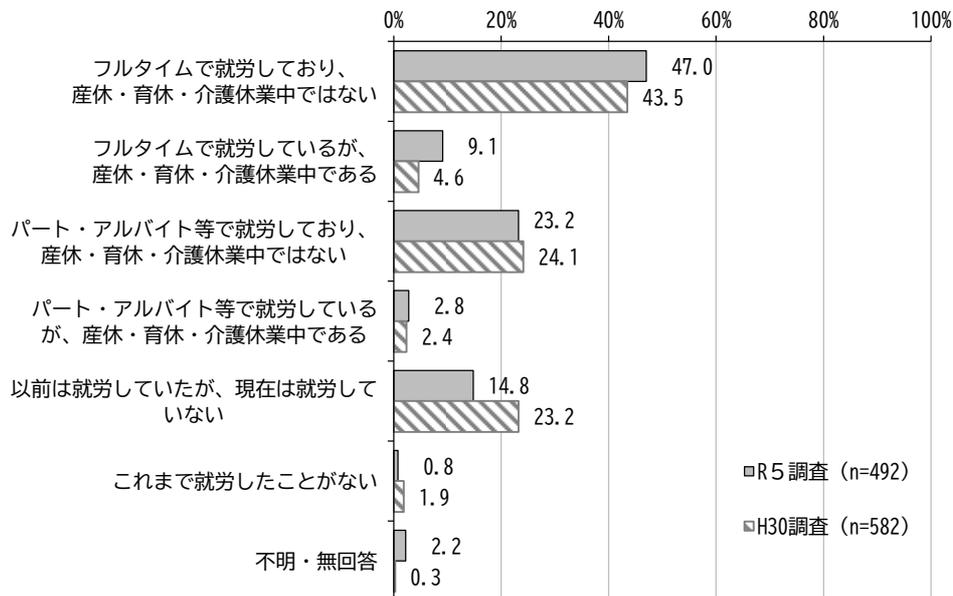
※「配偶者」は、R5調査から追加した選択項目。「自治体の子育て関連担当窓口」はH30調査までの選択項目。

V お子さんの保護者の現在の就労状況をうかがいます。(1つに○)【就学前保護者】

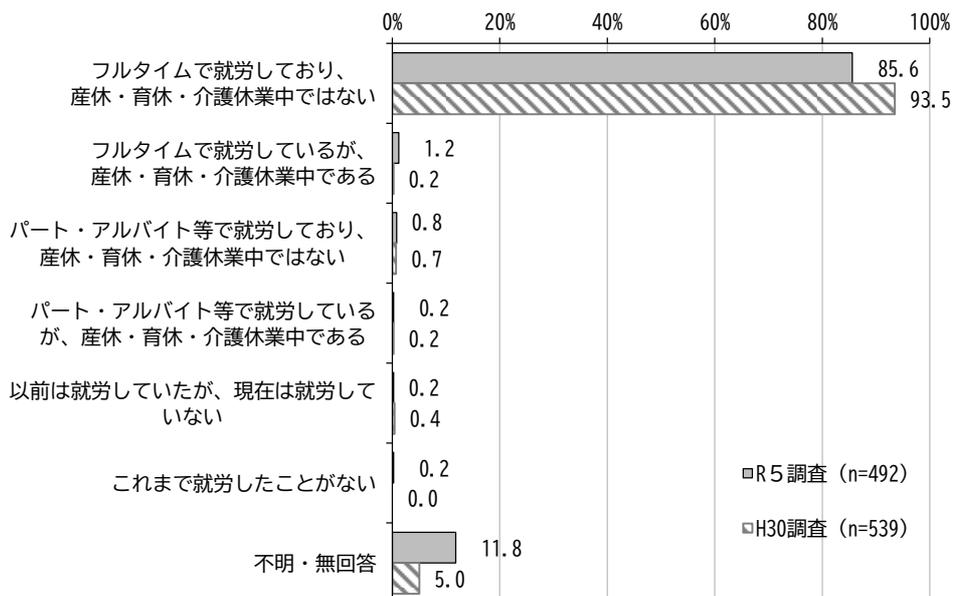
母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が47.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が23.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が14.8%となっています。前回調査に比べて、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」がわずかに増加しています。

父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が85.6%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が1.2%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が0.8%となっています。

【母親】



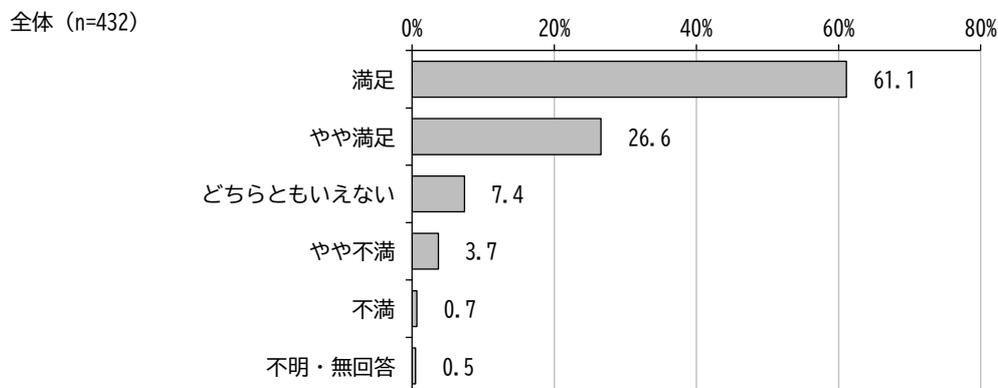
【父親】



②教育・保育事業の利用状況について

I 現在の幼児教育（幼稚園等）の質、保育（保育所等）の質について満足していますか。（あてはまる番号1つに○）【就学前保護者】

現在の幼児教育（幼稚園等）の質、保育（保育所等）の質について満足度では、「満足」が61.1%と最も高く、次いで「やや満足」が26.6%、「どちらともいえない」が7.4%となっています。

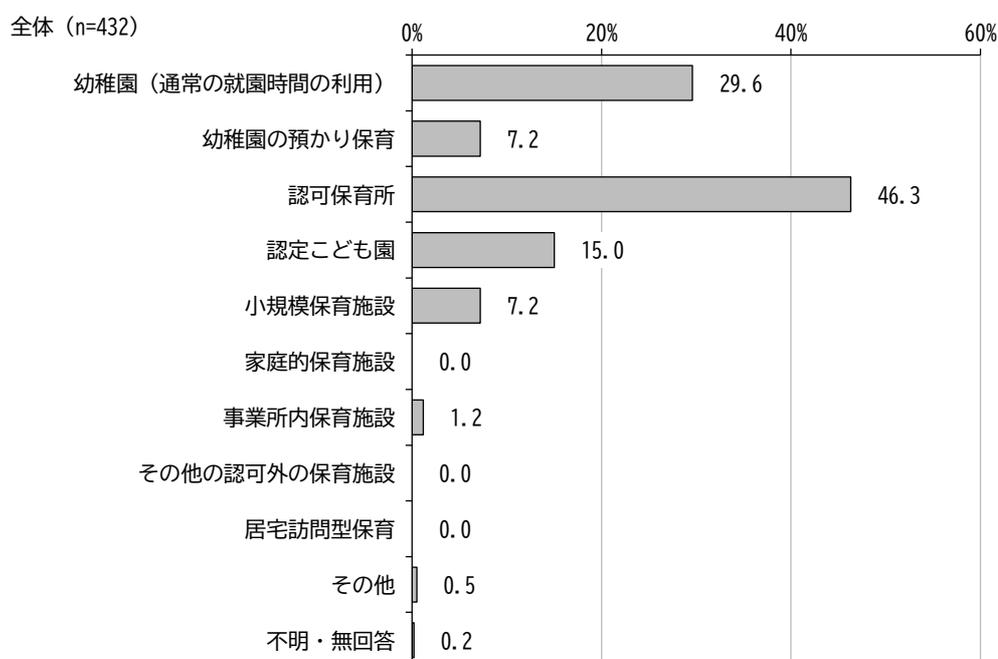


II お子さんの平日の教育・保育事業の利用状況と利用希望（あてはまる番号すべてに○）【就学前保護者】

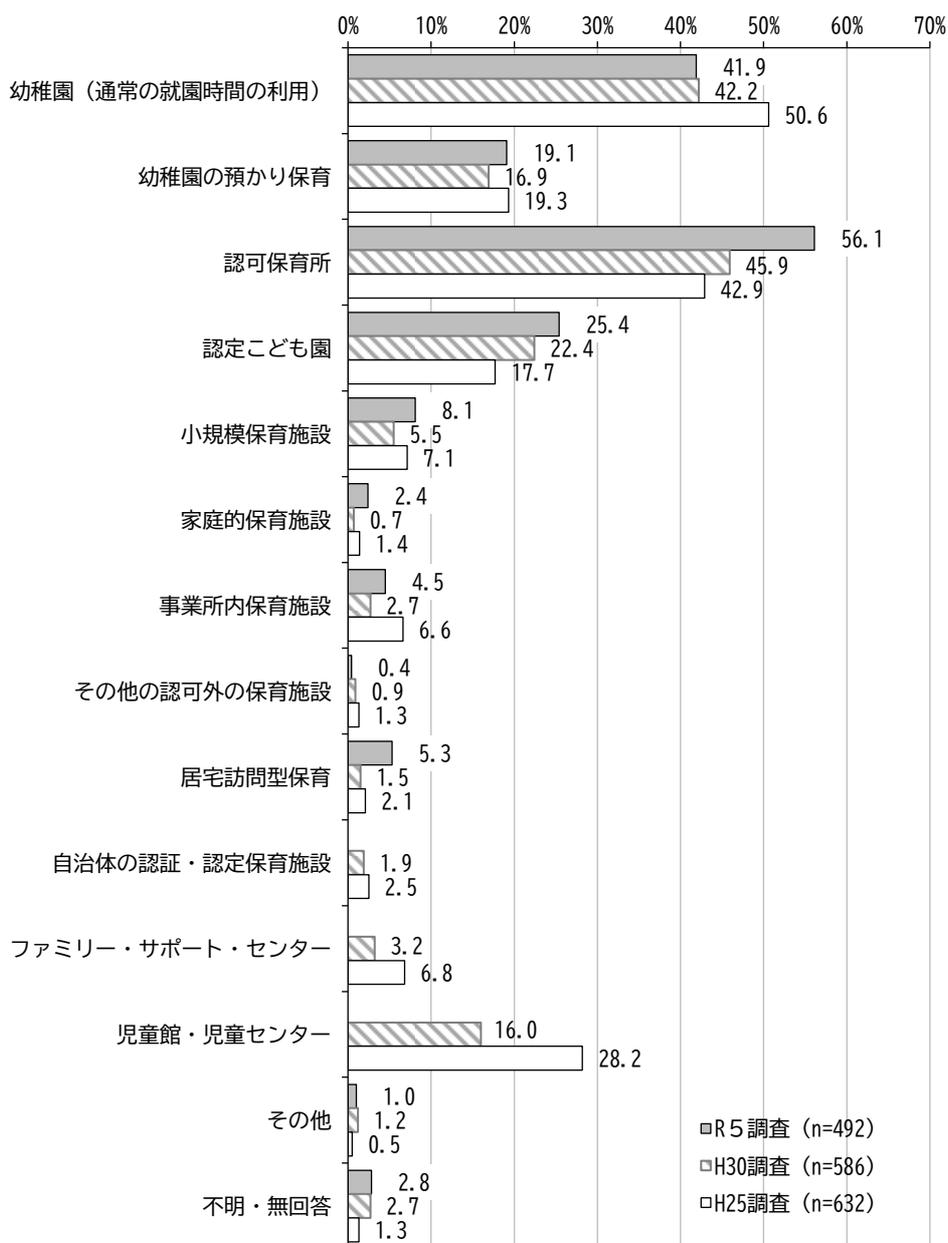
利用状況では、「認可保育所」が46.3%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が29.6%、「認定こども園」が15.0%となっています。

利用希望では、「認可保育所」が56.1%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が41.9%、「認定こども園」が25.4%となっています。前回調査に比べて、「認可保育所」が大きく増加しています。

【利用状況】



【利用希望】



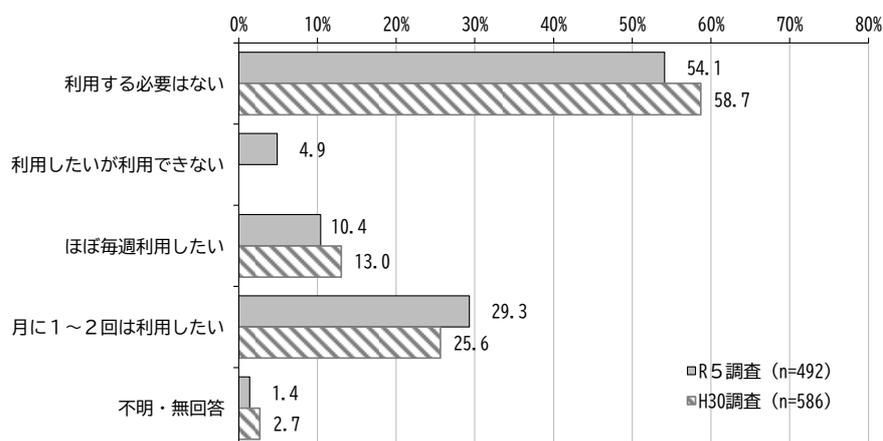
※「自治体の認証・認定保育施設」「ファミリー・サポート・センター」「児童館・児童センター」は、H30調査までの選択項目。

Ⅲ お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか
 (一時的な利用は除きます)。【就学前保護者】

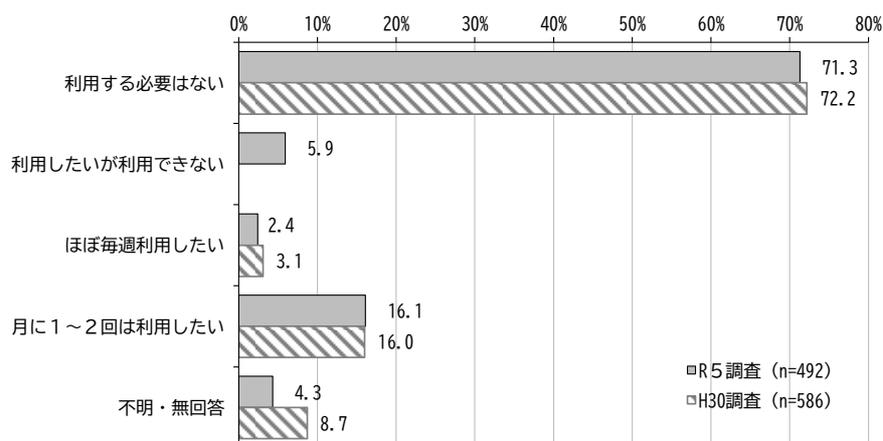
土曜日では「利用する必要はない」が 54.1%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 29.3%、「ほぼ毎週利用したい」が 10.4%となっています。

日曜日・祝日では「利用する必要はない」が 71.3%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 16.1%、「利用したいが利用できない」が 5.9%となっています。

【土曜日】



【日曜日・祝日】



※「利用したいが利用できない」は、R5調査から追加した選択項目。

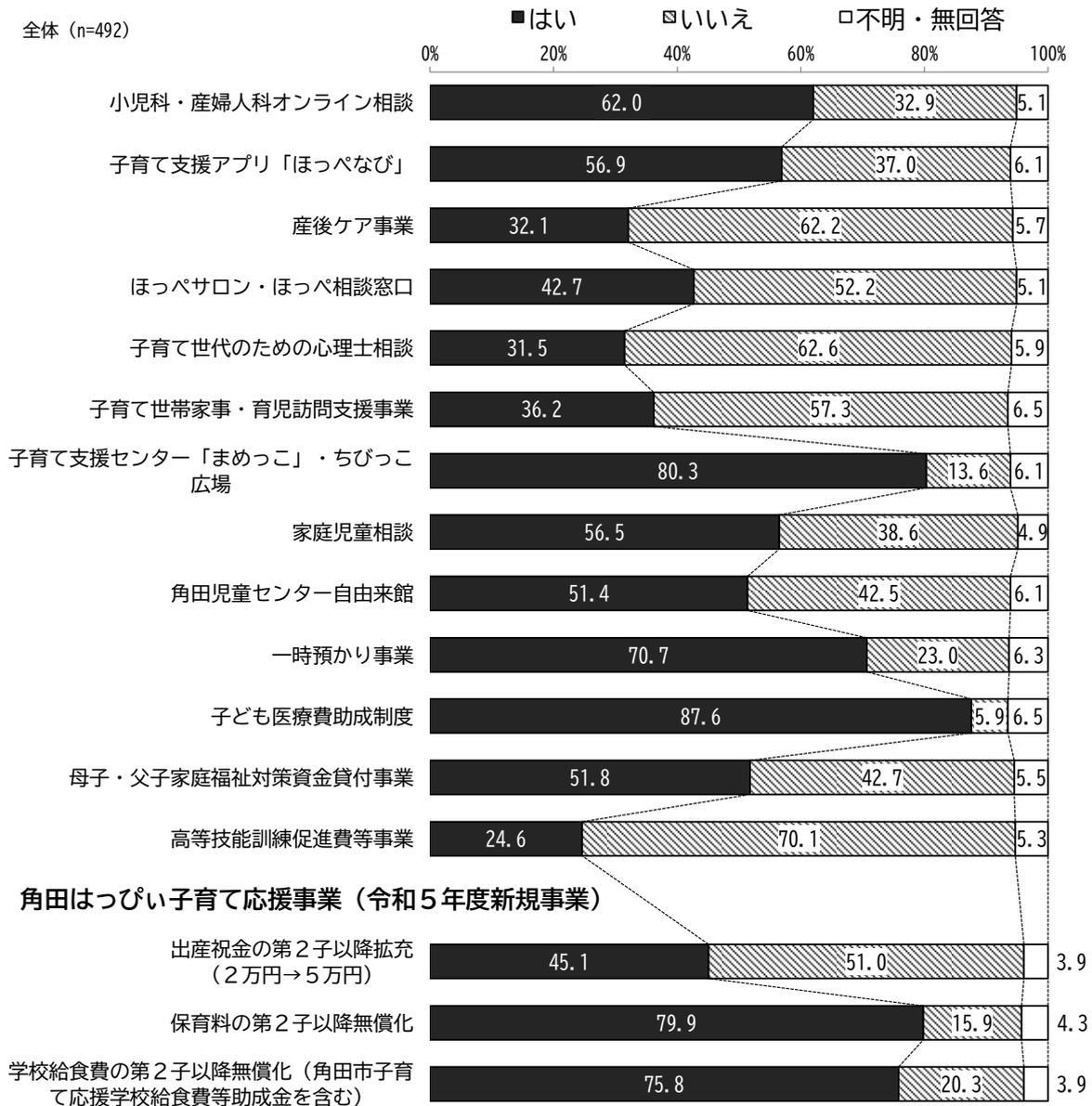
③地域の子育て支援事業の利用状況について

下記の事業で知っているものや、今後、利用したいと思うものをお答えください。

(事業ごと、「はい」「いいえ」のいずれかに○)【就学前保護者】

[認知度]

認知度については、「子育て支援センター『まめっこ』・ちびっこ広場」、「子ども医療費助成制度」が80.0%以上と高くなっています。

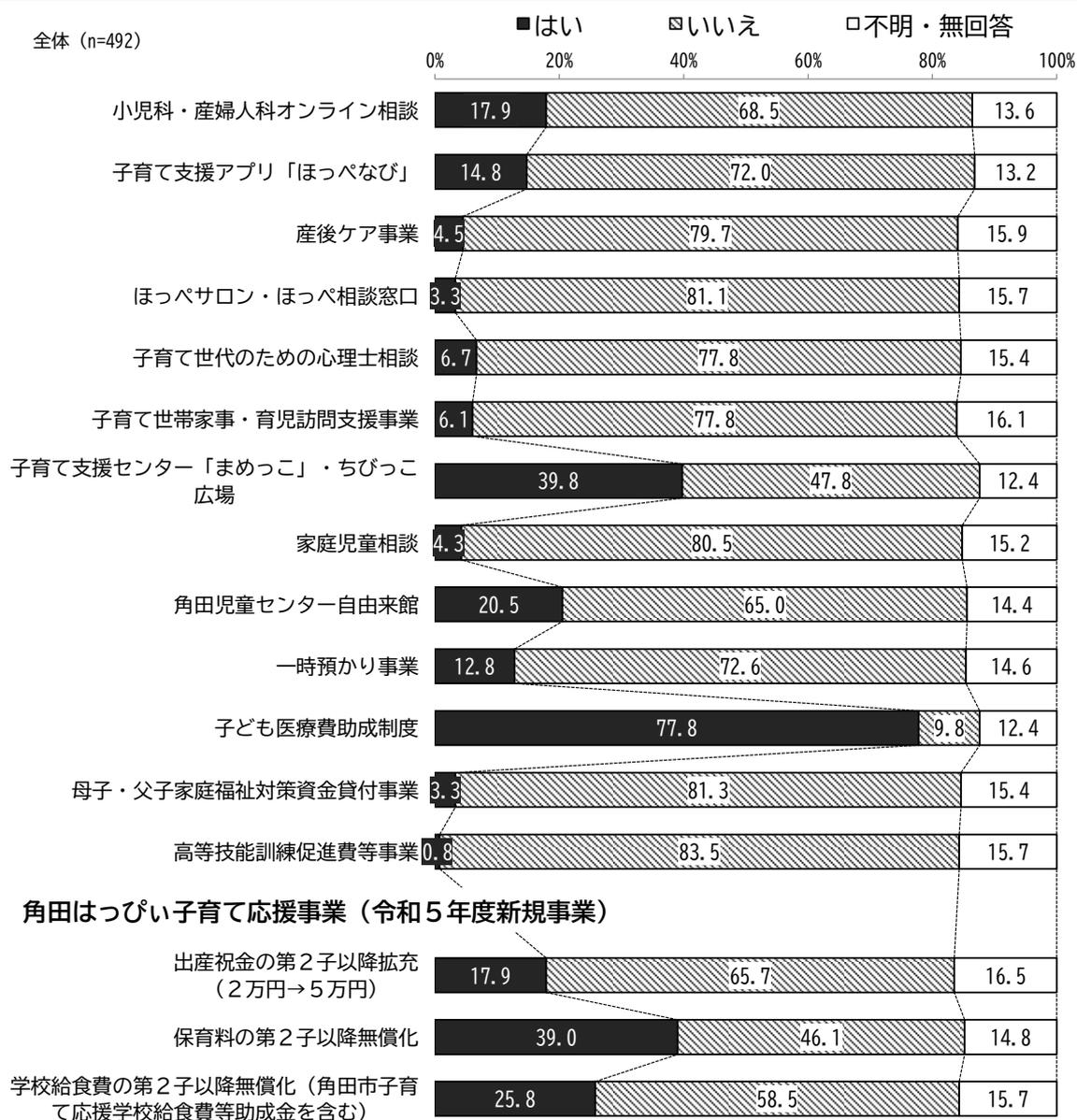


〔利用経験〕

利用状況については、「子ども医療費助成制度」が77.8%と高くなっています。

次いで、「子育て支援センター『まめっこ』・ちびっこ広場」が39.8%、「保育料の第2子以降無償化」が39.0%となっています。

また、「角田児童センター自由来館」が20.5%、「小児科・産婦人科オンライン相談」が17.9%、「子育て支援アプリ『ほっぺなび』」が14.8%となっています。

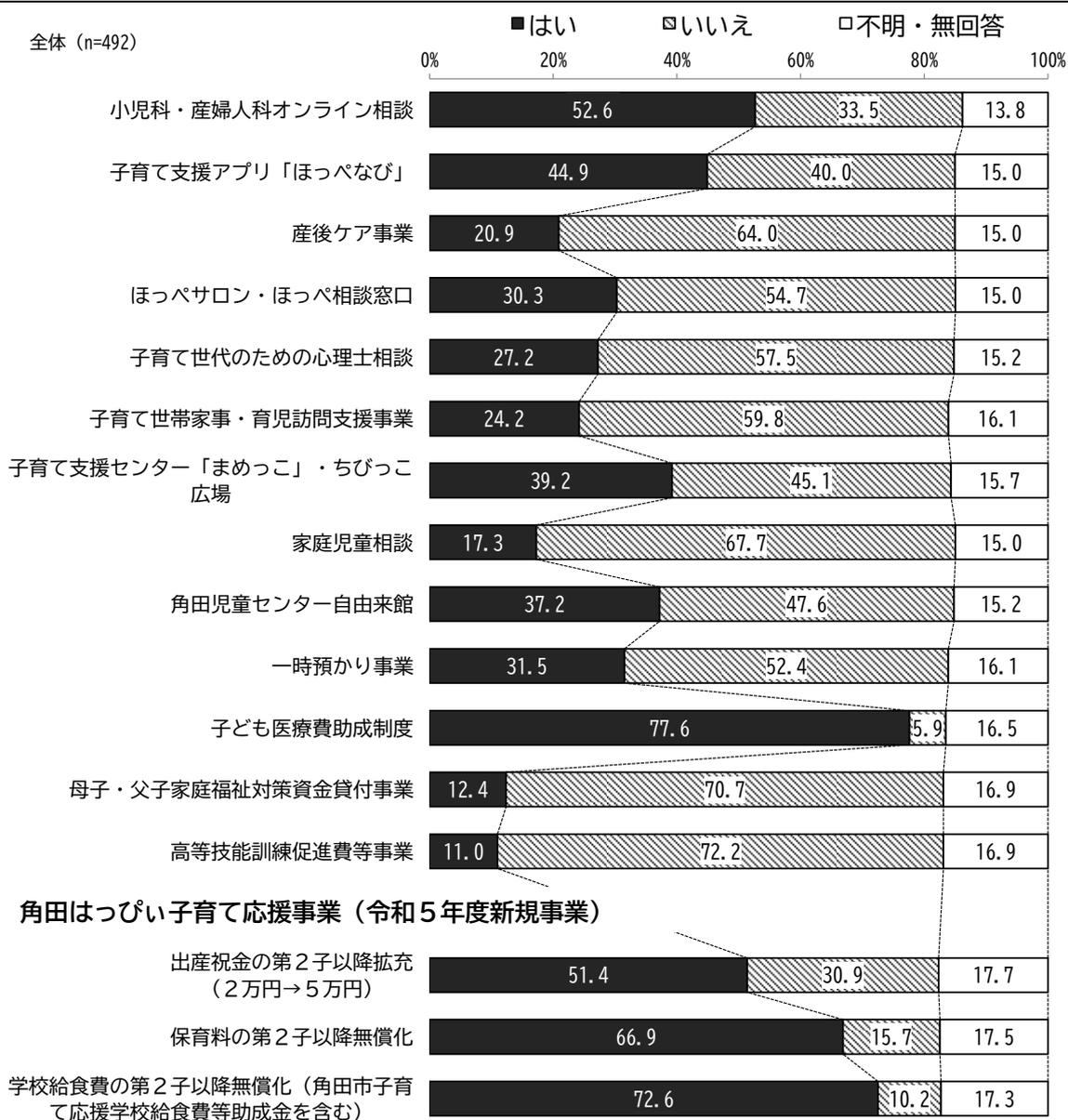


〔利用意向〕

今後の利用意向については、「子ども医療費助成制度」が77.6%と高くなっています。

次いで、「学校給食費の第2子以降無償化」が72.6%、「保育料の第2子以降無償化」が66.9%となっています。

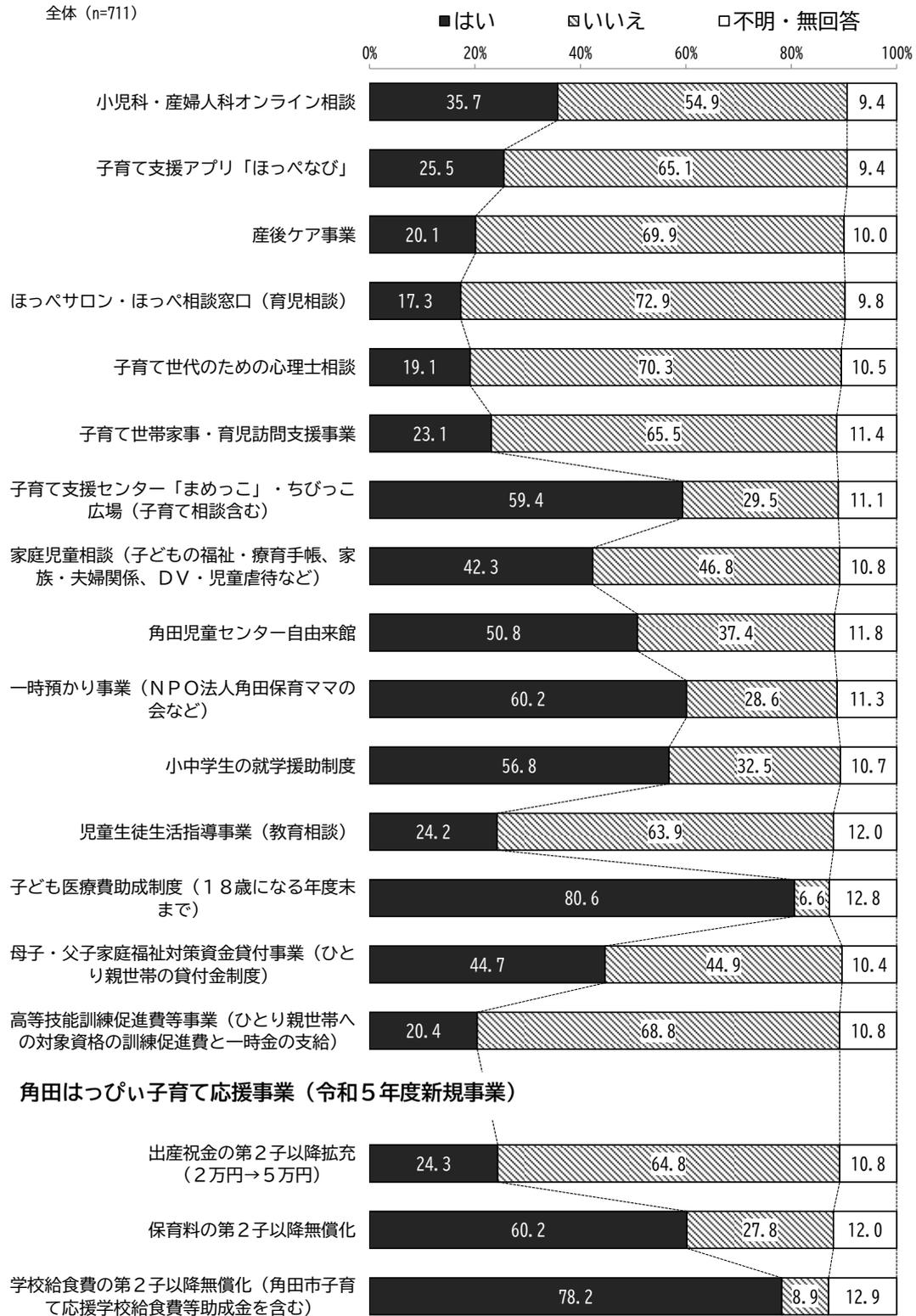
また、「小児科・産婦人科オンライン相談」が52.6%、「子育て支援アプリ『ほっぺなび』」が44.9%となっており、それぞれ令和4年度と5年度にサービスを開始した事業について、関心が高まっています。



【小学生保護者】

〔認知度〕

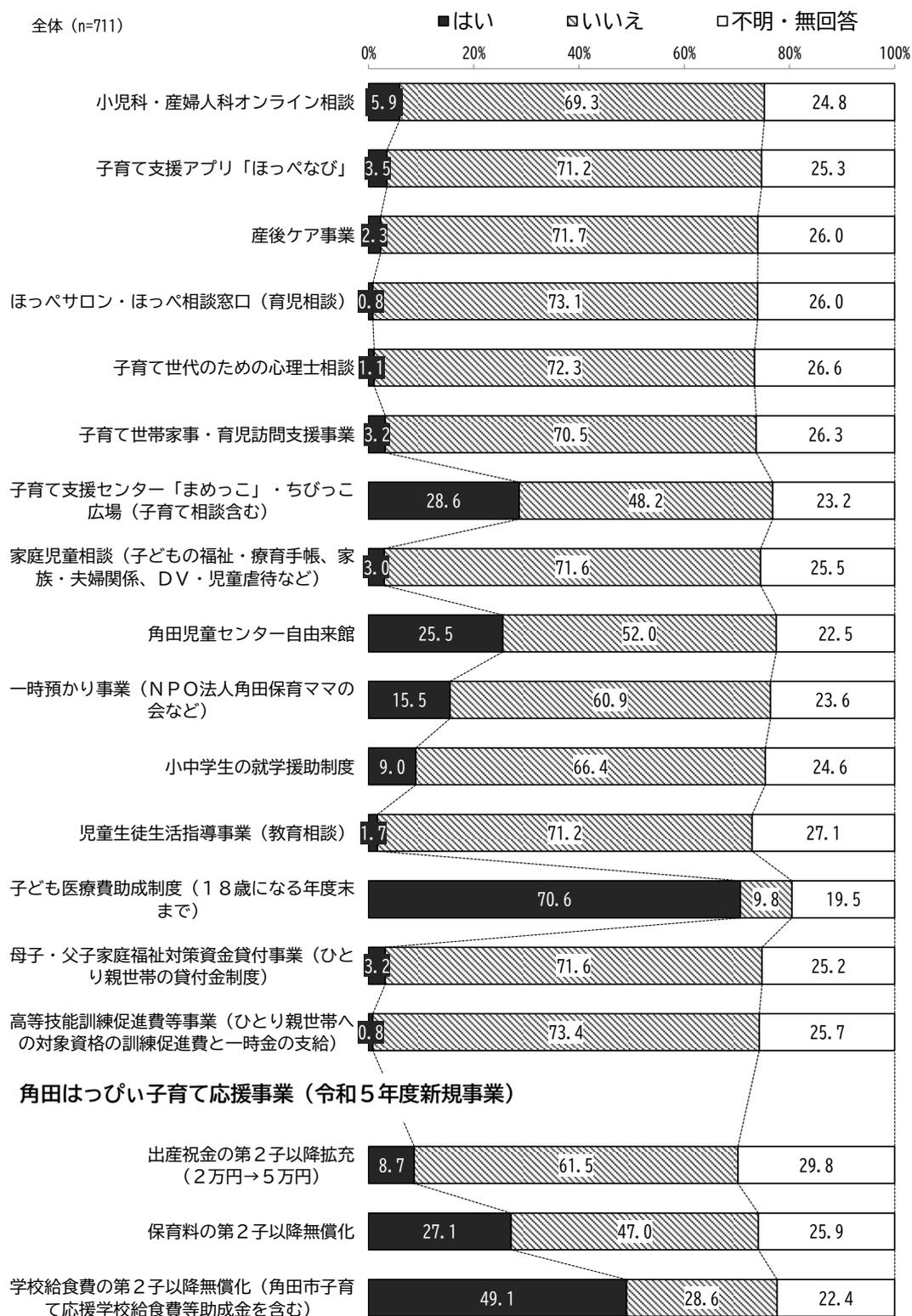
認知度については、「子ども医療費助成制度」が 80.6%、「学校給食費の第 2 子以降無償化」が 78.2%と高くなっています。



〔利用経験〕

利用状況については、「子ども医療費助成制度」が70.6%と高くなっています。

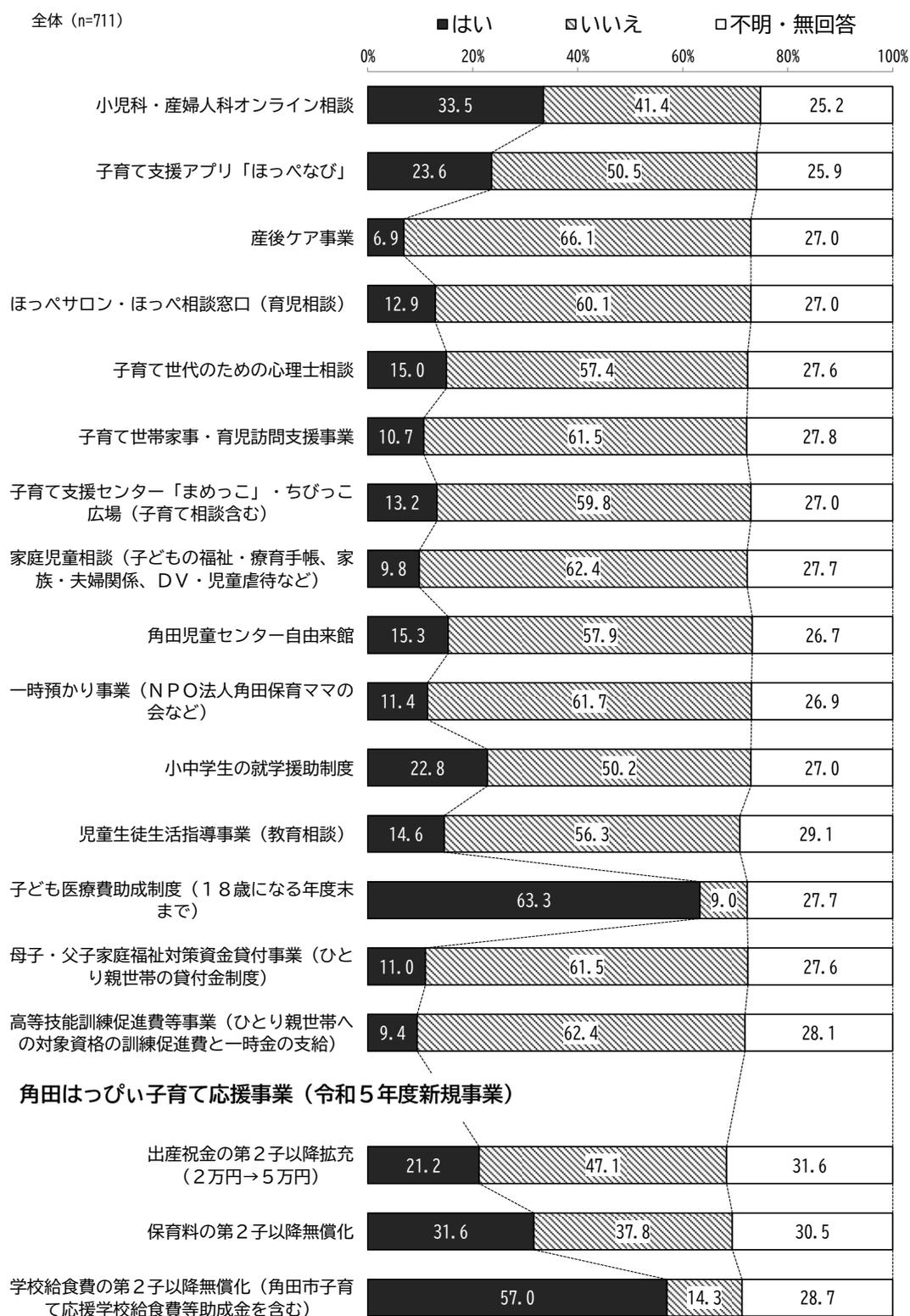
次いで、「学校給食費の第2子以降無償化」が49.1%、「子育て支援センター『まめっこ』・ちびっこ広場」が28.6%となっています。



〔利用意向〕

今後の利用意向については、「子ども医療費助成制度」が63.3%と高くなっています。次いで、「学校給食の第2子以降無償化」が57.0%、「小児科・産婦人科オンライン相談」が33.5%となっています。

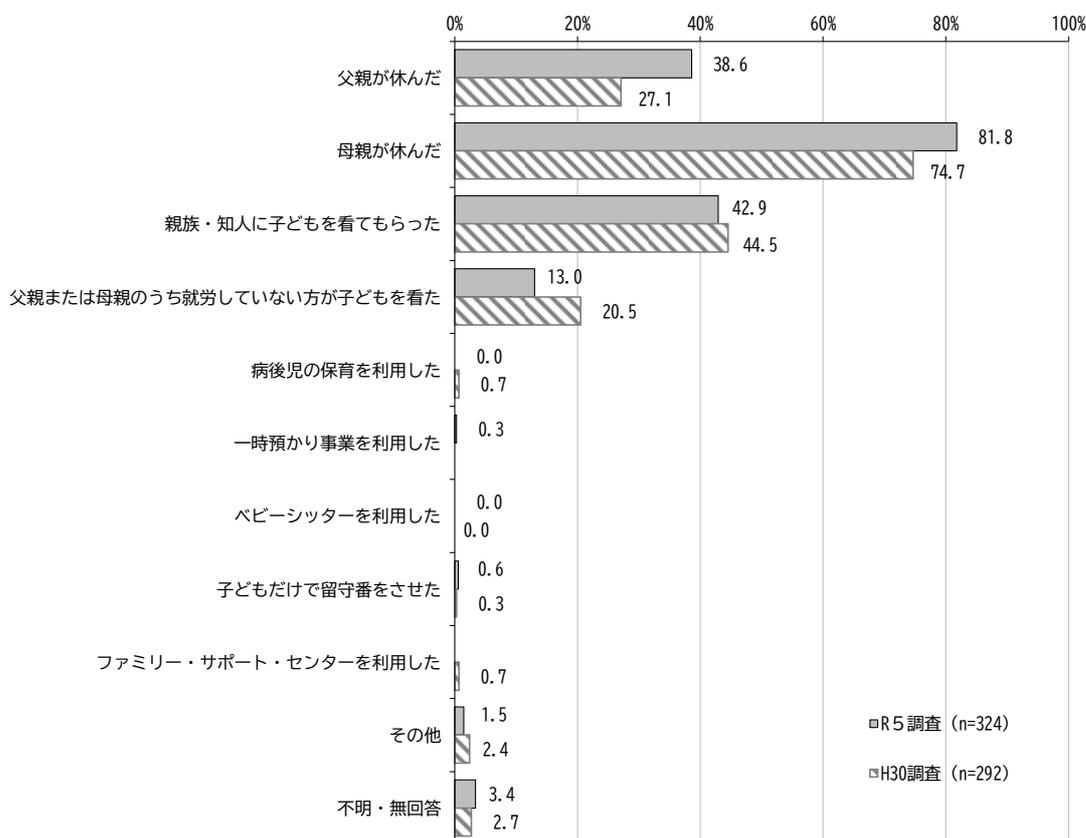
ほかにも「保育料の第2子以降無償化」が31.6%、「子育て支援アプリ『ほっぺなび』」が23.6%となっており、令和4年度と5年度にサービスを開始した事業について、関心が高まっています。



④病気の際の対応について

I お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育事業を利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法はどれになりますか。(あてはまる番号すべてに○)【就学前保護者】

「母親が休んだ」が81.8%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもを看てもらった」が42.9%、「父親が休んだ」が38.6%となっています。前回調査に比べて、「父親が休んだ」、「母親が休んだ」が増加しています。



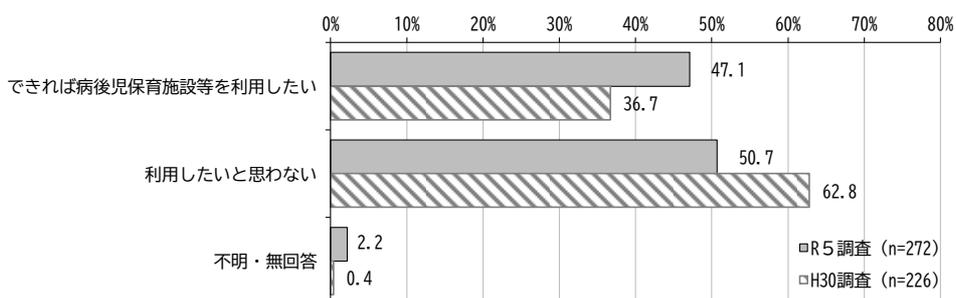
※「一時預かり事業を利用した」は、R5調査から追加した選択項目。「ファミリー・サポート・センターを利用した」はH30調査までの選択項目。

Iで「父親が休んだ」「母親が休んだ」のいずれかに○をつけた方

II その際、「できれば病後児のための保育施設等を利用したい」と思いましたか。(1つに○)

【就学前保護者】

「できれば病後児保育施設等を利用したい」が47.1%、「利用したいと思わない」が50.7%となっています。前回調査に比べて、「できれば病後児保育施設等を利用したい」が増加しています。



⑤放課後の過ごし方の希望について

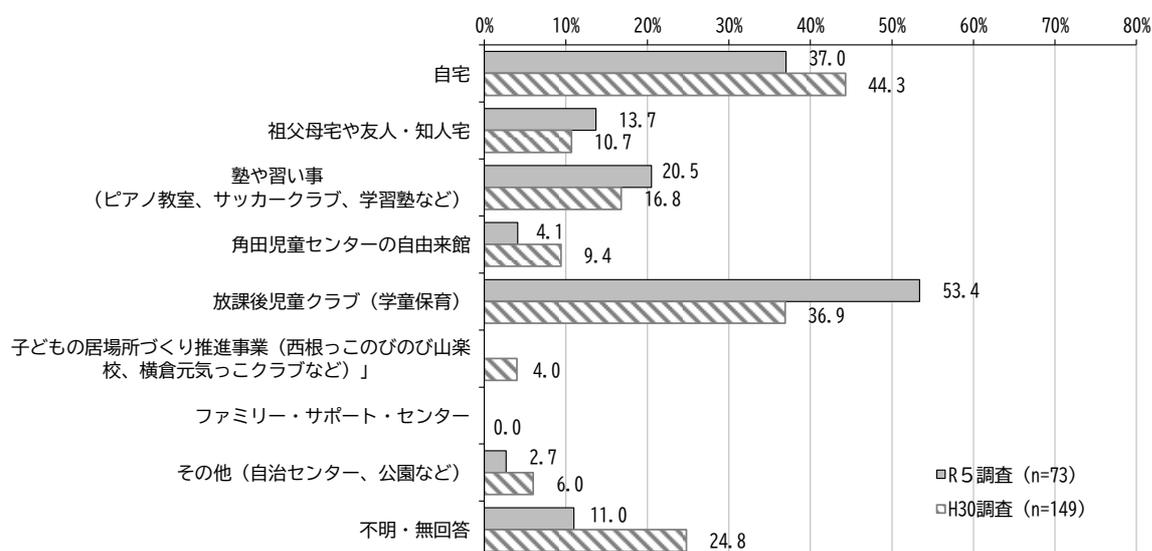
1 放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（あてはまる番号すべてに○）【就学前保護者】

小学校低学年（1～3年生）では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 53.4%と最も高く、次いで「自宅」が 37.0%、「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 20.5%となっています。

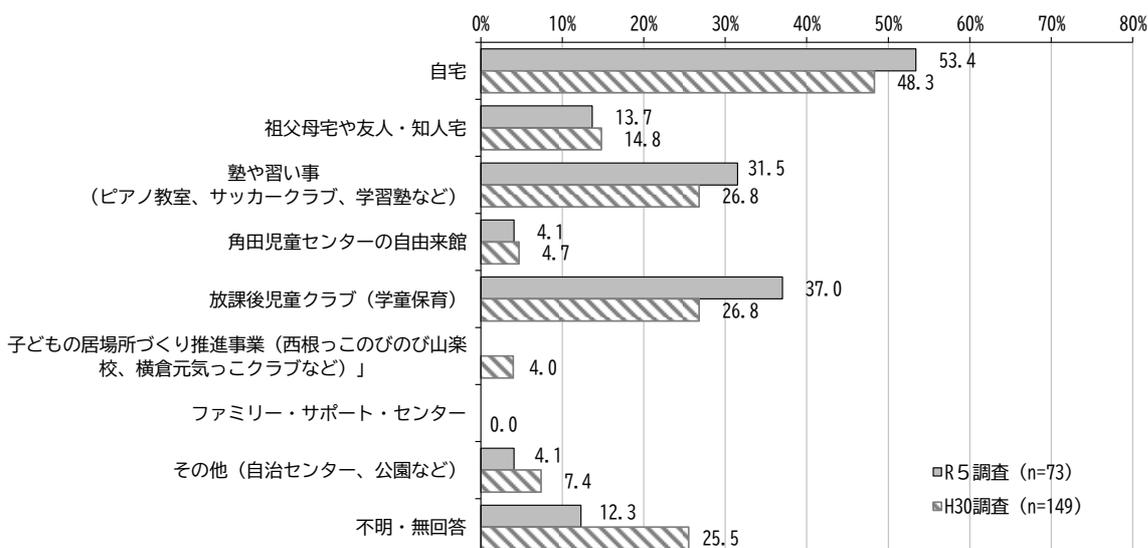
小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」が 53.4%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 37.0%、「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 31.5%となっています。

前回調査に比べて、低学年・高学年とも、「放課後児童クラブ（学童保育）」が増加しています。

【小学校低学年（1～3年生）】



【小学校高学年（4～6年生）】



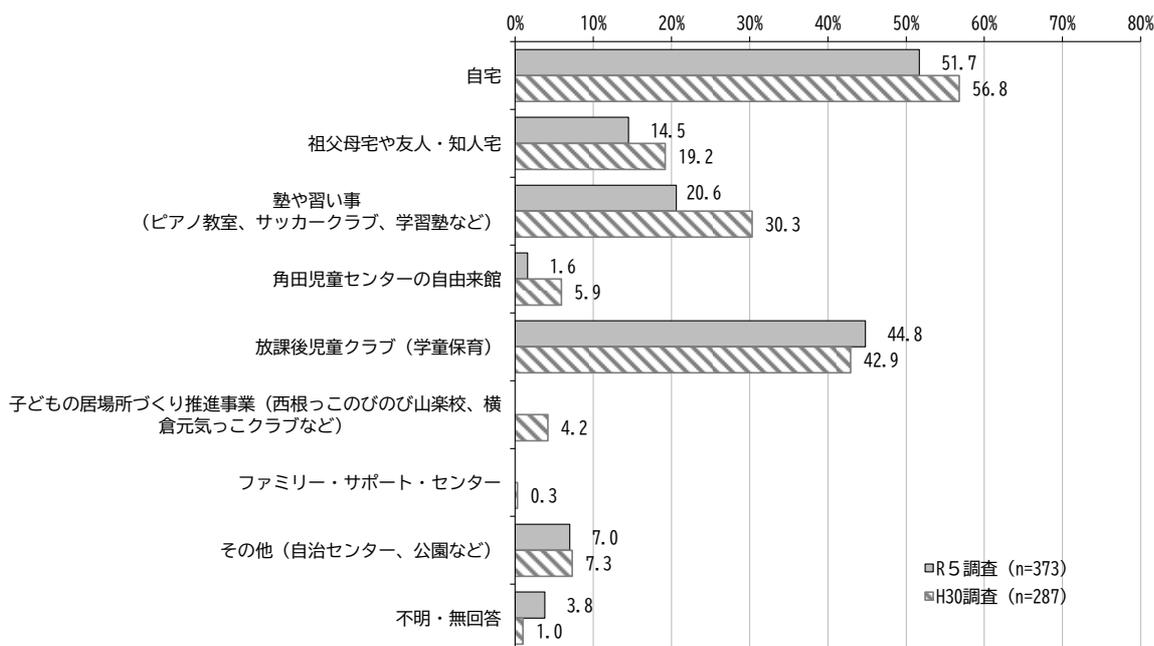
※「子どもの居場所づくり推進事業（西根っこのびのび山楽校、横倉元気っこクラブなど）」、「ファミリー・サポート・センター」は、H30 調査までの選択項目。

【小学生保護者】

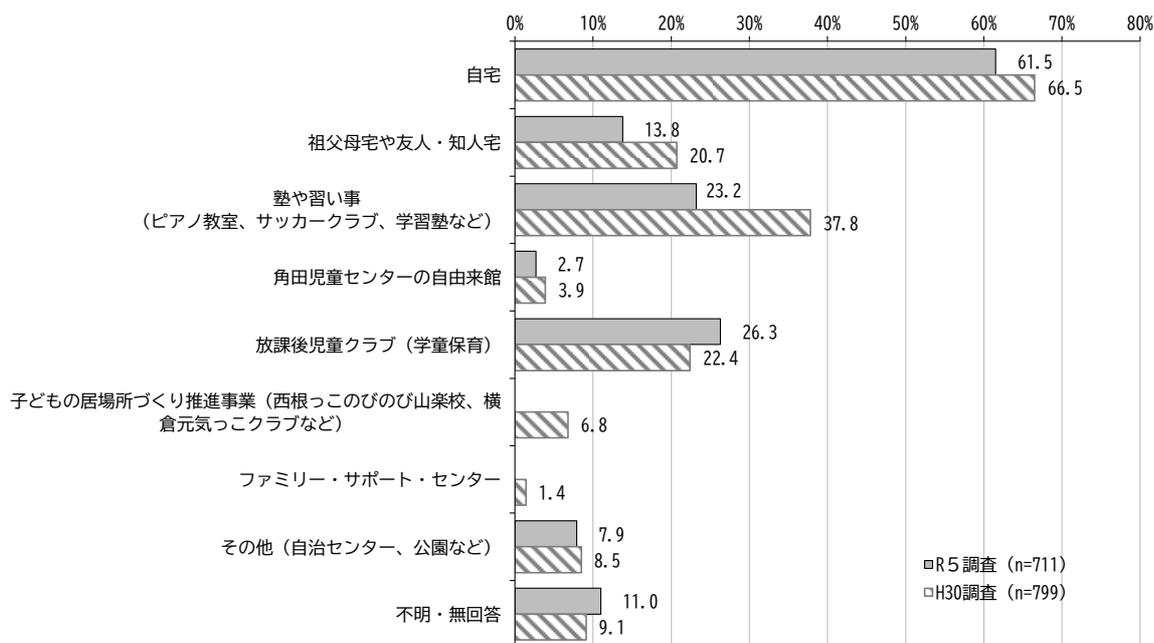
小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」が51.7%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が44.8%、「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が20.6%となっています。

小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」が61.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が26.3%、「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が23.2%となっています。

【小学校低学年（1～3年生）】



【小学校高学年（4～6年生）】



※「子どもの居場所づくり推進事業（西根っこのびのび山楽校、横倉元気っこクラブなど）」、「ファミリー・サポート・センター」は、H30 調査までの選択項目。

II お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日・長期休暇期間中に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。(1つに○)【就学前保護者】

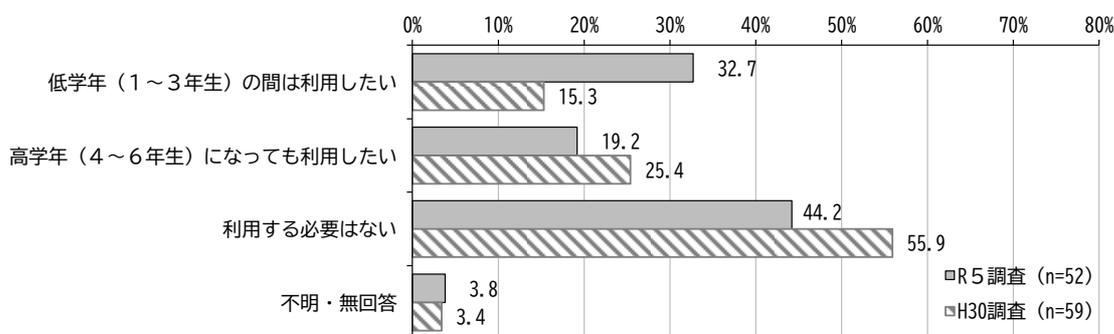
土曜日では「利用する必要はない」が44.2%と最も高く、次いで「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が32.7%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が19.2%となっています。

日曜日・祝日では「利用する必要はない」が63.5%と最も高く、次いで「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が9.6%となっています。

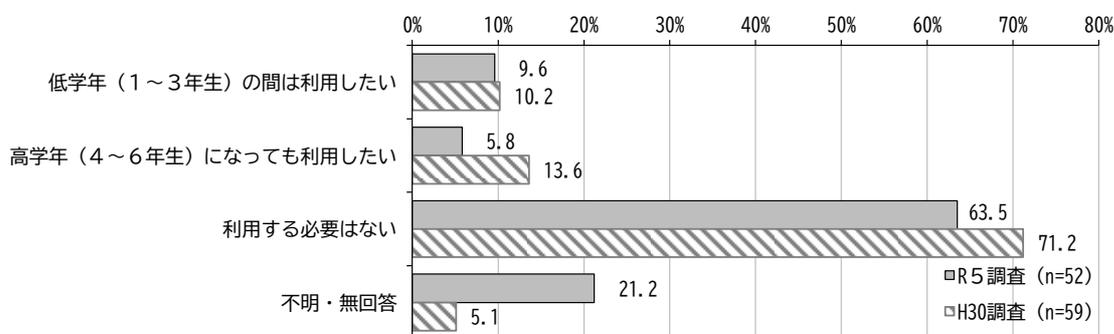
長期休暇期間中では「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が32.9%と最も高く、次いで「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が26.0%、「利用する必要はない」が21.9%となっています。

前回調査に比べて、土曜日で「低学年(1～3年生)の間は利用したい」、長期休暇期間中で「低学年(1～3年生)の間は利用したい」、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が増加しています。

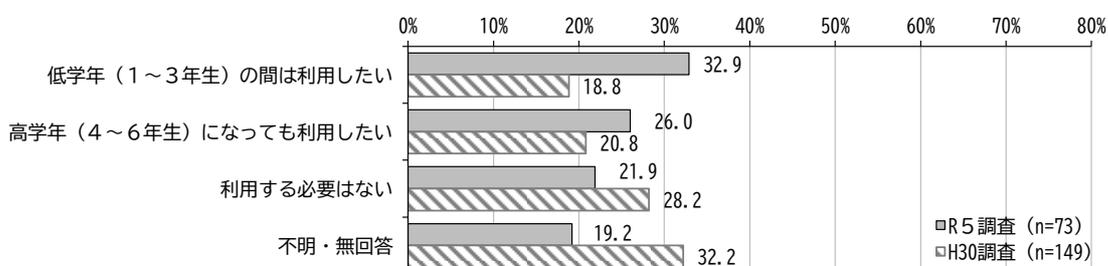
【土曜日】



【日曜日・祝日】



【長期休暇期間中】



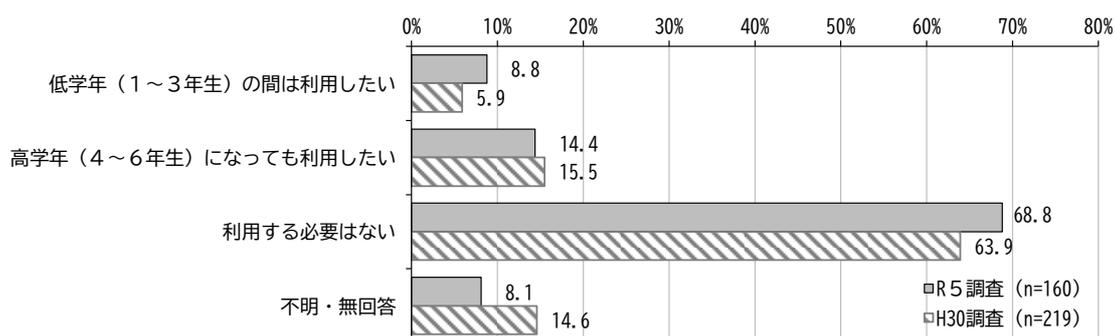
【小学生保護者】

土曜日では「利用する必要はない」が 68.8%と最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が 14.4%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が 8.8%となっています。

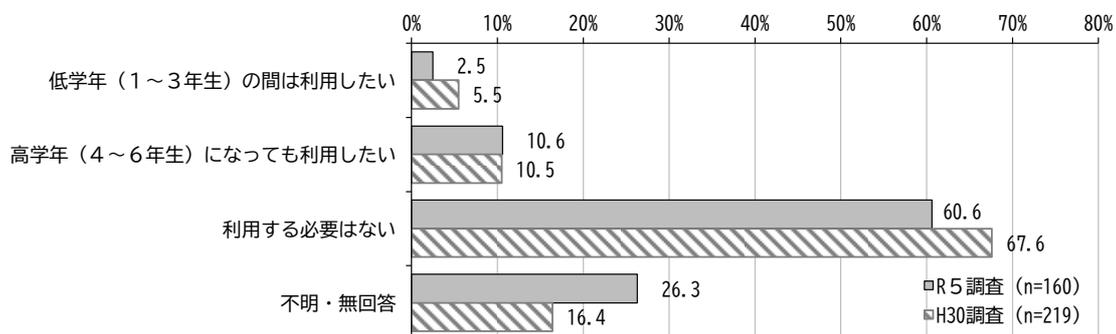
日曜日・祝日では「利用する必要はない」が 60.6%と最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が 10.6%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が 2.5%となっています。

長期休暇期間中では「利用する必要はない」が 53.4%と最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が 22.8%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が 10.3%となっています。

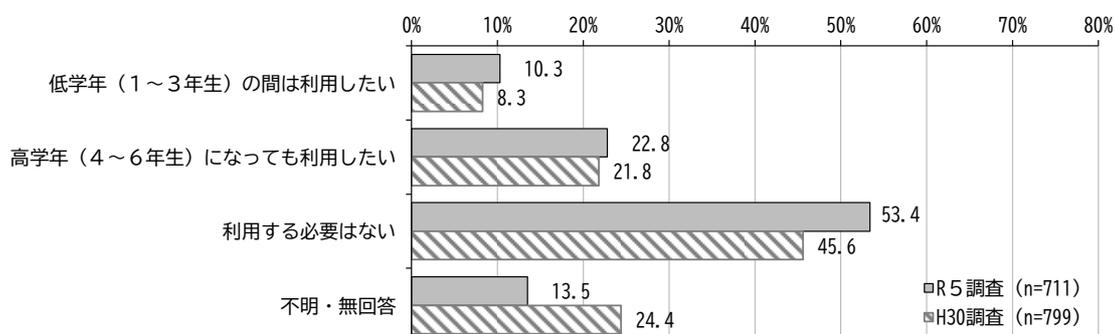
【土曜日】



【日曜日・祝日】



【長期休暇期間中】



⑥育児休業について

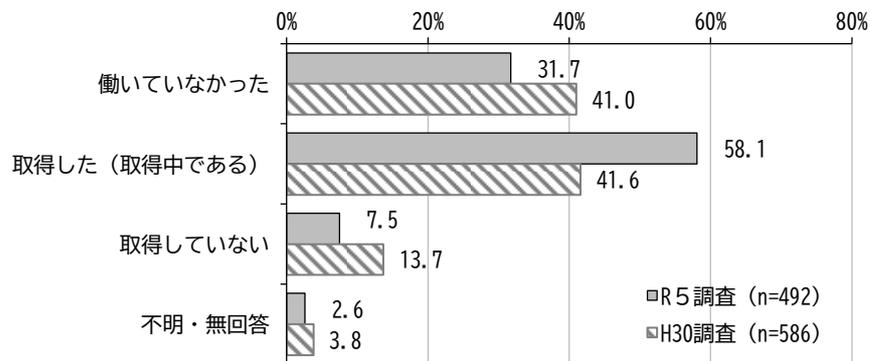
1 お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。(1つに○)

【就学前保護者】

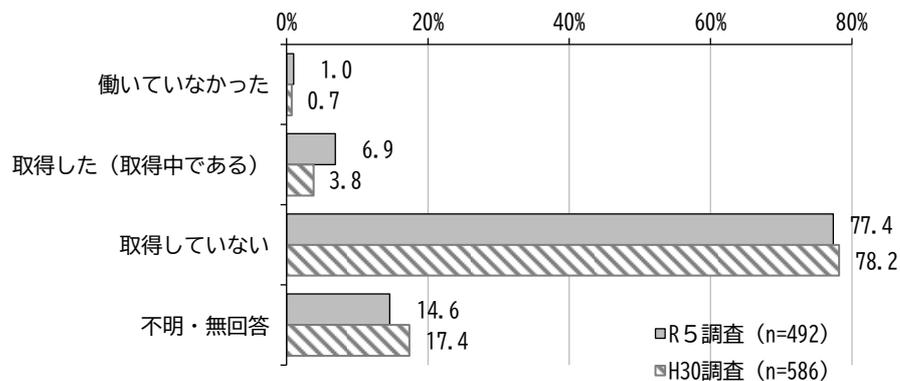
母親では「取得した(取得中である)」が58.1%と最も高く、次いで「働いていなかった」が31.7%、「取得していない」が7.5%となっています。前回調査に比べて、「取得した(取得中である)」が増加しています。

父親では「取得していない」が77.4%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」が6.9%、「働いていなかった」が1.0%となっています。前回調査に比べて、「取得した(取得中である)」がわずかに増加しています。

【母親】



【父親】



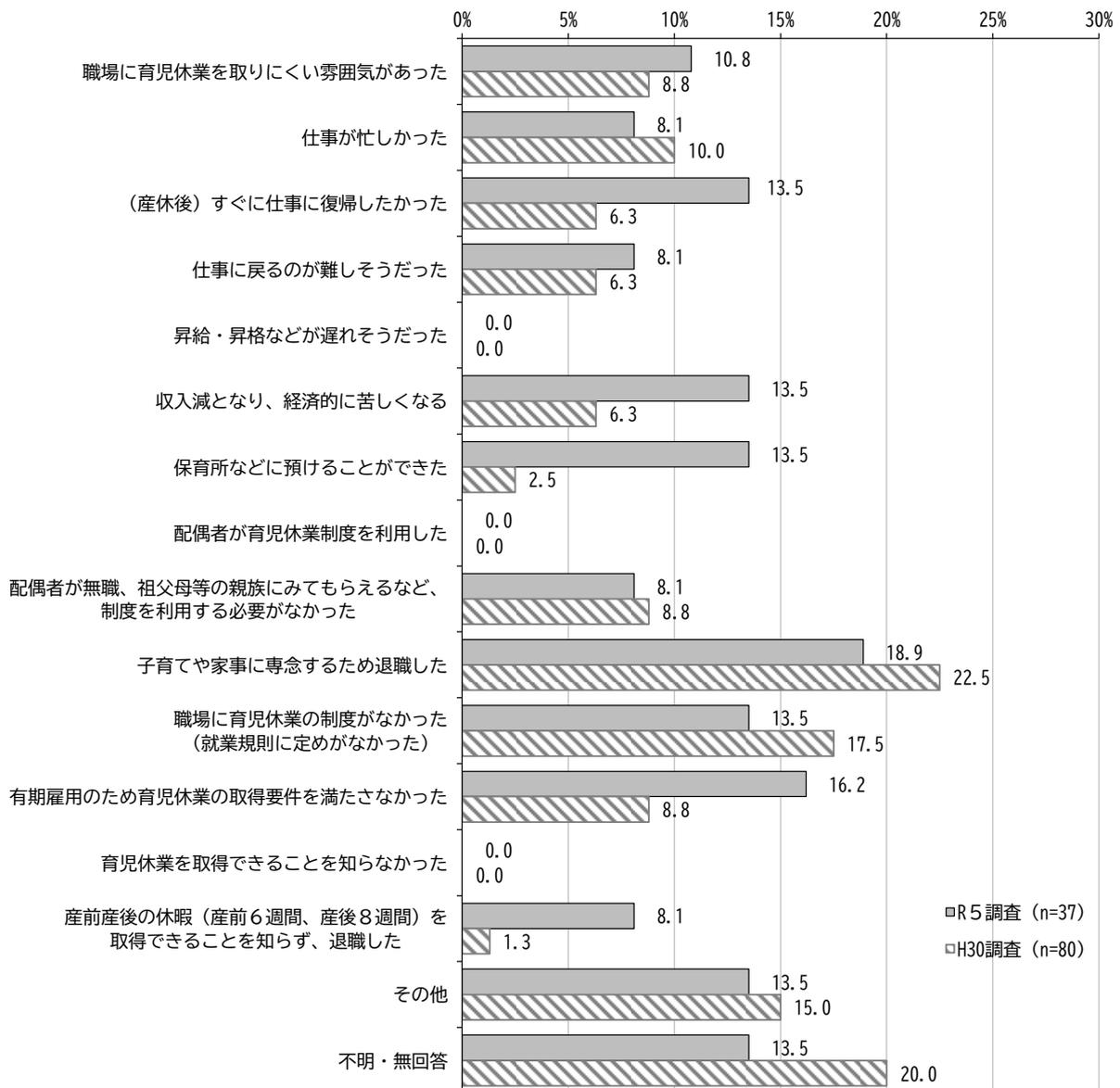
Iで「取得していない」に○をつけた方

II 取得していない理由（あてはまる番号すべてに○）

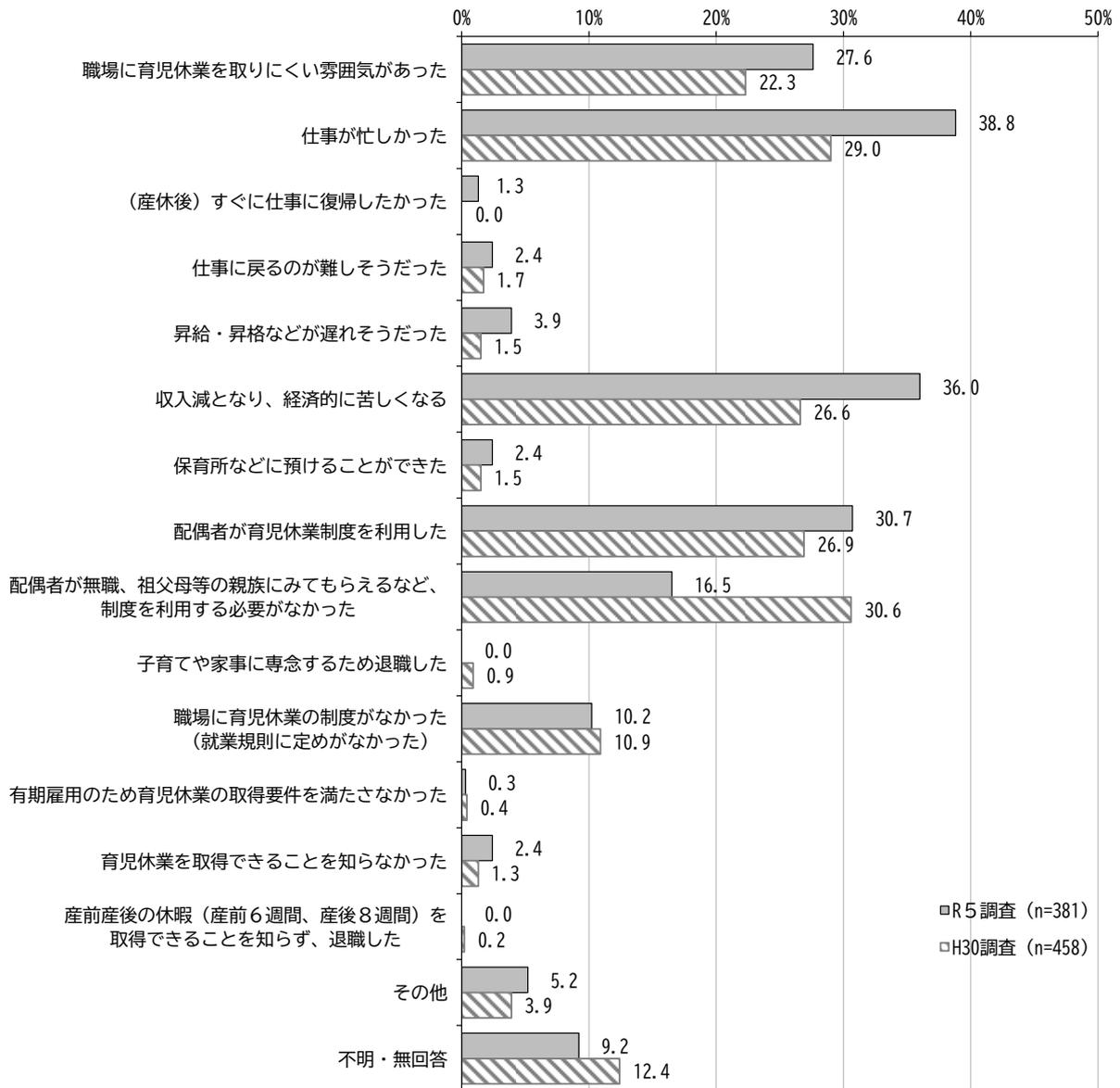
母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が 18.9%、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が 16.2%、「(産休後) すぐに仕事に復帰したかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「保育所などに預けることができた」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 13.5%となっています。

父親では「仕事が忙しかった」が 38.8%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 36.0%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が 30.7%となっています。

【母親】



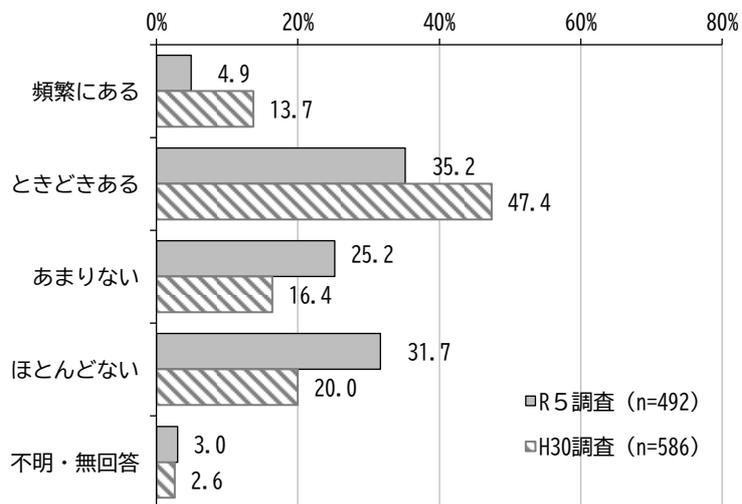
【父親】



⑦地域との関わりについて

地域の人と話したり、交流したりする機会がありますか。(1つに○)【就学前保護者】

「ときどきある」が35.2%と最も高く、次いで「ほとんどない」が31.7%、「あまりない」が25.2%となっています。前回調査に比べて、「頻繁にある」「ときどきある」が減少し、「あまりない」「ほとんどない」が増加しています。



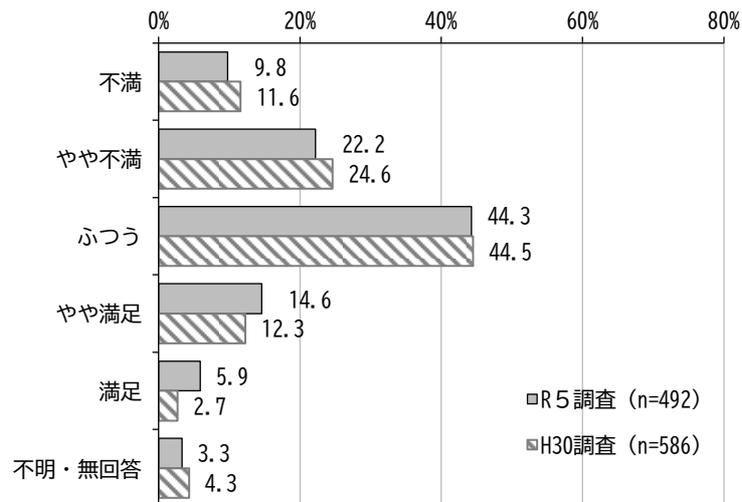
⑧子育て支援策について

Ⅰ 角田市における子育て環境や支援への満足度をお答えください。(1つに○)

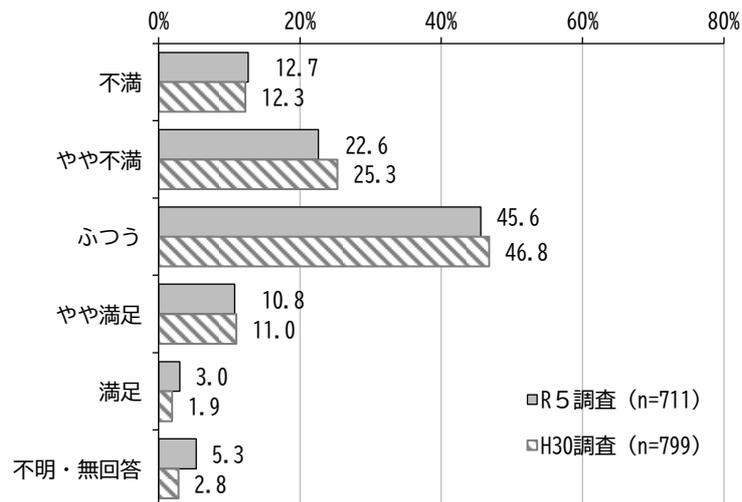
就学前保護者では、「ふつう」が44.3%と最も高く、次いで「やや不満」が22.2%、「やや満足」が14.6%となっています。前回調査に比べて、「不満」「やや不満」がわずかに減少し、「やや満足」「満足」がわずかに増加しています。

小学生保護者では、「ふつう」が45.6%と最も高く、次いで「やや不満」が22.6%、「やや満足」が10.8%となっています。前回調査と大きな差はみられませんでした。

【就学前保護者】



【小学生保護者】

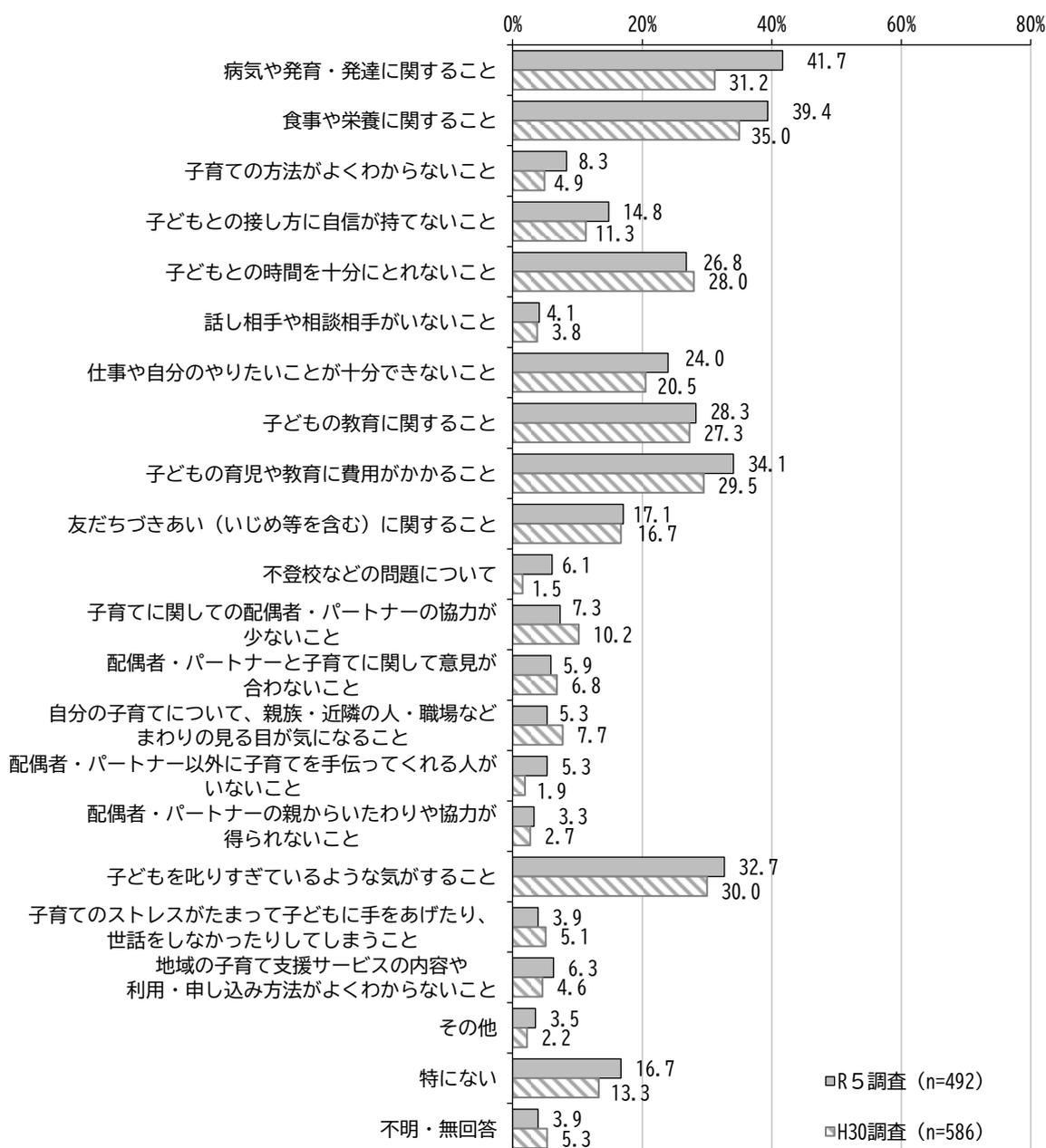


II 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。(あてはまる番号すべてに○)

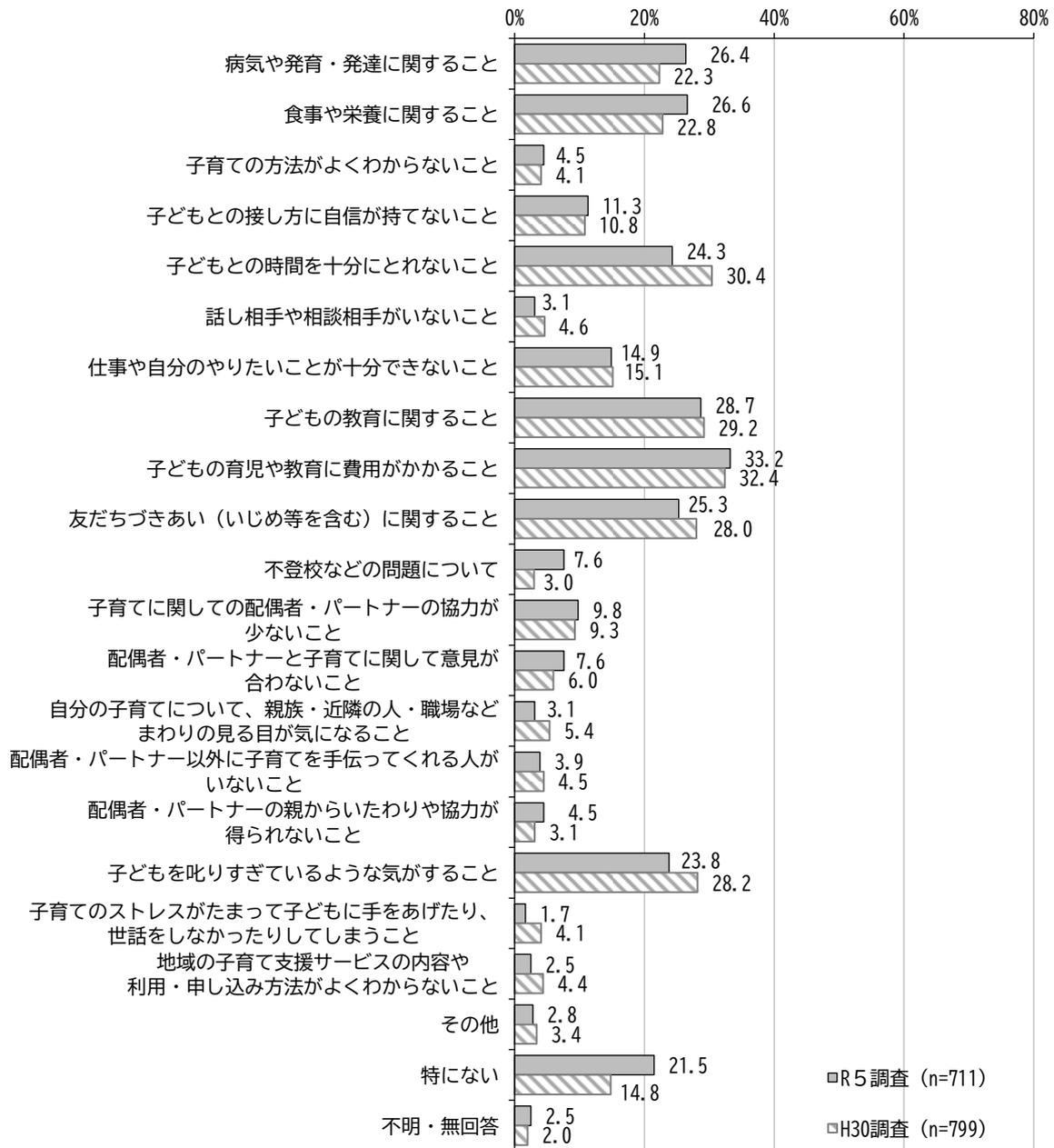
就学前保護者では、「病気や発育・発達に関すること」が41.7%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が39.4%、「子どもの育児や教育に費用がかかること」が34.1%となっています。前回調査に比べて、「病気や発育・発達に関すること」が増加しています。

小学生保護者では、「子どもの育児や教育に費用がかかること」が33.2%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」が28.7%、「食事や栄養に関すること」が26.6%となっています。前回調査に比べて、「特にない」が増加しています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】

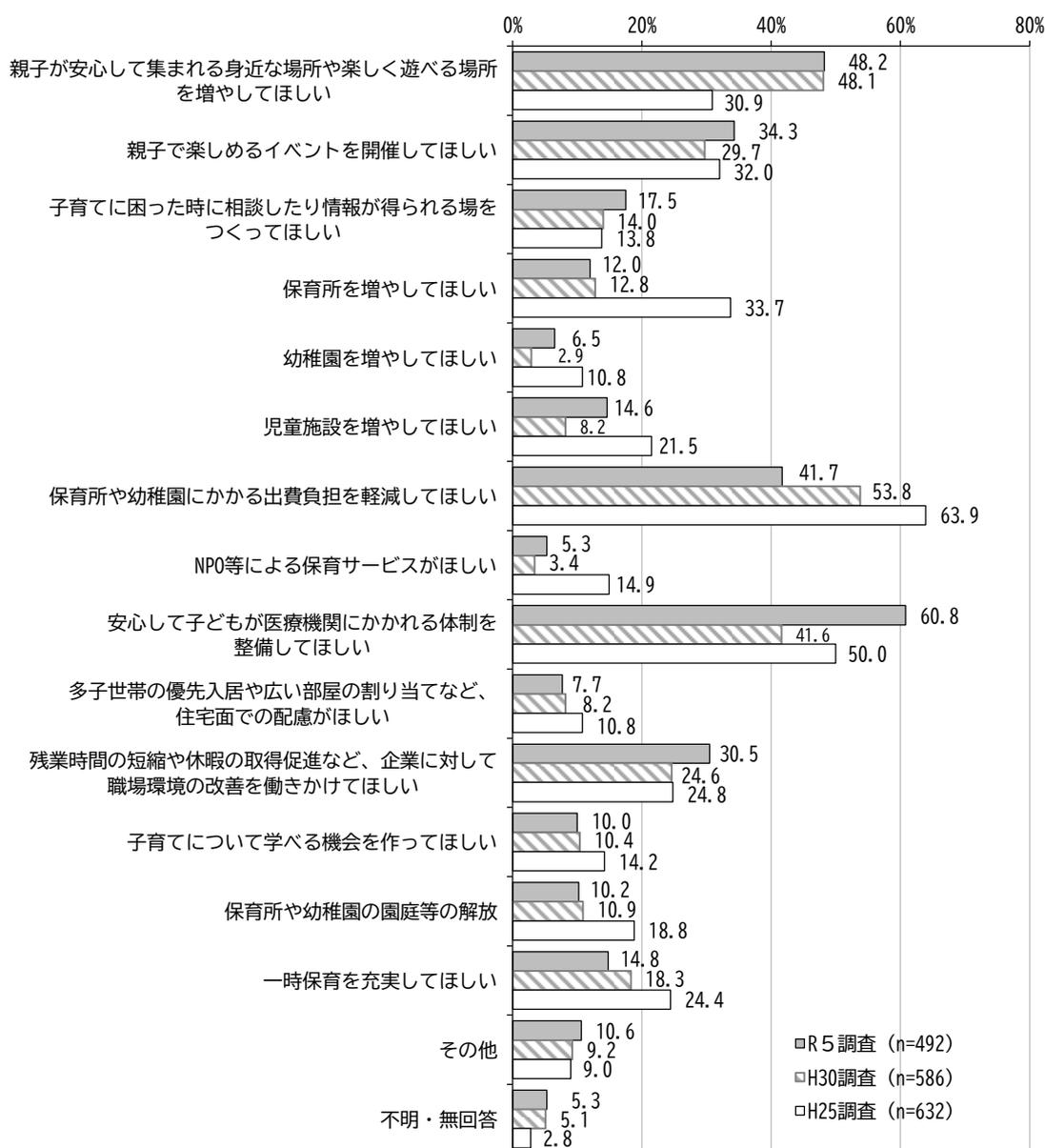


Ⅲ 市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。(あてはまる番号すべてに○)

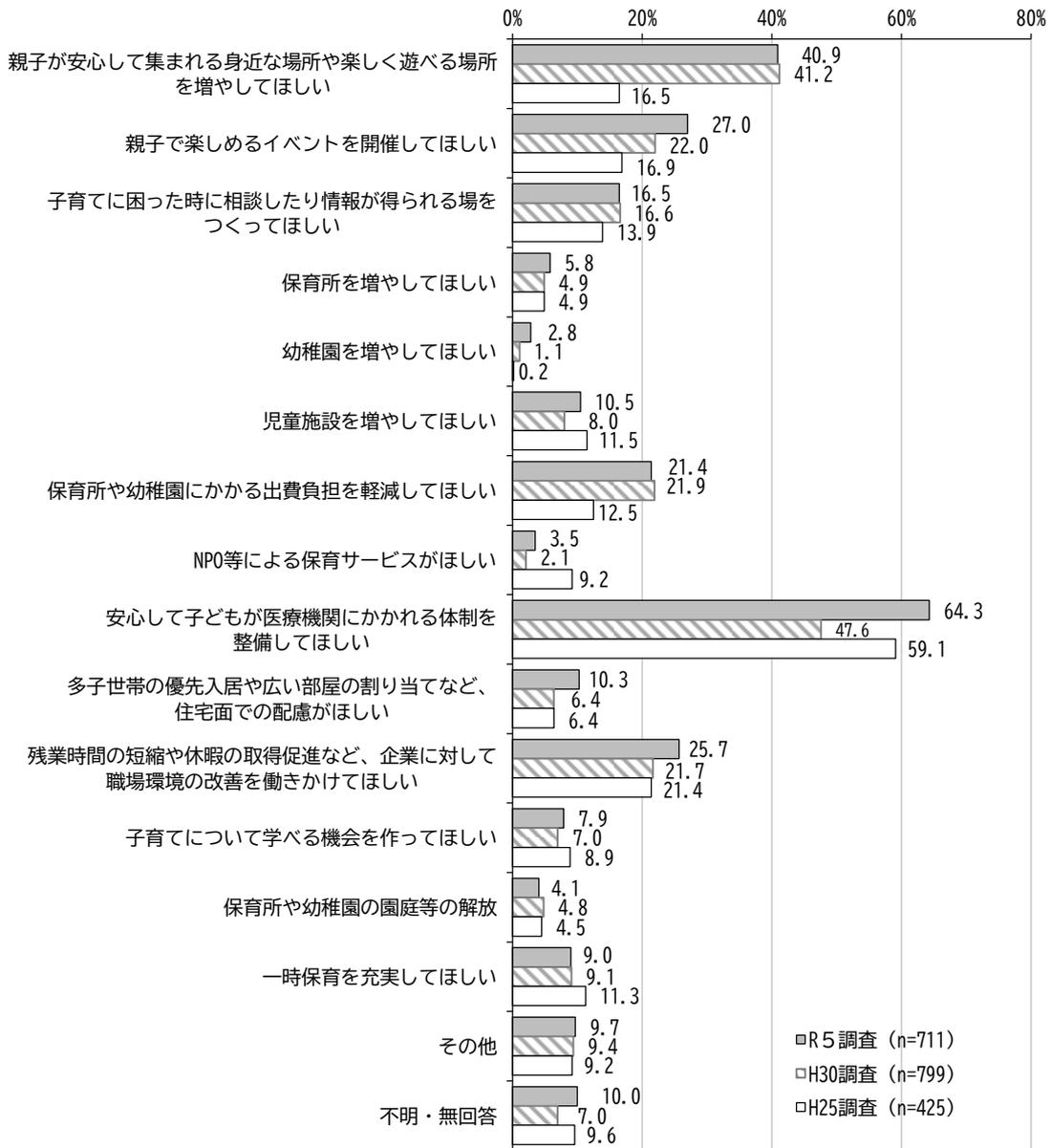
就学前保護者では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が 60.8%と最も高く、次いで「親子が安心して集まれる身近な場所や楽しく遊べる場所を増やしてほしい」が 48.2%、「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」が 41.7%となっています。前回調査に比べて、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が増加しています。

小学生保護者では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が 64.3%と最も高く、次いで「親子が安心して集まれる身近な場所や楽しく遊べる場所を増やしてほしい」が 40.9%、「親子で遊べるイベントを開催してほしい」が 27.0%となっています。前回調査に比べて、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、「親子で楽しめるイベントを開催してほしい」が増加しています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】



(6) 「子どもの生活実態調査」結果概要

小学生保護者（一部小学生本人）、中学2年生保護者（一部中学生本人）に対して実施した「子どもの生活実態調査」結果の概要を以下に掲載しています。調査の回収率等実施に係る概要は、17 ページ（2）調査概要を参照ください。

①体や心について【小学生本人、中学2年生本人】

1 あなたは自分自身のことについてどう思っていますか。（ア～カのそれぞれについて、あてはまる番号1つに○）

小学生全体をみると、[ア 頑張れば何でもできると思う]では「どちらかといえばあてはまる」、それ以外の項目では「あてはまる」が最も高くなっています。また、所得区分が下がるにつれて、[カ 自分の将来が楽しみだ]で『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の計）が減少し、『あてはまらない』（「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」の計）が増加しています。

中学2年生全体をみると、[ア 頑張れば何でもできると思う][エ 不安に感じることはない]では「どちらかといえばあてはまる」、それ以外の項目では「あてはまる」が最も高くなっています。

[ア 頑張れば何でもできると思う]

| | | あてはまる | どちらかといえば、あてはまる | どちらかといえば、あてはまらない | あてはまらない | わからない | 不明・無回答 |
|-------|--------------|-------|----------------|------------------|---------|-------|--------|
| 小学生 | 全体(n=711) | 29.8 | 45.0 | 10.5 | 4.8 | 5.8 | 4.1 |
| | 所得区分Ⅰ(n=332) | 30.4 | 44.3 | 11.7 | 5.4 | 5.4 | 2.7 |
| | 所得区分Ⅱ(n=240) | 27.9 | 45.0 | 10.8 | 5.4 | 6.7 | 4.2 |
| | 所得区分Ⅲ(n=74) | 33.8 | 48.6 | 9.5 | 1.4 | 5.4 | 1.4 |
| 中学2年生 | 全体(n=156) | 23.7 | 44.9 | 10.3 | 10.3 | 6.4 | 4.5 |
| | 所得区分Ⅰ(n=88) | 20.5 | 46.6 | 12.5 | 9.1 | 8.0 | 3.4 |
| | 所得区分Ⅱ(n=44) | 27.3 | 52.3 | 6.8 | 9.1 | 2.3 | 2.3 |
| | 所得区分Ⅲ(n=13) | 15.4 | 23.1 | 15.4 | 15.4 | 15.4 | 15.4 |

[イ 自分のことを大切に思う]

| | | あてはまる | どちらかといえば、あてはまる | どちらかといえば、あてはまらない | あてはまらない | わからない | 不明・無回答 |
|-------|--------------|-------|----------------|------------------|---------|-------|--------|
| 小学生 | 全体(n=711) | 50.8 | 33.8 | 5.1 | 2.0 | 4.2 | 4.2 |
| | 所得区分Ⅰ(n=332) | 52.4 | 35.8 | 3.3 | 2.1 | 3.6 | 2.7 |
| | 所得区分Ⅱ(n=240) | 49.2 | 34.2 | 7.1 | 2.1 | 2.5 | 5.0 |
| | 所得区分Ⅲ(n=74) | 51.4 | 33.8 | 6.8 | 1.4 | 5.4 | 1.4 |
| 中学2年生 | 全体(n=156) | 36.5 | 34.6 | 13.5 | 8.3 | 2.6 | 4.5 |
| | 所得区分Ⅰ(n=88) | 36.4 | 36.4 | 12.5 | 8.0 | 3.4 | 3.4 |
| | 所得区分Ⅱ(n=44) | 36.4 | 40.9 | 15.9 | 4.5 | 0.0 | 2.3 |
| | 所得区分Ⅲ(n=13) | 30.8 | 7.7 | 23.1 | 15.4 | 7.7 | 15.4 |

[ウ 自分には良いところがある]

| | | あてはまる | どちらかといえば、あてはまる | どちらかといえば、あてはまらない | あてはまらない | わからない | 不明・無回答 |
|-------|--------------|-------|----------------|------------------|---------|-------|--------|
| 小学生 | 全体(n=711) | 41.1 | 38.3 | 5.8 | 3.7 | 6.9 | 4.4 |
| | 所得区分Ⅰ(n=332) | 42.2 | 39.8 | 5.4 | 3.9 | 6.0 | 2.7 |
| | 所得区分Ⅱ(n=240) | 43.8 | 35.8 | 5.4 | 3.3 | 6.7 | 5.0 |
| | 所得区分Ⅲ(n=74) | 33.8 | 48.6 | 6.8 | 1.4 | 8.1 | 1.4 |
| 中学2年生 | 全体(n=156) | 35.9 | 32.1 | 14.1 | 7.1 | 5.8 | 5.1 |
| | 所得区分Ⅰ(n=88) | 35.2 | 34.1 | 11.4 | 8.0 | 6.8 | 4.5 |
| | 所得区分Ⅱ(n=44) | 34.1 | 36.4 | 20.5 | 4.5 | 2.3 | 2.3 |
| | 所得区分Ⅲ(n=13) | 30.8 | 23.1 | 15.4 | 7.7 | 7.7 | 15.4 |

[エ 不安に感じるところはない]

| | | あてはまる | どちらかといえば、あてはまる | どちらかといえば、あてはまらない | あてはまらない | わからない | 不明・無回答 |
|-------|--------------|-------|----------------|------------------|---------|-------|--------|
| 小学生 | 全体(n=711) | 26.2 | 25.7 | 21.9 | 14.1 | 7.7 | 4.4 |
| | 所得区分Ⅰ(n=332) | 26.2 | 28.6 | 20.5 | 13.6 | 8.4 | 2.7 |
| | 所得区分Ⅱ(n=240) | 25.0 | 22.9 | 23.8 | 15.0 | 7.9 | 5.4 |
| | 所得区分Ⅲ(n=74) | 27.0 | 28.4 | 24.3 | 16.2 | 2.7 | 1.4 |
| 中学2年生 | 全体(n=156) | 15.4 | 17.3 | 34.0 | 23.1 | 5.8 | 4.5 |
| | 所得区分Ⅰ(n=88) | 14.8 | 14.8 | 39.8 | 22.7 | 4.5 | 3.4 |
| | 所得区分Ⅱ(n=44) | 9.1 | 31.8 | 34.1 | 11.4 | 11.4 | 2.3 |
| | 所得区分Ⅲ(n=13) | 30.8 | 0.0 | 15.4 | 38.5 | 0.0 | 15.4 |

[オ 孤独を感じることはない]

| | | あてはまる | どちらかといえば、あてはまる | どちらかといえば、あてはまらない | あてはまらない | わからない | 不明・無回答 |
|-------|--------------|-------|----------------|------------------|---------|-------|--------|
| 小学生 | 全体(n=711) | 42.6 | 17.2 | 12.7 | 17.3 | 5.3 | 4.9 |
| | 所得区分Ⅰ(n=332) | 44.3 | 18.7 | 10.8 | 17.5 | 5.4 | 3.3 |
| | 所得区分Ⅱ(n=240) | 40.0 | 15.8 | 13.8 | 19.6 | 5.0 | 5.8 |
| | 所得区分Ⅲ(n=74) | 48.6 | 14.9 | 16.2 | 9.5 | 8.1 | 2.7 |
| 中学2年生 | 全体(n=156) | 28.8 | 23.7 | 25.6 | 12.8 | 3.8 | 5.1 |
| | 所得区分Ⅰ(n=88) | 31.8 | 21.6 | 28.4 | 11.4 | 3.4 | 3.4 |
| | 所得区分Ⅱ(n=44) | 25.0 | 31.8 | 22.7 | 9.1 | 6.8 | 4.5 |
| | 所得区分Ⅲ(n=13) | 15.4 | 7.7 | 23.1 | 38.5 | 0.0 | 15.4 |

[カ 自分の将来が楽しみだ]

| | | あてはまる | どちらかといえば、あてはまる | どちらかといえば、あてはまらない | あてはまらない | わからない | 不明・無回答 |
|-------|--------------|-------|----------------|------------------|---------|-------|--------|
| 小学生 | 全体(n=711) | 47.4 | 25.9 | 7.6 | 4.9 | 10.0 | 4.2 |
| | 所得区分Ⅰ(n=332) | 49.4 | 26.8 | 6.3 | 4.2 | 10.2 | 3.0 |
| | 所得区分Ⅱ(n=240) | 46.3 | 26.3 | 7.9 | 5.8 | 9.2 | 4.6 |
| | 所得区分Ⅲ(n=74) | 44.6 | 23.0 | 10.8 | 4.1 | 16.2 | 1.4 |
| 中学2年生 | 全体(n=156) | 26.9 | 29.5 | 18.6 | 12.2 | 8.3 | 4.5 |
| | 所得区分Ⅰ(n=88) | 25.0 | 34.1 | 17.0 | 13.6 | 6.8 | 3.4 |
| | 所得区分Ⅱ(n=44) | 25.0 | 34.1 | 18.2 | 6.8 | 13.6 | 2.3 |
| | 所得区分Ⅲ(n=13) | 30.8 | 7.7 | 23.1 | 15.4 | 7.7 | 15.4 |

Ⅱ いま、あなたは、いやなことや悩んでいることがありますか。(あてはまる番号すべてに○)

小学生全体をみると、「いやなことや悩んでいることがない」が56.3%と最も高く、次いで「学校や勉強のこと」が18.0%、「友だちのこと」が13.4%となっています。また、所得区分が下がるにつれて「学校や勉強のこと」が増加しています。

中学2年生全体をみると、「学校や勉強のこと」が46.8%と最も高く、次いで「進学・進路のこと」が46.2%、「いやなことや悩んでいることがない」が32.1%となっています。また、所得区分が下がるにつれて「友だちのこと」が増加しています。

| | | 家族・家庭のこと | 学校や勉強のこと | クラブ活動のこと | 自分のこと(外見や体型など) | 友だちのこと | 好きな人のこと | 進学・進路のこと | その他 | いやなことや悩んでいることがない | 不明・無回答 |
|-------|--------------|----------|----------|----------|----------------|--------|---------|----------|-----|------------------|--------|
| 小学生 | 全体(n=711) | 3.1 | 18.0 | 1.1 | 10.4 | 13.4 | 2.3 | 3.0 | 1.7 | 56.3 | 7.5 |
| | 所得区分Ⅰ(n=332) | 3.6 | 15.4 | 1.8 | 9.0 | 11.1 | 1.8 | 2.4 | 2.1 | 62.7 | 4.5 |
| | 所得区分Ⅱ(n=240) | 3.3 | 21.3 | 0.4 | 8.3 | 16.7 | 2.9 | 4.2 | 0.8 | 53.8 | 8.3 |
| | 所得区分Ⅲ(n=74) | 1.4 | 24.3 | 1.4 | 14.9 | 13.5 | 4.1 | 2.7 | 2.7 | 47.3 | 8.1 |
| 中学2年生 | 全体(n=156) | 7.7 | 46.8 | 12.2 | 16.0 | 17.3 | 1.9 | 46.2 | 2.6 | 32.1 | 1.9 |
| | 所得区分Ⅰ(n=88) | 8.0 | 38.6 | 12.5 | 14.8 | 15.9 | 1.1 | 40.9 | 3.4 | 39.8 | 1.1 |
| | 所得区分Ⅱ(n=44) | 4.5 | 59.1 | 13.6 | 6.8 | 18.2 | 2.3 | 54.5 | 0.0 | 25.0 | 2.3 |
| | 所得区分Ⅲ(n=13) | 15.4 | 46.2 | 7.7 | 53.8 | 30.8 | 7.7 | 46.2 | 0.0 | 15.4 | 7.7 |

②将来について【小学生本人、中学2年生本人】

理想的には、将来どの学校まで進学したいと思いますか。(1つに○)

小学生全体をみると、「大学または大学院」が35.9%と最も高く、次いで「高校」が31.5%、「専門学校（専修学校、各種学校）」が18.3%となっています。また、所得区分が下がるにつれて「大学または大学院」が減少し、「高校」が増加しています。

中学2年生全体をみると、「高校」が42.3%と最も高く、次いで「大学または大学院」が40.4%、「専門学校（専修学校、各種学校）」が11.5%となっています。また、所得区分が下がるにつれて「大学または大学院」が減少し、「高校」が増加しています。

| | | 中学校 | 高校 | 高等専門学校(高専)・短期大学 | 専門学校(専修学校、各種学校) | 大学または大学院 | 不明・無回答 |
|-------|--------------|-----|------|-----------------|-----------------|----------|--------|
| 小学生 | 全体(n=711) | 1.4 | 31.5 | 5.8 | 18.3 | 35.9 | 7.2 |
| | 所得区分Ⅰ(n=332) | 0.6 | 28.3 | 7.8 | 15.7 | 43.1 | 4.5 |
| | 所得区分Ⅱ(n=240) | 2.1 | 33.3 | 3.8 | 22.1 | 32.1 | 6.7 |
| | 所得区分Ⅲ(n=74) | 2.7 | 39.2 | 6.8 | 20.3 | 23.0 | 8.1 |
| 中学2年生 | 全体(n=156) | 0.0 | 42.3 | 4.5 | 11.5 | 40.4 | 1.3 |
| | 所得区分Ⅰ(n=88) | 0.0 | 29.5 | 3.4 | 11.4 | 54.5 | 1.1 |
| | 所得区分Ⅱ(n=44) | 0.0 | 52.3 | 9.1 | 13.6 | 25.0 | 0.0 |
| | 所得区分Ⅲ(n=13) | 0.0 | 84.6 | 0.0 | 0.0 | 7.7 | 7.7 |

③世帯の状況について【小学生保護者、中学2年生保護者】

- Ⅰ 過去1年間で、家族が必要な食料（嗜好品は含みません）を買えなかったことはありますか。
（あてはまる番号1つに○）

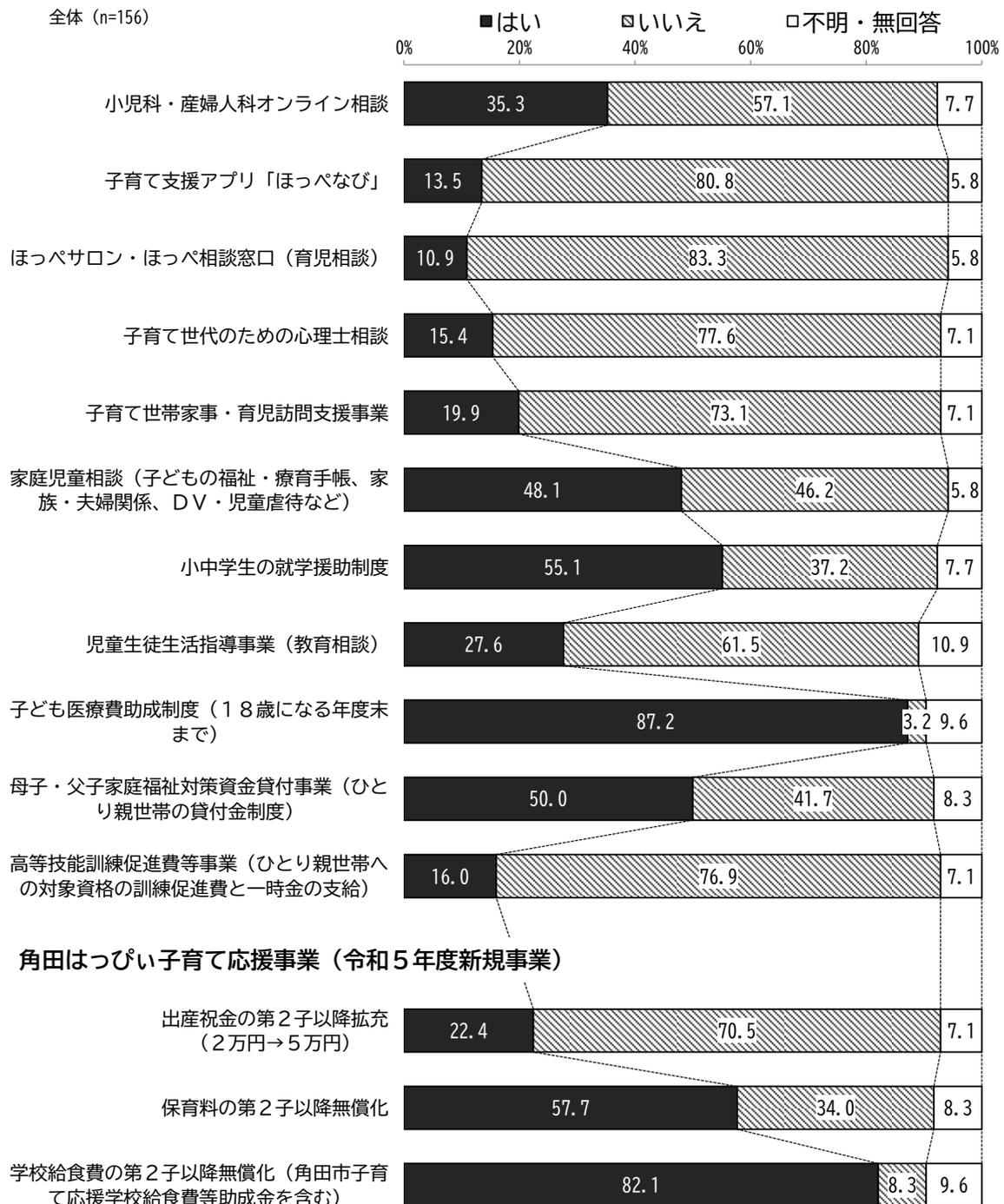
小学生全体・中学2年生ともに、「まったくなかった」が最も高くなっています。また、所得区分が下がるにつれて、「まったくなかった」が低くなっています。

| | | よくあった | ときどきあった | まれにあった | まったくなかった | 不明・無回答 |
|-------|--------------|-------|---------|--------|----------|--------|
| 小学生 | 全体(n=711) | 0.8 | 6.9 | 8.2 | 80.6 | 3.5 |
| | 所得区分Ⅰ(n=332) | 0.3 | 3.3 | 2.1 | 93.7 | 0.6 |
| | 所得区分Ⅱ(n=240) | 1.3 | 8.3 | 16.3 | 73.3 | 0.8 |
| | 所得区分Ⅲ(n=74) | 2.7 | 21.6 | 12.2 | 60.8 | 2.7 |
| 中学2年生 | 全体(n=156) | 1.9 | 2.6 | 5.1 | 87.8 | 2.6 |
| | 所得区分Ⅰ(n=88) | 1.1 | 0.0 | 4.5 | 94.3 | 0.0 |
| | 所得区分Ⅱ(n=44) | 0.0 | 6.8 | 9.1 | 84.1 | 0.0 |
| | 所得区分Ⅲ(n=13) | 15.4 | 7.7 | 0.0 | 69.2 | 7.7 |

II 下記の事業や制度で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものをお答えください。(あてはまる番号1つに○)【中学2年生保護者】

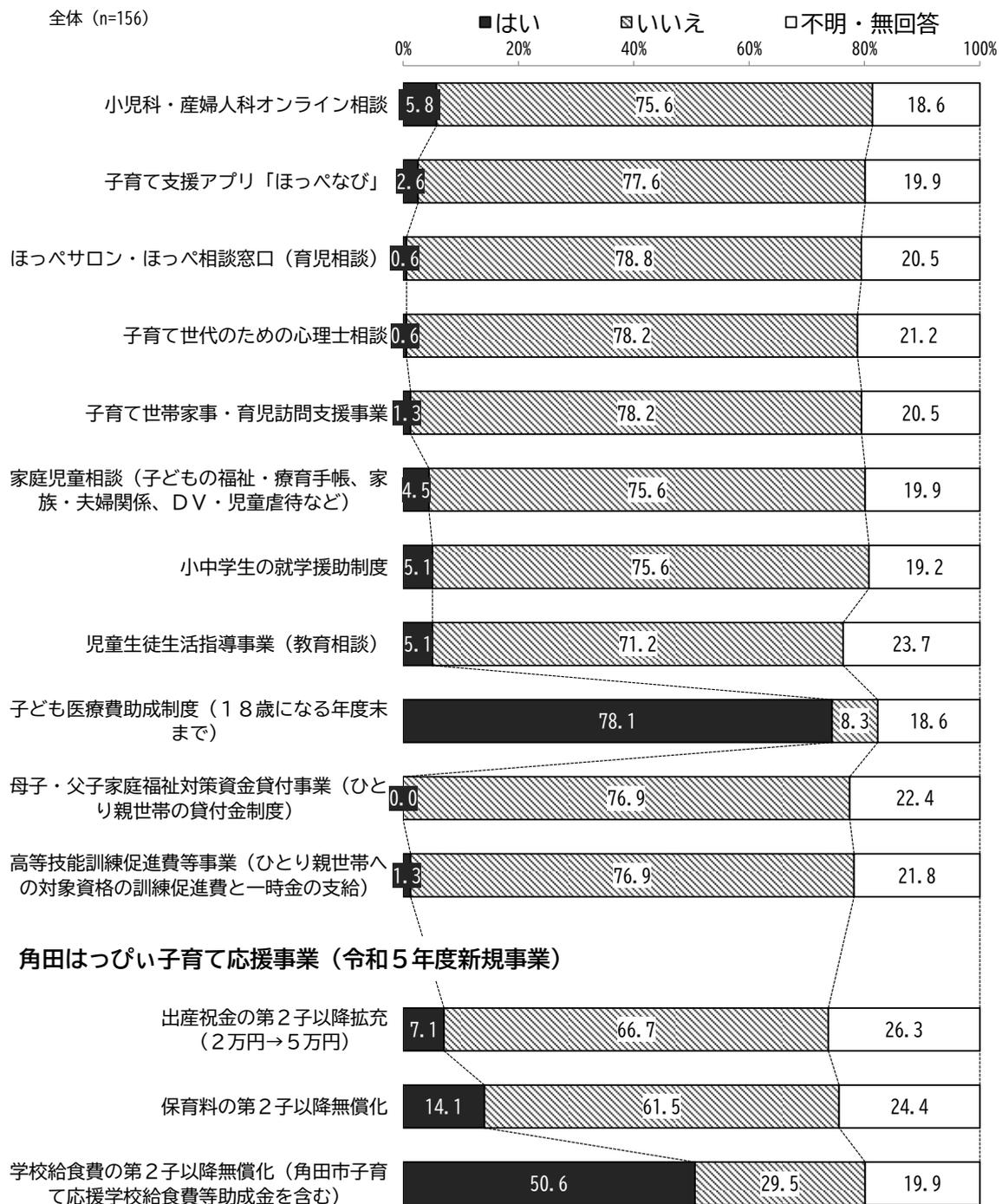
〔認知度〕

認知度については、「子ども医療費助成制度」が87.2%と高くなっています。次いで、「学校給食の第2子以降無償化」が82.1%、「保育料の第2子以降無償化」が57.7%となっています。



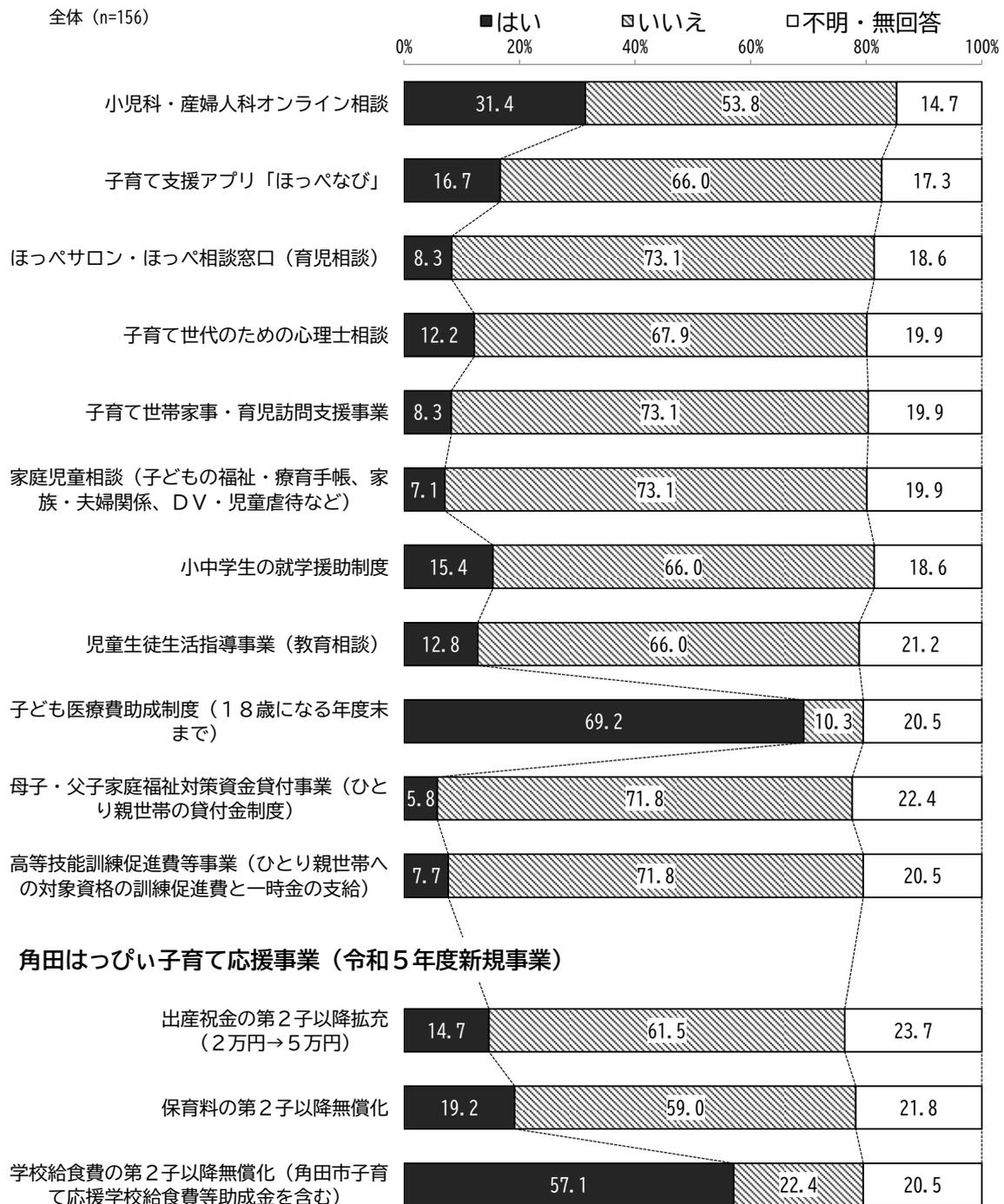
〔利用経験〕

利用経験については、「子ども医療費助成制度」が78.1%と高くなっています。次いで、「学校給食の第2子以降無償化」が50.6%、「保育料の第2子以降無償化」が14.1%となっています。



〔利用意向〕

今後の利用意向については、「子ども医療費助成制度」が69.2%と高くなっています。次いで、「学校給食の第2子以降無償化」が57.1%、「小児科・産婦人科オンライン相談」が31.4%となっています。
 ほかにも「保育料の第2子以降無償化」が19.2%、「子育て支援アプリ「ほっぺなび」」が16.7%となっており、令和4年度と5年度にサービスを開始した事業について、関心が高まっています。



Ⅲ あなたは、次のものについて、知っている相談窓口はありますか。また、これまでに実際に利用したことがありますか。(A～Bのそれぞれについて、あてはまる番号1つに○)

【小学生保護者、中学2年生保護者】

A 知っている

小学生全体をみると、「各学校に配置又は派遣されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談」が65.7%と最も高く、次いで「家庭児童相談(角田市子育て支援課)」が47.8%、「24時間子どもSOSダイヤル(宮城県教育委員会)」が44.6%となっています。

中学2年生全体をみると、「各学校に配置又は派遣されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談」が68.6%と最も高く、次いで「家庭児童相談(角田市子育て支援課)」が50.0%、「24時間子どもSOSダイヤル(宮城県教育委員会)」が45.5%となっています。また、所得区分が下がるにつれて「知っている相談窓口はない」が増加しています。

| | | 各学校に配置又は派遣されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談 | 家庭児童相談(角田市子育て支援課) | 児童・生徒いじめ相談(角田市教育委員会教育総務課) | 不登校相談ダイヤル(宮城県教育委員会) | 発達支援教育相談ダイヤル(宮城県教育委員会) | 子供の相談ダイヤル(宮城県教育委員会) | 24時間子どもSOSダイヤル(宮城県教育委員会) | 知っている相談窓口はない | 不明・無回答 |
|-------|--------------|---|-------------------|---------------------------|---------------------|------------------------|---------------------|--------------------------|--------------|--------|
| 小学生 | 全体(n=711) | 65.7 | 47.8 | 43.9 | 36.6 | 30.2 | 37.8 | 44.6 | 11.4 | 15.2 |
| | 所得区分Ⅰ(n=332) | 68.4 | 50.9 | 46.4 | 37.0 | 32.2 | 38.3 | 47.3 | 9.9 | 14.5 |
| | 所得区分Ⅱ(n=240) | 62.5 | 44.2 | 42.1 | 34.6 | 27.5 | 38.3 | 43.8 | 13.8 | 13.8 |
| | 所得区分Ⅲ(n=74) | 68.9 | 50.0 | 48.6 | 45.9 | 39.2 | 43.2 | 47.3 | 9.5 | 17.6 |
| 中学2年生 | 全体(n=156) | 68.6 | 50.0 | 44.9 | 35.9 | 28.2 | 37.2 | 45.5 | 13.5 | 12.8 |
| | 所得区分Ⅰ(n=88) | 73.9 | 54.5 | 46.6 | 39.8 | 31.8 | 36.4 | 48.9 | 9.1 | 10.2 |
| | 所得区分Ⅱ(n=44) | 70.5 | 47.7 | 45.5 | 36.4 | 25.0 | 43.2 | 45.5 | 18.2 | 9.1 |
| | 所得区分Ⅲ(n=13) | 61.5 | 46.2 | 38.5 | 30.8 | 30.8 | 30.8 | 38.5 | 30.8 | 7.7 |

B 利用したことがある

小学生全体をみると、「利用したものはない」が 35.4%と最も高く、次いで「各学校に配置又は派遣されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談」が 8.6%、「家庭児童相談（角田市子育て支援課）」が 6.5%となっています。

中学2年生全体をみると、「利用したものはない」が 34.6%と最も高く、次いで「各学校に配置又は派遣されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談」が 12.8%、「家庭児童相談（角田市子育て支援課）」が 3.8%となっています。

| | | 各学校に配置又は派遣されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談 | 家庭児童相談(角田市子育て支援課) | 児童・生徒いじめ相談(角田市教育委員会教育総務課) | 不登校相談ダイヤル(宮城県教育委員会) | 発達支援教育相談ダイヤル(宮城県教育委員会) | 子供の相談ダイヤル(宮城県教育委員会) | 24時間子どもSOSダイヤル(宮城県教育委員会) | 利用したものはない | 不明・無回答 |
|-------|--------------|---|-------------------|---------------------------|---------------------|------------------------|---------------------|--------------------------|-----------|--------|
| 小学生 | 全体(n=711) | 8.6 | 6.5 | 1.4 | 2.0 | 3.8 | 1.7 | 1.4 | 35.4 | 49.2 |
| | 所得区分Ⅰ(n=332) | 9.9 | 4.8 | 1.5 | 1.8 | 3.3 | 1.2 | 1.2 | 37.7 | 47.3 |
| | 所得区分Ⅱ(n=240) | 7.5 | 8.8 | 1.7 | 2.5 | 5.4 | 2.9 | 1.7 | 35.4 | 48.3 |
| | 所得区分Ⅲ(n=74) | 9.5 | 9.5 | 0.0 | 1.4 | 2.7 | 0.0 | 1.4 | 36.5 | 43.2 |
| 中学2年生 | 全体(n=156) | 12.8 | 3.8 | 1.3 | 0.0 | 1.9 | 1.3 | 1.3 | 34.6 | 47.4 |
| | 所得区分Ⅰ(n=88) | 15.9 | 5.7 | 1.1 | 0.0 | 1.1 | 0.0 | 0.0 | 31.8 | 47.7 |
| | 所得区分Ⅱ(n=44) | 4.5 | 0.0 | 2.3 | 0.0 | 4.5 | 0.0 | 2.3 | 43.2 | 45.5 |
| | 所得区分Ⅲ(n=13) | 23.1 | 7.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 7.7 | 7.7 | 23.1 | 46.2 |

IV あなたは、子育てのことで相談したいと思ったが、相談できなかったことはありますか。

(あてはまるものすべてに○)【小学生保護者、中学2年生保護者】

小学生全体、中学2年生全体ともに、「相談できなかったことはない」が6割半ばと最も高く、次いで「だれ(どこ)に相談すればよいのかわからなかった」が1割後半、「相談受付時間が限られており、時間内に相談に行けなかった」が約6%となっています。

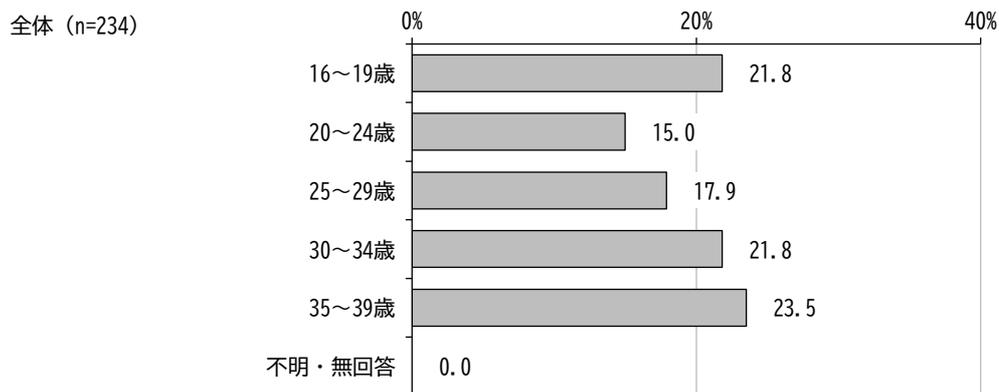
| | | だれ(どこ)に相談すればよいのかわからなかった | 相談先への連絡方法や場所がわからなかった | 相談受付時間が限られており、時間内に相談に行けなかった | 場所が遠くて、相談に行けなかった | その他 | 相談できなかったことはない | 不明・無回答 |
|-------|--------------|-------------------------|----------------------|-----------------------------|------------------|------|---------------|--------|
| 小学生 | 全体(n=711) | 16.0 | 3.8 | 6.6 | 0.7 | 4.1 | 65.1 | 11.1 |
| | 所得区分Ⅰ(n=332) | 14.2 | 2.7 | 4.5 | 0.6 | 3.6 | 74.4 | 6.0 |
| | 所得区分Ⅱ(n=240) | 17.1 | 5.0 | 10.4 | 0.8 | 5.0 | 57.9 | 12.5 |
| | 所得区分Ⅲ(n=74) | 20.3 | 4.1 | 5.4 | 1.4 | 4.1 | 51.4 | 20.3 |
| 中学2年生 | 全体(n=156) | 18.6 | 2.6 | 5.8 | 1.3 | 3.2 | 64.7 | 9.6 |
| | 所得区分Ⅰ(n=88) | 19.3 | 3.4 | 4.5 | 1.1 | 3.4 | 69.3 | 4.5 |
| | 所得区分Ⅱ(n=44) | 15.9 | 2.3 | 4.5 | 0.0 | 0.0 | 68.2 | 11.4 |
| | 所得区分Ⅲ(n=13) | 30.8 | 0.0 | 15.4 | 7.7 | 15.4 | 30.8 | 15.4 |

(7) 「子ども・若者調査」結果概要

16～39 歳の市民を対象にした「子ども・若者調査」結果の概要を以下に掲載しています。調査の回収率等実施に係る概要は、17 ページ（2）調査概要を参照ください。

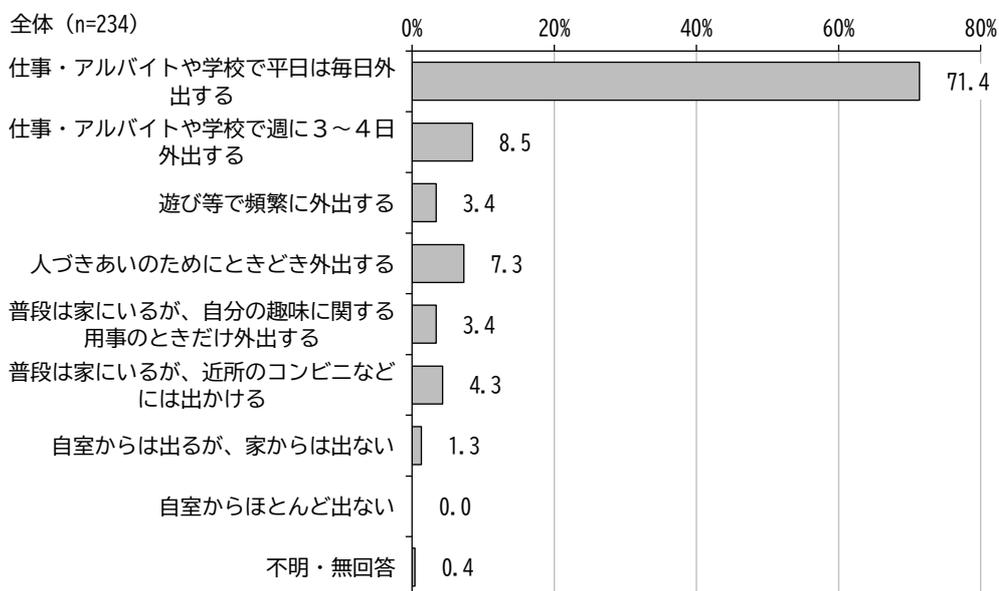
①回答者の年代

全体をみると、「35～39 歳」が 23.5%と最も高く、次いで「16～19 歳」「30～34 歳」が 21.8%となっています。



②外出の状況

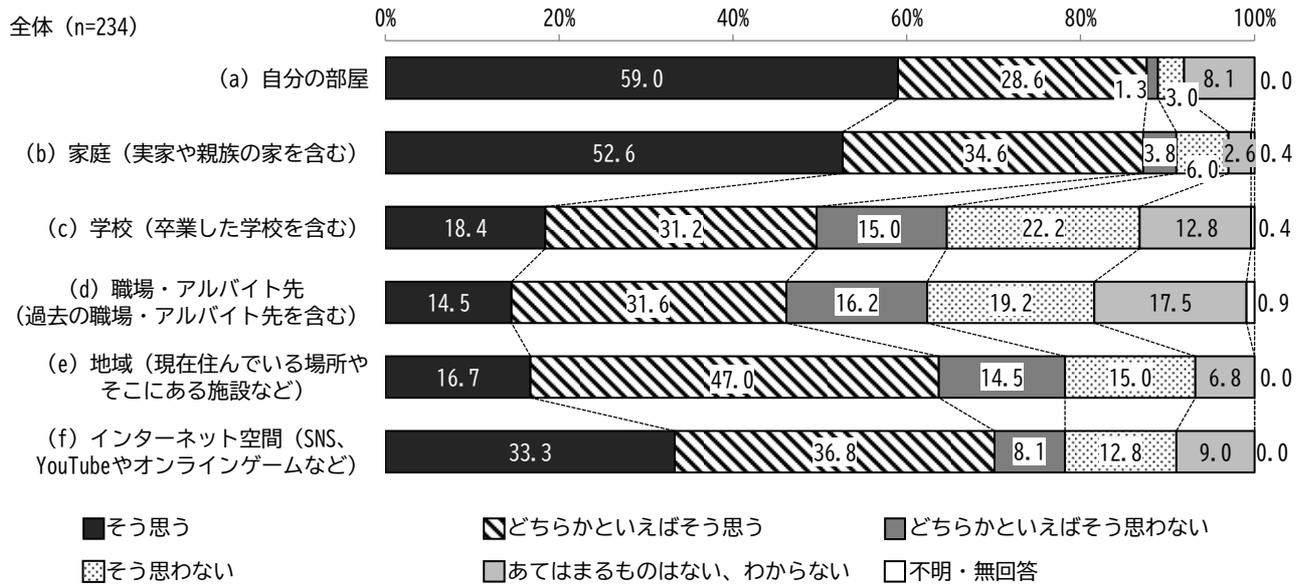
全体をみると、「仕事・アルバイトや学校で平日は毎日外出する」が 71.4%と最も高く、次いで「仕事・アルバイトや学校で週に3～4日外出する」が 8.5%、「人づきあいのためにときどき外出する」が 7.3%となっています。



※今回のアンケート調査では、広義のひきこもり群とされる「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」～「自室からほとんど出ない」かつ、「その期間が6か月以上経過している」に該当する方は、7名（3.0%）という結果となりました。

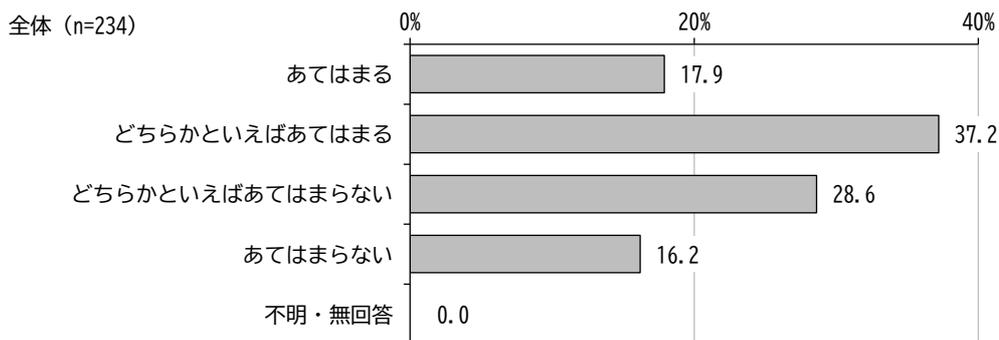
③自分の居場所

(a)～(f)の選択肢について、『自分の居場所だと思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合算）では、「(a) 自分の部屋」「(b) 家庭（実家や親族の家を含む）」「(f) インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）」が7～8割台で高くなっています。一方で、『自分の居場所だと思わない』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合算）では、「(c) 学校（卒業した学校を含む）」、「(d) 職場・アルバイト先（過去の職場・アルバイト先を含む）」が3割台となっています。



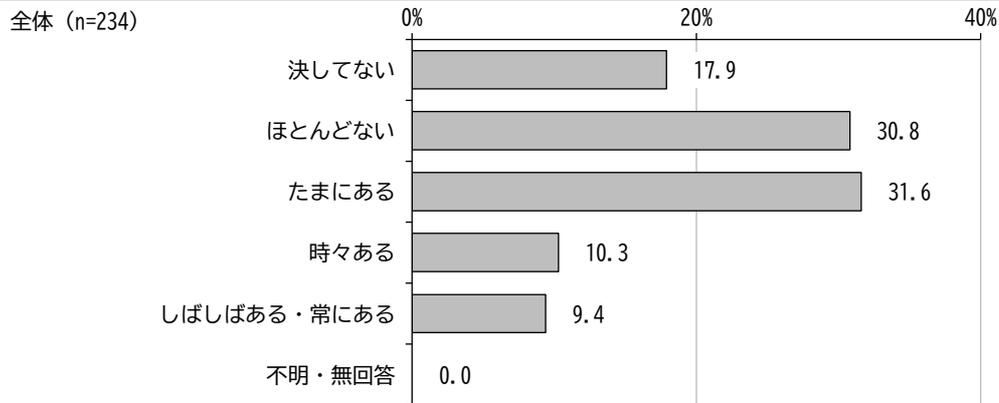
④自分の考えをはっきり相手に伝えることができるか

全体をみると、「どちらかといえばあてはまる」が37.2%と最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」が28.6%、「あてはまる」が17.9%となっています。



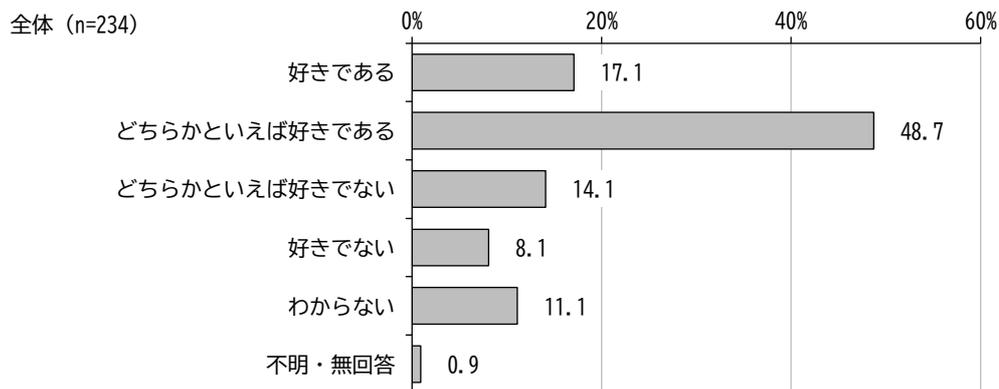
⑤孤独感

全体をみると、「たまにある」が31.6%と最も高く、次いで「ほとんどない」が30.8%、「決してない」が17.9%となっています。



⑥角田市への愛着

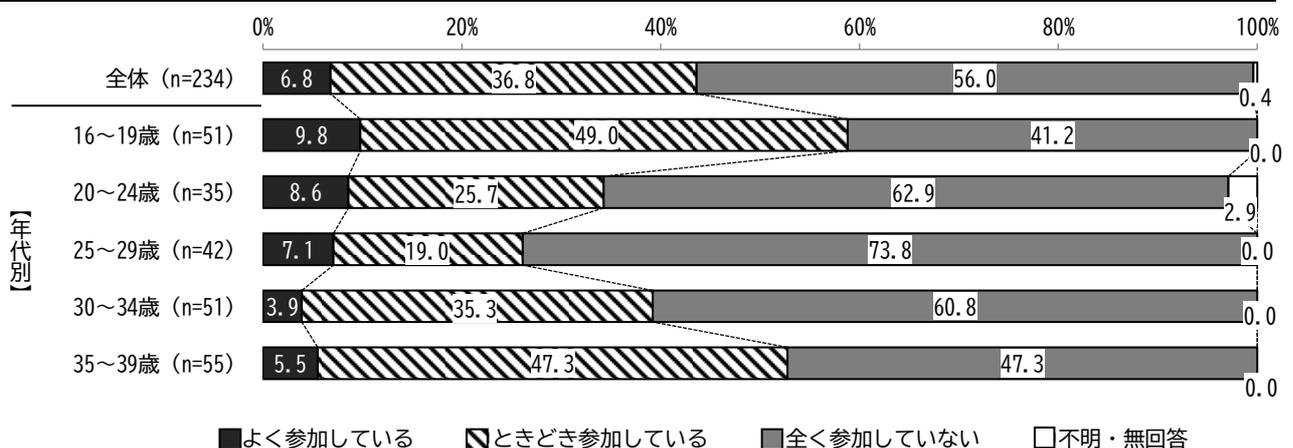
全体をみると、「どちらかといえば好きである」が48.7%と最も高く、次いで「好きである」が17.1%、「どちらかといえば好きでない」が14.1%となっています。



⑦地域活動や行事への参加状況

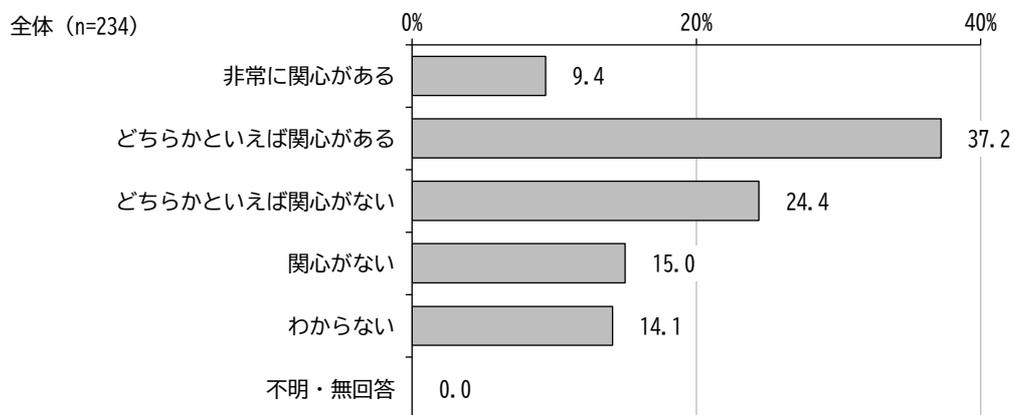
全体をみると、「全く参加していない」が56.0%と最も高く、次いで「ときどき参加している」が36.8%、「よく参加している」が6.8%となっています。

年代別にみると、「よく参加している」は年代別では大きな差はありませんが、16～19歳と35～39歳で「ときどき参加している」がほかの年代に比べて高くなっています。



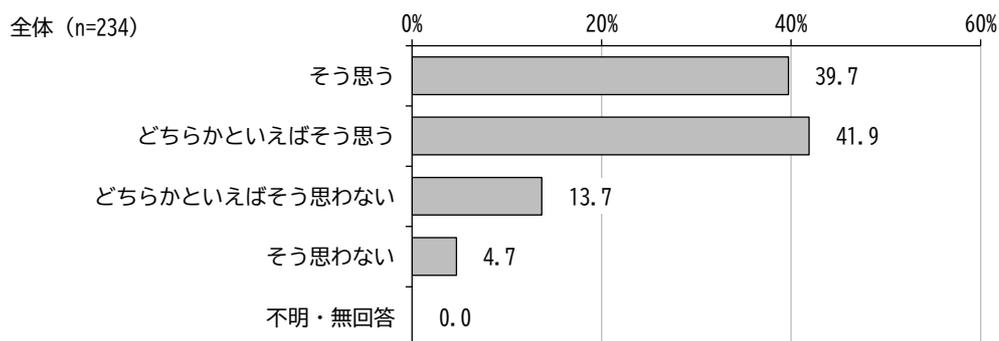
⑧行政への関心度

全体をみると、「どちらかといえば関心がある」が37.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば関心がない」が24.4%、「関心がない」が15.0%となっています。



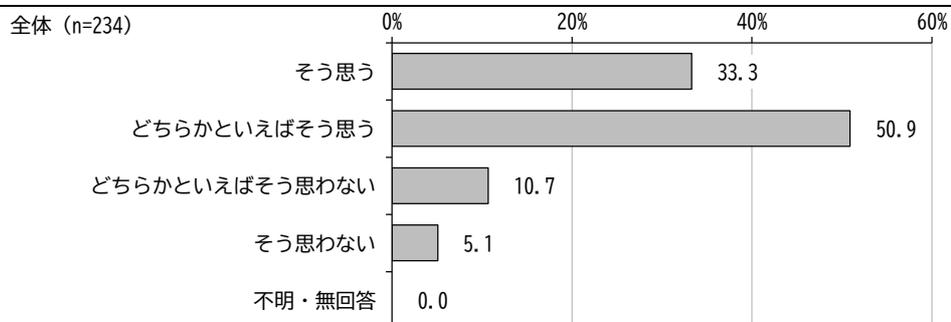
⑨幸福感（自分が幸せだと思うか）

全体をみると、「どちらかといえばそう思う」が41.9%と最も高く、次いで「そう思う」が39.7%、「どちらかといえばそう思わない」が13.7%となっています。



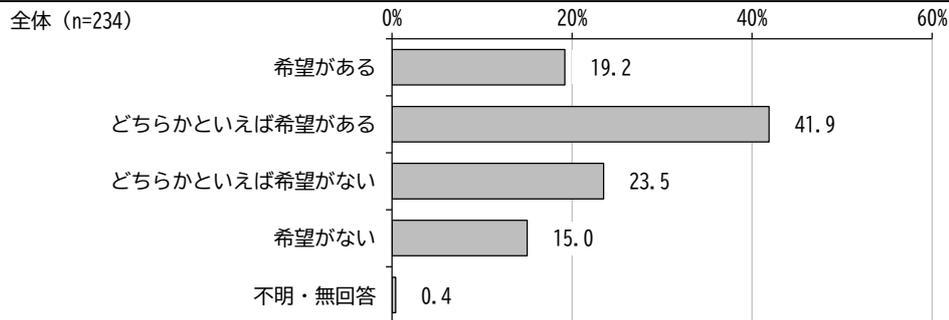
⑩社会貢献への意欲（社会のために役にたつことをしたいと思うか）

全体をみると、「どちらかといえばそう思う」が50.9%と最も高く、次いで「そう思う」が33.3%、「どちらかといえばそう思わない」が10.7%となっています。



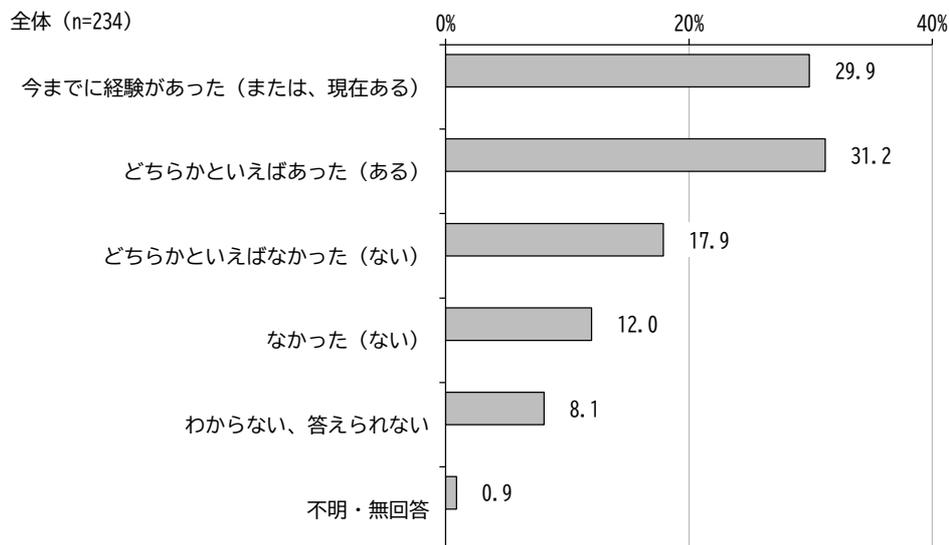
⑪将来への明るい希望

全体をみると、「どちらかといえば希望がある」が41.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば希望がない」が23.5%、「希望がある」が19.2%となっています。



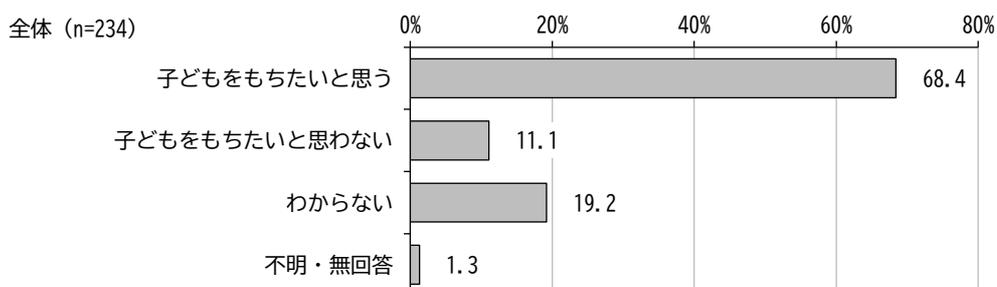
⑫円滑に日常生活を送れなかった経験の有無

全体をみると、「どちらかといえばあった（ある）」が31.2%と最も高く、次いで「今までに経験があった（または、現在ある）」が29.9%、「どちらかといえばなかった（ない）」が17.9%となっています。



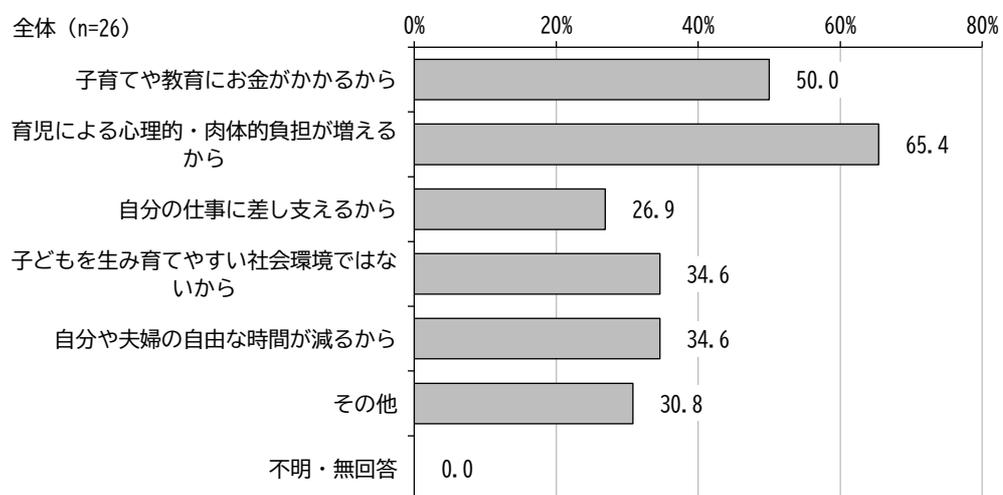
⑬子どもをもつことへの意向

全体をみると、「子どもをもちたいと思う」が68.4%と最も高く、次いで「わからない」が19.2%、「子どもをもちたいと思わない」が11.1%となっています。



⑭子どもをもちたいと思わない理由

全体をみると、「育児による心理的・肉体的負担が増えるから」が 65.4%と最も高く、次いで「子育てや教育にお金がかかるから」が 50.0%、「子どもを生き育てやすい社会環境ではないから」「自分や夫婦の自由な時間が減るから」がそれぞれ 34.6%となっています。



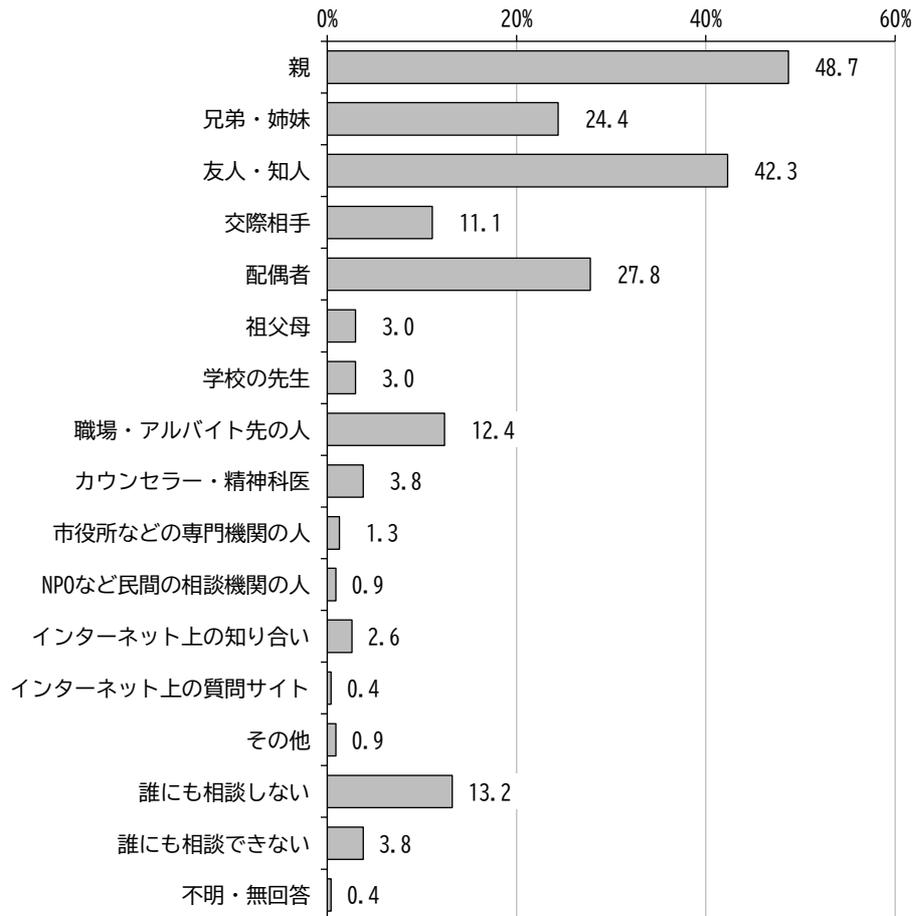
⑮悩みがあるときの相談先

全体をみると、「親」が48.7%と最も高く、次いで「友人・知人」が42.3%、「配偶者」が27.8%となっています。

サンプル数は少ないものの、広義のひきこもり群（56 ページ参照）かつ、「その期間が6か月以上経過している」に該当する方に限定した場合、「親」が71.4%と最も高く、次いで「配偶者」が42.9%、「兄弟・姉妹」「友人・知人」がそれぞれ28.6%となっています。また、「カウンセラー・精神科医」「市役所などの専門機関の人」「NPOなど民間の相談機関の人」の回答もありました。

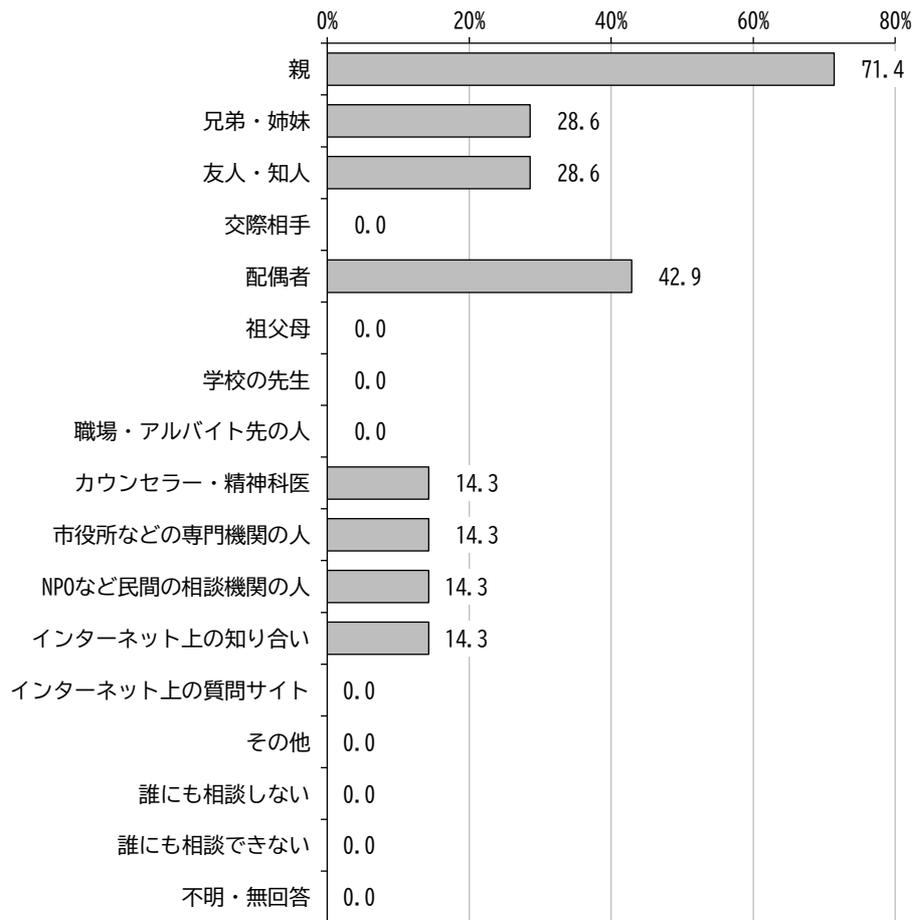
【全体】

全体 (n=234)



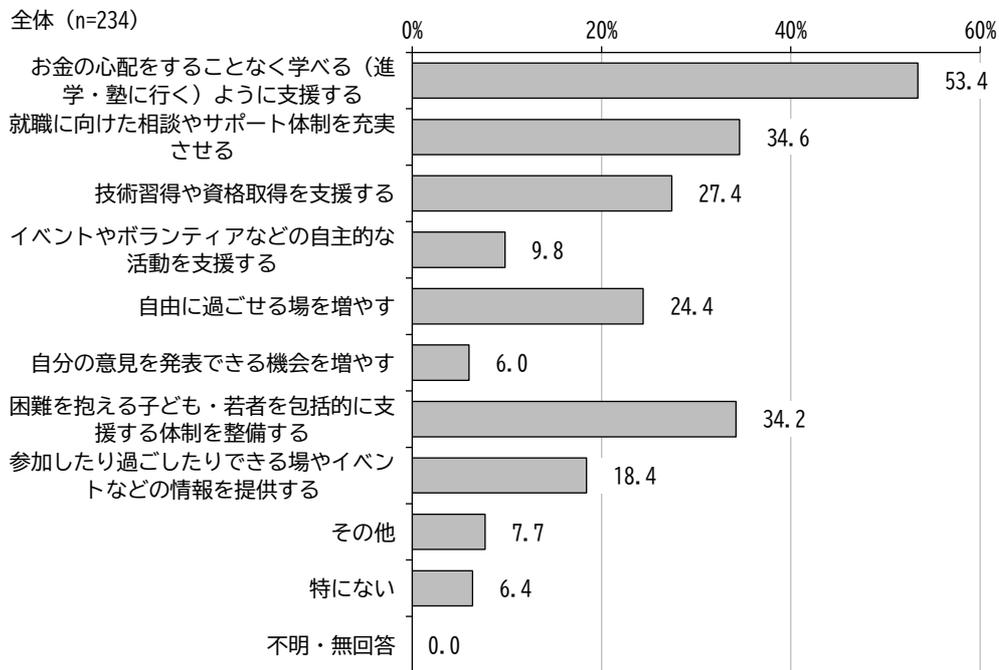
【広義のひきこもり群の該当者】

全体 (n=7)



⑩今後角田市に必要な子ども・若者のための取組み

全体をみると、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が 53.4%と最も高く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が 34.6%、「困難を抱える子ども・若者を包括的に支援する体制を整備する」が 34.2%となっています。

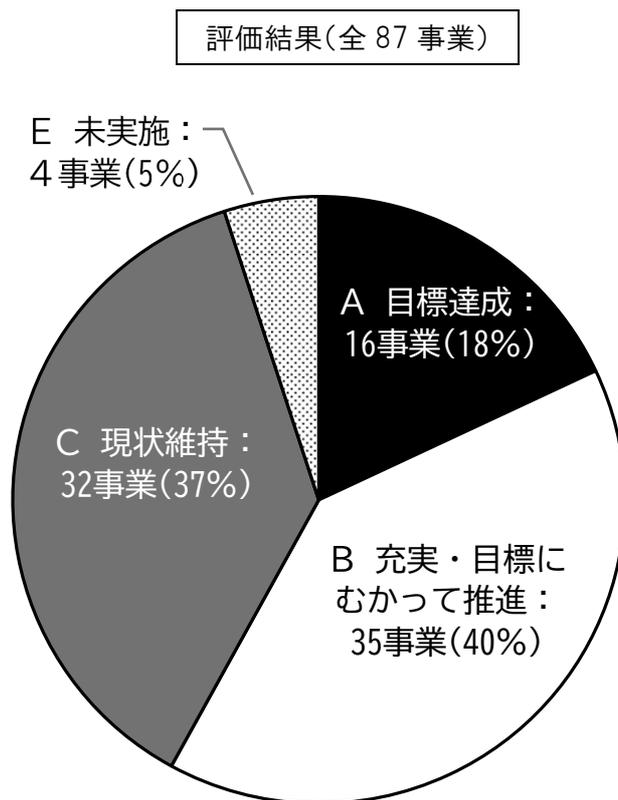


5 現行計画の評価

(1) 現行計画における各施策の評価

第2期角田市子ども・子育て支援事業計画における各施策について、それぞれの担当部署において以下の6つの視点により自己評価を行うとともに、その評価を整理・分析しました。

A 目標達成 / B 充実・目標にむかって推進 / C 現状維持 / D 停滞 / E 未実施 / F 評価できず



D 停滞、F 評価できず：0事業

評価結果について、おおむね目標達成となる「A 目標達成」「B 充実・目標にむかって推進」の合計は58%となりました。

また、基本目標ごとの評価の詳細については次のとおりです。

基本目標Ⅰ 明るく子育てしやすい家庭づくり

【事業の評価】全 25 事業

| | | | |
|----------------|------|---------|-----|
| A 目標達成 | 13 件 | D 停滞 | 0 件 |
| B 充実・目標にむかって推進 | 5 件 | E 未実施 | 0 件 |
| C 現状維持 | 7 件 | F 評価できず | 0 件 |

【主な事業の評価】

・「子育て世代包括支援センター事業」(B 充実・目標にむかって推進)

子育て世代包括支援員とともに、支援プランを作成し、関係機関と話し合い、連携するとともに、時には当事者も入れた話し合いを行いながら支援を行いました。令和6年度より「子育て世代包括支援センター」から「こども家庭センター」に移行し、さらに体制の強化を図りながら実施しています。

・「出産祝金」(A 目標達成)

出産祝金を支給することにより、子育て家庭の経済的支援が図られました。また、令和5年度から第2子以降の支給額を2万円から5万円に拡充しました。

・「子ども医療費助成」(A 目標達成)

こどもの医療費(通院、入院ともに18歳になる年度末まで)の助成により、適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減が図られました。

基本目標Ⅱ 安心して働ける子育て環境づくり

【事業の評価】全 13 事業

| | | | |
|----------------|-----|---------|-----|
| A 目標達成 | 0 件 | D 停滞 | 0 件 |
| B 充実・目標にむかって推進 | 6 件 | E 未実施 | 4 件 |
| C 現状維持 | 3 件 | F 評価できず | 0 件 |

【主な事業の評価】

・「保育の必要性の認定を受けた乳幼児の保育」(B 充実・目標にむかって推進)

令和5年度より保育料の第2子以降無償化、令和6年度より完全無償化を実施し、安心して働ける子育て環境づくりに寄与しました。今後の保育の確保量が課題となっています。

・「放課後児童健全育成事業」(B 充実・目標にむかって推進)

就労家庭が多くなり、利用者数も過去にないほど増加しています。利用者の中には支援や配慮が必要な児童、個別の対応が必要な児童等も多く、支援員の専門性が求められています。現状では待機児童を発生させずに事業を運営していますが、現在の直営と委託が混在した運営方法については今後検討が必要です。

・「企業等への法規・制度の周知」「企業環境のPR」(E 未実施)

次世代育成支援対策推進法の周知や企業の子育て環境優良事業のPRについて、実施に至りませんでした。今後は企業等への周知内容や啓発方法を再検討します。

基本目標Ⅲ すこやかな子どもと親の健康づくり

【事業の評価】全 14 事業

| | | | |
|----------------|-----|---------|----|
| A 目標達成 | 2件 | D 停滞 | 0件 |
| B 充実・目標にむかって推進 | 10件 | E 未実施 | 0件 |
| C 現状維持 | 2件 | F 評価できず | 0件 |

【主な事業の評価】

・「母性保健事業」(B 充実・目標にむかって推進)

新生児聴覚検査、産婦健康診査（2週間、1か月）の助成を拡充
小児科・産婦人科オンライン相談を実施し、対面以外でも専門家と相談できる体制を構築
産後ケア事業（通所型、訪問型、宿泊型）の開始
医療機関との連携や訪問を通じ、妊産婦への支援を強化

・「思春期保健の充実」(B 充実・目標にむかって推進)

養護教諭部会と連携し、依頼のあった小学校・中学校へのタイアップ性教育授業を実施しました。

・「栄養・食生活情報の発信」(B 充実・目標にむかって推進)

コロナ禍を経て、肥満のこどもが増えており、肥満児への個別フォローを開始しました。

基本目標Ⅳ 子育てを支える地域づくり

【事業の評価】全 14 事業

| | | | |
|----------------|----|---------|----|
| A 目標達成 | 0件 | D 停滞 | 0件 |
| B 充実・目標にむかって推進 | 6件 | E 未実施 | 0件 |
| C 現状維持 | 8件 | F 評価できず | 0件 |

【主な事業の評価】

・「子育て情報の発信」(B 充実・目標にむかって推進)

角田市子育て支援サイト「かくはぴ」の開設や、子育て支援アプリ「ほっぺなび」を導入し、情報発信を強化しました。

・「子どもの居場所づくりの推進」(B 充実・目標にむかって推進)

「子育て・教育等子どもたちの幸せに関すること」等の事業について(株)仙台にしむらと連携協定を締結し、こどもの居場所づくりや貧困対策等の一助として事業を実施しました。また、市内の団体が実施しているこども食堂の周知に努め、居場所づくりの推進・啓発活動を行いました。

基本目標Ⅴ 安全に安心して学び、遊べる環境づくり

【事業の評価】全 21 事業

| | | | |
|----------------|-----|---------|----|
| A 目標達成 | 1件 | D 停滞 | 0件 |
| B 充実・目標にむかって推進 | 8件 | E 未実施 | 0件 |
| C 現状維持 | 12件 | F 評価できず | 0件 |

【主な事業の評価】

・「地域・家庭との連携」(B 充実・目標にむかって推進)

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会を令和5年度に市内2つの中学校に設置しました。時間外に会議をすることが多くなるため、教員の負担が伴うほか、保護者や地域住民の学校教育への一層の協力を要請する可能性があることから、学校・地域住民等の理解を得る必要があります。

・「要保護児童対策地域協議会の運営」(C 現状維持)

毎年、代表者会議(年1回)と実務者会議(年3回)、及び個別ケース会議を適宜開催し、要保護ケースの処遇方針や関係機関との連絡調整等を実施しました。また、角田市児童虐待対応マニュアルの見直しを行い関係機関に周知しました。

(2) 現行計画における子ども・子育て支援事業の進捗状況

① 1号認定

| | 単位 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 |
| 量の見込み | 人 | 143 | 229 | 137 | 195 | 138 | 195 | 130 | 195 | 131 |
| 確保方策 | 人 | 225 | | 139 | | 139 | | 144 | | 143 |

② 2号認定（幼稚園利用希望者）

| | 単位 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 |
|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 |
| 量の見込み | 人 | 95 | 95 | 91 | 84 | 91 | 86 | 86 | 75 | 87 |
| 確保方策 | 人 | 95 | | 91 | | 91 | | 86 | | 87 |

③ 2号認定（保育所・認定こども園）

| | 単位 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 |
|-------|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 |
| 量の見込み | 人 | 241 | 236 | 231 | 256 | 231 | 256 | 218 | 256 | 220 |
| 確保方策 | 人 | 263 | | 263 | | 263 | | 263 | | 264 |

④ 3号認定（0歳、保育の必要性あり）

| | 単位 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 |
|-----------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 |
| 量の見込み | 人 | 43 | 42 | 42 | 43 | 41 | 43 | 40 | 47 | 39 |
| 確保方策 | 人 | 43 | | 43 | | 43 | | 43 | | 43 |
| 特定教育・保育施設 | 人 | 37 | 39 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 |
| 特定地域型保育事業 | 人 | 6 | 3 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 9 | 6 |
| 企業主導型保育事業 | 人 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - |

⑤ 3号認定（1～2歳、保育の必要性あり）

| | 単位 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 |
|-----------|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 |
| 量の見込み | 人 | 142 | 150 | 143 | 139 | 142 | 139 | 139 | 153 | 135 |
| 確保方策 | 人 | 142 | | 143 | | 142 | | 139 | | 139 |
| 特定教育・保育施設 | 人 | 127 | 132 | 128 | 124 | 127 | 124 | 124 | 124 | 124 |
| 特定地域型保育事業 | 人 | 15 | 18 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 24 | 15 |
| 企業主導型保育事業 | 人 | - | - | - | - | - | - | - | 5 | - |

⑥ 地域子ども・子育て支援事業

| | 単位 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 |
|--|--------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 |
| 利用者支援事業 | 箇所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 延長保育事業 | 人 | 41 | 46 | 41 | 70 | 40 | 50 | 38 | 42 | 38 |
| 放課後児童健全育成事業 | 人 | 331 | 289 | 308 | 284 | 286 | 272 | 282 | 303 | 267 |
| 1年生 | 人 | 94 | 65 | 84 | 60 | 77 | 64 | 89 | 82 | 73 |
| 2年生 | 人 | 87 | 62 | 88 | 71 | 78 | 62 | 72 | 70 | 84 |
| 3年生 | 人 | 84 | 63 | 74 | 58 | 75 | 61 | 66 | 61 | 60 |
| 4年生 | 人 | 35 | 50 | 33 | 41 | 29 | 42 | 30 | 46 | 26 |
| 5年生 | 人 | 17 | 38 | 16 | 27 | 15 | 29 | 14 | 26 | 14 |
| 6年生 | 人 | 14 | 11 | 13 | 27 | 12 | 14 | 11 | 18 | 10 |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） | 人 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 人 | 145 | 137 | 142 | 118 | 137 | 102 | 133 | 95 | 131 |
| 養育支援訪問事業 | 人 | 120 | 276 | 120 | 194 | 120 | 167 | 120 | 369 | 120 |
| 要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 | 回 | 16 | 14 | 16 | 9 | 16 | 64 | 16 | 34 | 16 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 延べ人 | 4,067 | 96 | 4,095 | 1,764 | 3,993 | 1,990 | 3,883 | 3,653 | 3,781 |
| 一時預かり事業 | 延べ人 | 4,696 | 6,224 | 4,512 | 7,537 | 4,515 | 5,833 | 4,268 | 5,580 | 4,289 |
| 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり／ 2号認定による定期的な利用の合算 | 延べ人 | 4,135 | 5,692 | 3,961 | 7,050 | 3,970 | 5,504 | 3,747 | 5,223 | 3,772 |
| その他 | 延べ人 | 561 | 532 | 551 | 487 | 545 | 329 | 521 | 357 | 517 |
| 病児保育事業（病児・病後児保育事業） | 人日 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 延べ人 | 258 | - | 244 | - | 232 | - | 223 | - | 213 |
| 妊婦健診事業 | 延べ人 | 2,030 | 1,373 | 1,988 | 1,327 | 1,918 | 1,123 | 1,862 | 1,244 | 1,834 |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 現状では実施していないが、必要に応じて事業の実施を検討する。 | | | | | | | | | |
| 多様な主体が制度に参入することを促進するための事業 | 現状では実施していないが、必要に応じて事業の実施を検討する。 | | | | | | | | | |
| 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進 | 現状では実施していないが、必要に応じて事業の実施を検討する。 | | | | | | | | | |
| 幼児期の学校教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について | 現状では実施していないが、必要に応じて事業の実施を検討する。 | | | | | | | | | |
| 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | 計画に基づいて、給付を行っている。 | | | | | | | | | |

6 こども・子育てを取り巻く課題

こども大綱や各種統計データ、アンケート調査等から得られた本市のこども・子育ての現状を分析し、本計画で取り組むべき課題を整理しました。

(1) こども・若者の権利の保障

【こども大綱】

こども施策に関する基本的な方針の一つに「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」を掲げ、「こどもまんなか社会」を実現することを使命としています。今後は、こども・若者の意見表明の機会と社会参画の機会を確保することが求められ、こども施策を実施・評価をする際には、こども・若者の意見を幅広く聴取し、その意見を施策に反映させるとされています。

【子ども・若者調査】

自分の考えをはっきり相手に伝えることができるかという問いに、「できない」「あまりできない」と答えた若者の割合は、44.8%となっています。

●こども・若者の社会参画や意見表明の場が十分とはいえない現状を踏まえ、こども・若者が権利の主体として認識され、家庭や学校、地域等において日常的に意見を言い合える機会を創出することが求められます。また、その主張が尊重される環境を整えることも重要です。

【こども大綱】

「児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない」としています。しかしながら、その原因は複雑で、親自身の被虐待経験や貧困、疾病、障害等が背景にある場合があります。核家族化や地域とのつながりが希薄化する中で、困難を抱える家庭が孤立感を深めているのが現状です。

【子どもの生活実態調査】

保護者が知っている相談窓口について、中学生保護者では所得区分が下がるにつれて「知っている相談窓口はない」とする割合が増加しています。また、こどもの心身に深刻な影響を及ぼすいじめ問題についても、家庭や学校、地域社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合っています。

●児童虐待やいじめ問題については、問題を未然に防ぐことや、相談しやすい環境の整備、発生した際に迅速かつ的確に対応することができる体制づくりが必要です。

(2) 情報発信機能と保健医療体制の強化、経済的支援の実施

【国勢調査】

本市の一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成22年以降50.0%を超えており、核家族化が進行する中で地域とのつながりも希薄化しています。そのため、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭も少なくありません。

【子ども・子育てニーズ調査】

子育てをする上で気軽に相談できる人のいる保護者の割合は75.0%であり、相談相手がないと答えた保護者は3.3%となっています。相談相手の内訳としては、祖父母や配偶者、友人・知人といった身近な人の割合が高く、保育士の割合も36.9%と高くなっています。こどもの育ちに密接に関わる保育士が、身近な相談先の一つとして保護者とつながっている様子が読み取れます。

今後利用意向のあるサービスとして「子育て支援アプリ『ほっぺなび』」の利用希望も一定数存在しています。

- 近年、子育てに関する情報が様々な媒体から発信されており、中には根拠のない情報や正確さに欠けるものも見受けられます。これにより、保護者の不安をあおることがあるため、正確で役立つ子育て情報の発信を行うとともに、「角田市こども家庭センター『ほっぺ』」を核として、気軽に相談できる身近な相談機関の充実が必要です。また、市の広報紙をはじめ子育て支援アプリや子育て支援サイト等を活用した行政の情報発信を強化し、妊産婦や子育て世帯に必要な情報や支援を適切に届けることが必要です。

【こども大綱】

子育て当事者への支援に関する重要事項として「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすること」を掲げています。

【子ども・子育てニーズ調査】

市に充実してほしい子育て施策として「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」という声が6割を超え、最も高くなっています。さらに、ニーズ調査・生活実態調査のいずれにおいても「小児科・産婦人科オンライン相談」を利用したい保護者の割合が3割を超えています。また、就学前保護者が抱える子育てに関する悩みや不安として、「病気や発育・発達に関すること」が41.7%、次いで「食事や栄養に関すること」が39.4%となっています。また、「子育て支援アプリ『ほっぺなび』」の利用希望も一定数あり、子育て中の不安の解消や負担軽減を望む保護者が多いことが読み取れます。

【第3次角田にこにこ健康プラン】

肥満傾向児(中学1年生の男女についての調査)の出現率が男女ともに全国を上回っており、ライフスタイルや食生活の変化等が影響してこどもの肥満が増えているのがうかがえます。したがって、健康診査等での乳幼児期からの食事指導をはじめ、食育事業の推進が必要です。

- 親もこどもも身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るための基礎となる心身の健康維持に取り組むため、母子保健事業の充実や医療機関との連携体制の更なる強化を図ることが重要です。

【こども大綱】

子育て当事者への支援に関する重要事項として「子育てや教育に関する経済的負担の軽減」を掲げています。

【子ども・子育てニーズ調査】

保育所や幼稚園にかかる出費負担の軽減を望む就学前保護者の割合は、41.7%となっています。

●法令に基づく支援だけでなく、地域のニーズに応じた市独自の施策を通じて、子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心してこどもを産み育てられる環境を整えることが必要です。

(3) こども・若者の成育環境の整備

【こども大綱】

「幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」としています。

【子ども・子育てニーズ調査】

就学前保護者において、日頃から「お子さんを祖父母等の親族にみてもらえる」という回答が42.5%となっていますが、祖父母等の親族の身体的・精神的負担や時間的制約を気にしている保護者も少なくありません。

特に小学校低学年において平日の放課後に、「放課後児童クラブ」の利用意向が高くなっています。少子化の進行により、児童数は減少しているものの、女性の就業率上昇等もあり、放課後児童クラブの利用ニーズが高くなっています。

●幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、心身が大きく成長する学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性等、人生を豊かにする力を身につけていく時期です。こどもが心身ともに健やかに成長できる質の高い教育・保育環境を整備することが求められます。

【こども大綱】

「全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である」と述べられています。

【子ども・子育てニーズ調査】

就学前保護者において、フルタイム就労の父親は86.8%、母親は56.1%であり、保育施設や放課後児童クラブの利用ニーズが上昇しています。

市に充実してほしい子育て支援として、「親子が安心して集まれる身近な場所や楽しく遊べる場所を増やしてほしい」と回答した割合は、就学前保護者で48.2%、小学生保護者で40.9%と前回調査同様に高い水準になっています。

●こどもや若者が安全に安心して過ごすことのできる居場所の提供に努め、包括的な支援体制を強化することが求められます。

【こども大綱】

こども施策の共通基盤として「こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援」や「地域における包括的な支援体制の構築・強化」が掲げられています。

【幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)】

「こどもを育てる中で、保護者・養育者自身がこどもとともに育っていくという視点が重要である」と述べられています。年齢や性別に関わらず、全ての人がこどもの育ちを支える環境と社会の仕組みをつくることが期待されています。

【国勢調査】

本市の核家族世帯数は増加傾向にあり、一般世帯に占める核家族世帯の割合は5割を超えています。

【子ども・子育てニーズ調査】

就学前保護者において、地域の人と話したり交流したりする機会が「あまりない」と回答した割合が25.2%、「ほとんどない」は31.7%となっており、前回調査よりもそれぞれ1割程度増加しています。このことから、地域とのつながりが希薄化していることが予想されます。

●地域でこどもを育てる意識の醸成や、子育てに関する活動への支援、さらには活動の場の提供が不可欠です。

【こども大綱】

「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」と述べられています。

【子ども・子育てニーズ調査】

就学前保護者が抱える子育てに関する悩みや不安として、「病気や発育・発達に関すること」が41.7%と最も高く、前回調査に比べても1割以上も増加していることから、こどもの発達面に不安を感じている保護者が増加していることが把握されます。

●支援が必要なこども・若者を誰一人取り残さず、それぞれのライフステージに応じた支援を本人やその家庭に提供することが重要です。

(4) 家庭の状況に応じた必要な支援の展開

【こども大綱】

こどもの貧困対策について、「保護者の所得等家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されている」と述べられています。

【国民生活基礎調査(令和4年)】

全国のこどもの貧困率は11.5%、そのうちひとり親世帯は44.5%を占めるとされています。

【子どもの生活実態調査】

進学希望について、小学生全体・中学2年生ともに、所得区分が下がるにつれて「大学または大学院」が減少し、「高校」が増加しています。また、過去1年間で、家族が必要な食料を買えなかったことがあったと答えた保護者は、小学生で約16%、中学2年生で約10%でした。

- ひとり親家庭や生活が困難な状態にある家庭については、きめ細やかな支援が必要です。こどもの貧困については家庭の自己責任ではなく社会全体で取り組むべき課題として捉えるべきです。生まれ育った環境によって学習や進学への機会、将来の夢や希望を諦めるなどといった、こどもの権利侵害を発生させないよう、教育支援や生活支援、保護者の就労支援や経済的支援が求められます。

(5) 若者や子育て世帯の希望をかなえられる地域づくり

【こども大綱】

「若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。」とされています。

【子ども・若者調査】

こどもをもつことについて「こどもをもちたいと思う」が68.4%となっています。

- 若い世代が自らの主体的な選択として、結婚やこどもを産み育てることを望んだ場合、その希望に応じて必要な支援を社会が行う必要があります。

【厚生労働白書】

全国における育児休業取得率はここ数年、女性は8割台で推移し、制度の着実な定着が図られています。男性についても、低水準ではあるものの上昇傾向にある(令和4年度:17.1%)とされています。

【子ども・子育てニーズ調査】

就学前保護者において、育児休業を「取得した(取得中である)」の割合が母親は58.1%(前回調査41.6%)、父親は6.9%(前回調査3.8%)と制度の一定の浸透がみられます。一方で、市に充実してほしい子育て支援として、「残業時間の短縮や休暇の取得促進等、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が前回調査に比べて増加しています。また、育児休業を取得しなかった理由について、「職場での制度の利用しにくい雰囲気」を挙げた保護者が、母親で10.8%(前回調査8.8%)、父親で27.6%(前回調査22.3%)と増加傾向にあります。

- 多くの家庭内において家事や育児の負担が比較的女性に集中している現状を変え、男性の家事や子育てへの参画をさらに促進するとともに、夫婦が相互に協力しながら子育てできる環境整備を進める必要があります。結婚・出産後も「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の考え方をさらに浸透させ、男性の育児休業取得率の上昇を推進していくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども・若者は、未来を担う大切な存在であるとともに、彼らが心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。平成 27 年 3 月に策定した「第 1 期角田市子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期角田市子ども・子育て支援事業計画」では、計画の基本理念として、平成 19 年 1 月に制定した「かくだ市民子育て憲章」の趣旨に基づき「家庭で、仲間で、地域で、みんなが子育てを楽しむ心ゆたかな角田っ子の育成」と定めて、取組みを推進してきました。一方で、全国的に人口減少や少子化の進行が止まらず、児童虐待やこどもの貧困等、こども・若者や子育て世代を取り巻く課題も深刻化・複雑化しています。

今後は、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神に基づき、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長できる環境づくりが重要です。また、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向け、様々な施策を展開することが求められています。

本計画では、これまでの取組みを継承しつつも、上記の新たな社会情勢も踏まえ、乳幼児期～学童期・思春期～青年期といった各ステージや子育て世代に応じた様々な支援を展開していくため、以下の基本理念を新たに掲げます。この基本理念を基に、こどもや若者が自分らしく希望を持って生き、国が提唱する「こどもまんなか社会」を基盤として、さらにこども・若者に寄り添った「こども “ど” まんなか」の社会を目指します。まち全体でこどもを守り育み、“子育てしやすいまち 日本一” に向けたまちづくりを推進していきます。

《基本理念》

こども・若者 どまんなかの やさしい社会を目指して

かくだ市民子育て憲章

子どもたちは、私たちの生命を受け継いでいく「かけがえのない社会の宝」であり、子どもたちが、心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。

私たち角田市民は、未来を担う子どもたちの健全な成長を願い、子どもたちの育つ環境を整え、子育てにやさしいまちづくりを推進するため、ここに「かくだ市民子育て憲章」を定めます。

- ・元気な赤ちゃんの誕生を願い、安心して生み育てられる環境をつくりまします。
- ・地域の子どもも我が子と同じ、明るく元気で健やかな子どもに育てまします。
- ・一人ひとりの個性を認め合い、命を大切にし、感謝の心と思いやりのある子どもに育てまします。
- ・自ら判断する力を養い、社会の一員として責任ある行動ができる子どもに育てまします。
- ・人と自然を大切にし、ふるさとを愛する子どもに育てまします。

2 施策の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 施策の方向性 |
|---------------------------------|-------------------|---|
| こども・若者 どまんなかの やさしい社会を目指して | 1 こども・若者の権利を守る | (1) こども・若者の権利の周知啓発 ----- (2) 児童虐待防止といじめ防止対策の推進 |
| | 2 ライフステージに応じた支援 | (1) 情報発信と相談支援体制の充実 ----- (2) 親と子の健やかな成長への支援 ----- (3) 子育て世帯への経済的支援 |
| | 3 良好な成育環境の確保 | (1) 質の高い幼児教育・保育環境の提供 ----- (2) こども・若者の居場所づくりの推進 ----- (3) 安全・安心を実感できる環境の推進 ----- (4) 地域ぐるみの子育て支援の推進 ----- (5) 支援が必要なこども・若者を支える施策の推進 |
| | 4 こども・若者の貧困と格差の解消 | (1) 経済的困難を抱える家庭への支援 ----- (2) ひとり親家庭への支援の充実 |
| | 5 若い世代の生活基盤の安定 | (1) 若い世代の出会い・結婚の支援 ----- (2) ニーズに応じた共働き・共育での支援 |

第4章 施策の展開

本章では、5つの基本目標ごとに「現状と課題」、「施策の方向性」、「主な取組み」、「目標達成度を評価する指標」の順に記載しています。

基本目標1 こども・若者の権利を守る

■現状と課題

- こども・若者の社会参画や意見表明の場が十分とはいえない現状を踏まえ、こども・若者が権利の主体として認識され、家庭や学校、地域等において日常的に意見を言い合える機会を創出することが求められます。また、その主張が尊重される環境を整えることも重要です。
- 児童虐待やいじめ問題については、問題を未然に防ぐことや、相談しやすい環境の整備、発生した際に迅速かつ的確に対応することができる体制づくりが必要です。

アンケートより



・いじめや不登校をゼロにしてほしい。こどもが楽しいと思える学校にしてほしい。(小学生本人)

■施策の方向性

(1) こども・若者の権利の周知啓発

こども・若者が「どまんなか」の社会を実現するため、広くその重要性について啓発や情報発信を行い、こども・若者を応援し、社会全体で支える気運を高めます。

(2) 児童虐待防止といじめ防止対策の推進

関係機関と連携し、児童虐待やいじめ等の防止に努め、早期発見・対応を図ることで、こども・若者の心身の健康を守り、権利侵害を発生させない環境を整えます。

■主な取組み

(1) こども・若者の権利の周知啓発

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|--------------|---------------------------------------|--------|
| こども・若者の権利の周知 | ・こども基本法やこどもまんなかアクション、角田市こども計画の周知啓発 | 子育て支援課 |
| こどもの意見聴取の推進 | ・対面やオンラインでの意見交換、アンケート等様々な手法での意見聴取の取組み | 関係課 |
| 人権教室の実施 | ・大河原人権擁護委員協議会との連携による、市内小中学校での人権教室の実施 | 生活環境課 |

(2) 児童虐待防止といじめ防止対策の推進

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|--------------------------|---|----------------|
| 要保護児童対策地域協議会の運営 | ・角田市要保護児童対策地域協議会の機能強化と積極的な活用による要保護児童等の早期発見、早期対応の徹底 | 子育て支援課 |
| 子育て世帯訪問支援事業の充実 | ・養育環境を整え、自立を目指すとともに虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事育児等支援を実施 | 子育て支援課 |
| 子育て短期支援事業の充実 | ・保護者の疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童を短期間里親の家庭等において養育・保護 | 子育て支援課 |
| 児童育成支援拠点整備の検討 | ・養育環境等に課題を抱える家庭や、居場所のない児童等に対し、生活援助を中心とした、こどもが安心して過ごせる場の整備の検討 | 子育て支援課 |
| 窓口や電話による相談体制の充実 | ・児童生徒生活指導員等による教育相談の実施 | 教育総務課 |
| 青少年のための県民会議等との連携による健全育成 | ・「青少年健全育成市民のつどい」の開催等による、こどもの健全育成の推進 ・学校、教育委員会等との関係強化 | 生涯学習課 |
| 小中学校におけるSOSの出し方に関する教育の実施 | ・小中学生に対し、SOSの出し方に関する教育を実施 | 小中学校 |
| スクールソーシャルワーカーの活用 | ・スクールソーシャルワーカーを活用した、こどもや保護者の抱える課題解決への対応 | 教育総務課 小中学校 |
| 志教育の推進 | ・小中学生の、将来の社会人としてのより良い生き方を主体的に求める意識の醸成 | 小中学校 |
| 児童生徒の生活指導 | ・登下校中のパトロール、児童生徒の見守りを実施 | 教育総務課 |
| いじめ防止対策推進法に基づく協議会・委員会の設置 | ・角田市いじめ防止基本方針に基づく施策の実施 | 教育総務課 小中学校 |
| いじめ早期発見への対応 | ・各学校における1か月に1回の学校生活アンケートの実施 | 小中学校 |
| 薬物等の知識の普及 | ・性感染症、薬物、飲酒・喫煙等の健康阻害に関する知識の普及啓発 | 小中学校 |
| 思春期学習と相談（命を守るための教育） | ・保健師と小中学校養護教諭が連携し、「タイアップ性教育」の実施及び悩みの相談先の周知 ・中高生の保育所等訪問 | 子育て支援課 小中学校 |

■目標達成度を評価する指標

| 項目 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------|-------|-------|
| 子育て世帯訪問支援事業の年間利用世帯数 | 3世帯 | 17世帯 |
| 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる若者の割合 | 55.1% | 70.0% |

基本目標2 ライフステージに応じた支援

■現状と課題

- 近年、子育てに関する情報が様々な媒体から発信されており、中には根拠のない情報や正確さに欠けるものも見受けられます。これにより、保護者の不安をあおることがあるため、正確で役立つ子育て情報の発信を行うとともに、「角田市こども家庭センター『ほっぺ』」を核として、気軽に相談できる身近な相談機関の充実が必要です。また、広報紙をはじめ子育て支援アプリや子育て支援サイト等を活用した行政の情報発信機能を改善・強化し、妊産婦や子育て世帯に必要な情報や支援を届けることが必要です。
- 親もこどもも身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るための基礎となる心身の健康維持に取り組むため、母子保健事業の充実や医療機関との連携体制の更なる強化を図ることが重要です。
- 法令に基づく支援だけでなく、地域のニーズに応じた市独自の施策を通じて、子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心してこどもを産み育てられる環境を整えることが必要です。

アンケートより



- ・小児科がほしい。子育て、発達など悩みを聞いてくれる時が、たくさんあるといい。(就学前児童保護者)
- ・子育ての相談をもっと気軽に気楽にできるといいなと思います。相談事があっても、話す、伝えるということはとてもハードルが高く、多くのママさんたちは我慢しているように感じています。(小学生保護者)
- ・積極的な情報発信をしてほしい。こういう事あるよとか、こういうのあるよとか、知りたい。(中学生保護者)

■施策の方向性

(1) 情報発信と相談支援体制の充実

子育て世帯が直面する課題が多様化・複雑化する中、ライフステージに応じた情報発信機能の強化や課題に対応するための相談支援体制を整備します。

(2) 親と子の健やかな成長への支援

こどもの成長を確認できる場を提供し、健康や子育てに関する相談や知識を得られる機会を設けます。また、母子保健サービスを充実させ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことで、親と子が健やかに成長するための基盤を整えます。

(3) 子育て世帯への経済的支援

こどもを安心して産み育てられる社会の実現に向け、経済的支援の充実が求められています。これを踏まえ、法令に基づいた経済的支援や市独自の負担軽減策等を着実に実施します。

■主な取組み

(1) 情報発信と相談支援体制の充実

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|----------------|---|--------|
| 地域子育て支援事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談及び来所相談 ・子育て情報の提供（各種講座の開設・広報紙等でのPR） ・親子で楽しめる場所の提供・仲間づくり支援 | 子育て支援課 |
| こども家庭センター機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期における切れ目のない相談支援の実施 ・支援を必要とする方に対し、関係機関と協力して支援プランを作成し、包括的・継続的な支援の実施 | 子育て支援課 |
| 児童相談の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談員による、家庭における児童養育・人間関係・その他児童福祉に関する相談の実施 | 子育て支援課 |
| 乳幼児相談の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健師、栄養士、歯科衛生士による家庭訪問、面接、電話相談の実施 ・LINEを活用したオンライン相談の実施 ・おたんじょう相談の実施 ・個別相談だけでなく、離乳食や育児について集団の場で学びながら、相談できる場の設置（ほっぺサロン） | 子育て支援課 |
| 子育て情報の発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児保護者に向けて「かくだ子育てお手伝い情報」を発行し、遊び場や保育施設、相談窓口の情報を周知 ・子育て支援アプリ「ほっぺなび」や子育て支援サイト「かくはび」等を通じた、各種情報や行事等についての情報発信 ・小児科医・産婦人科医・助産師によるLINEやメールでの子育て情報の発信 | 子育て支援課 |
| 教育相談体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒生活指導員等によるいじめや不登校に関する教育相談を実施 | 教育総務課 |

(2) 親と子の健やかな成長への支援

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|------------|---|--------|
| 母性保健の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・不妊検査・不妊治療費助成事業 ・母子健康手帳交付と個別相談 ・妊婦健康診査（健診料の助成） ・妊婦歯科健康診査（健診料の助成） ・妊婦等包括相談支援事業 ・妊産婦・新生児への訪問指導 ・要支援妊婦に対する医療機関と連携した適切な保健指導 ・産婦健康診査（健診料の助成） ・産後ケア事業の実施 ・未受診妊婦への対策の検討 | 子育て支援課 |
| 乳幼児健康診査の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・3～5か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査、年中児（5歳児）健康診査 ・2か月児・8か月児への医師による一般健康診査（健診料の助成） ・新生児聴覚検査（検査料助成） | 子育て支援課 |

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|---------------------------------|---|------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> 健康診査時を利用した、健康づくり、育児相談・支援に関する情報等の提供 要支援親子に対する健診後のフォロー 乳幼児健康診査に来所しない親子に対する家庭訪問や保育所等への訪問 | |
| 乳幼児に関わる相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> おたんじょう相談 むし歯予防教室・育児相談・発達相談 個別相談だけでなく、離乳食や育児について集団の場で学びながら、相談できる場の設置（ほっぺサロン） | 子育て支援課 |
| 乳児家庭全戸訪問の継続 | <ul style="list-style-type: none"> 乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児に関する情報の提供や乳児及びその親の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育について相談・助言とその他の援助 | 子育て支援課 |
| 育児支援家庭訪問の継続 | <ul style="list-style-type: none"> 支援が必要と認められた保護者への養育に関する相談・指導、助言とその他の援助 | 子育て支援課 |
| 地域医療対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 小児医療体制の整備、充実 休日における診療体制の確保と周知 関係団体等への働きかけによる、市内への産科医、小児科医、耳鼻科医の招へい | 健康推進課 |
| 夜間急患診療確保対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 夜間における一次救急医療体制の確保及び二次救急医療体制の確保・充実 | 健康推進課 |
| 感染症の予防 | <ul style="list-style-type: none"> 感染症予防の知識・技術の情報提供 予防接種の奨励 | 健康推進課 |
| 医療知識の提供 | <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援アプリ「ほっぺなび」での予防接種のスケジュール管理等、活用方法の周知 小児科医・産婦人科医・助産師による24時間の無料オンライン相談 季節や状況に合わせた医療記事や、子育てのポイントを解説するライブ動画による情報提供 | 子育て支援課 |
| オンライン居場所・専門相談等（宮城県事業）の周知 | <ul style="list-style-type: none"> 仙南保健福祉事務所で実施している専門家、医師による思春期、ひきこもり相談の周知 宮城県で実施している「オンライン居場所」の周知 | 健康推進課 |
| 薬物等の知識の普及 【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> 性感染症、薬物、飲酒・喫煙等の健康阻害に関する知識の普及啓発 | 小中学校 |
| 思春期学習と相談 （命を守るための教育） 【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> 保健師と小中学校養護教諭が連携し、「タイアップ性教育」の実施及び悩みの相談先の周知 中高生の保育所等訪問 | 子育て支援課 小中学校 |
| 健康づくりの啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 外遊びの推進を通じたこどもの体力の向上 | 小中学校 |
| こころの健康に関する情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒の心の健康知識・対処方法の普及 9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせ中学生・高校生へ相談窓口を紹介 | 健康推進課 教育総務課 小中学校 |
| 乳幼児健診等における食育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 離乳食等へのステップアップに向けた、知識の普及 「早寝早起き朝ごはん」運動及び「ルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）」の推進 望ましい食習慣の定着のための栄養指導 適正体重についての健康教育 | 子育て支援課 |
| 保育所等における食育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 年齢に応じた食育の推進 | 保育所等 |

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|-------------|--|------------------|
| 学校における食育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校での地域食材と正しい食生活習慣の学習指導（栄養教諭等の学校訪問） 学校給食を「生きた教材」として活用 | 学校給食センター 小中学校 |
| 親子関係形成支援 | <ul style="list-style-type: none"> こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じた情報の提供、相談及び助言の実施 | 子育て支援課 |

(3) 子育て世帯への経済的支援

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|----------------|--|----------|
| 児童手当支給 | <ul style="list-style-type: none"> 0歳から2歳まで月額 15,000 円、3歳から 18歳到達後の年度末まで月額 10,000 円、第3子以降は月額 30,000 円の手当を支給 | 子育て支援課 |
| 出産祝金支給 | <ul style="list-style-type: none"> 第1子 20,000 円、第2子以降は 50,000 円を支給 | 子育て支援課 |
| 小学校入学祝子育て応援券支給 | <ul style="list-style-type: none"> 小学校に入学する子の保護者にかくだ共通商品券（30,000 円分）を支給 | 子育て支援課 |
| 子ども医療費助成 | <ul style="list-style-type: none"> 0歳から18歳到達後の年度末までの全ての児童にかかる医療費を助成 | 子育て支援課 |
| 妊婦のための支援給付 | <ul style="list-style-type: none"> 妊婦に対して、妊婦であることの認定後に、5万円及び妊娠しているこどもの人数に5万円を乗じた額を支給 | 子育て支援課 |
| 通学に係る支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 遠距離通学の児童生徒の通学補助とスクールバスの運行 | 教育総務課 |
| 幼児教育・保育の無償化 | <ul style="list-style-type: none"> 国の制度に加え、市独自の保育料無償化事業の実施 認可外保育施設を利用し保育が必要な世帯への補助金の交付 | 子育て支援課 |
| 学校給食費の無償化 | <ul style="list-style-type: none"> 市独自施策により学校給食費を完全無償化 市立小中学校以外へ通学するなど無償化対象外となる世帯への助成金の交付 | 学校給食センター |

■目標達成度を評価する指標

| 項目 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------------|-------|-------|
| オンライン相談をまた利用したいと思う利用者の割合 | 90.9% | 93.0% |
| 産後ケア事業の年間利用件数 | 16件 | 50件 |
| 保育所や幼稚園にかかる出費負担の軽減を希望する就学前保護者の割合 | 41.7% | 30.0% |

基本目標3 良好な成育環境の確保

■現状と課題

- 幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、心身が大きく成長する学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性等、人生を豊かにする力を身につけていく時期です。子どもが心身ともに健やかに成長できるような質の高い保育・教育環境の整備することが求められます。
- 子どもや若者が安全に安心して過ごすことのできる居場所の提供に努め、包括的な支援体制を強化することが求められます。
- 地域で子どもを育てる意識の醸成や、子育てに関する活動への支援、さらには活動の場の提供が不可欠です。
- 支援が必要な子ども・若者を誰一人取り残さず、それぞれのライフステージに応じた支援を本人やその家庭に提供することが重要です。

アンケートより



- ・不登校の子が通える居場所、親が安心できる場所をつくってほしい。(小学生保護者)
- ・大人がいなくても遊べて、雨が降っても遊べる場所がほしいです。(小学生本人)
- ・子どもが自ら運動したくなるような自然のアスレチックをつくって、楽しく体を動かしたい。(中学生本人)

■施策の方向性

(1) 質の高い幼児教育・保育環境の提供

全ての子どもが健やかに育つ環境を整備するため、多様な保育ニーズに対応した幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するとともに、放課後児童クラブの環境整備等を推進し、サービスの質の向上を図ります。

(2) 子ども・若者の居場所づくりの推進

児童センターの機能拡充や子ども食堂への支援等、様々な子ども・若者の視点に立った居場所づくりを推進します。

(3) 安全・安心を実感できる環境の推進

子ども・若者や子育て世帯が安全に安心して生活できる環境を目指し、防犯対策の充実や犯罪等から子ども・若者を守る取組みを推進します。

(4) 地域ぐるみの子育て支援の推進

子ども・若者や子育て世帯が地域との関わりを持ちながら健やかに育つことができるよう、地域における学びや体験の機会の充実を図り、交流を推進します。

(5) 支援が必要な子ども・若者を支える施策の推進

支援が必要な子ども・若者が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、いきいきと生活できるよう、それぞれの状況やニーズに応じた多面的な支援を推進します。

■主な取組み

(1) 質の高い幼児教育・保育環境の提供

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|-----------------------|---|--------|
| 保育の必要性の認定を受けた乳幼児の保育 | <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童への保育の実施 ・保育所等での延長保育 | 子育て支援課 |
| 放課後児童健全育成の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労等により昼間保護者のいない家庭の小学生の安全確保及び適切な遊びや生活の場の提供 ・質の向上を目指した児童クラブ運営方法の検討・実施 | 子育て支援課 |
| 一時預かりの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児を持つ保護者が仕事や通院等により一時的に保育を必要とする場合や育児疲れのリフレッシュのための保育を実施 | 子育て支援課 |
| 幼稚園教育の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育の支援 ・預かり保育の充実 | 子育て支援課 |
| 病児・病後児保育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・病気やけがの回復期前後であり集団保育が困難、かつ家庭で保育できない乳幼児の保育 | 子育て支援課 |
| 保育士等の資質向上を目的とした研修会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育士や放課後児童支援員を対象に、資質向上を目的とした研修会を定期的に開催 | 子育て支援課 |

(2) こども・若者の居場所づくりの推進

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|-------------------|--|--------------------------|
| こどもの居場所づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・角田児童センターの機能拡充(屋内遊び場や子育て相談などの多機能型子育て支援拠点施設としての整備) ・小学生を対象に放課後や長期休暇期間中、こどもが、安全・安心に活動できる場所の提供(地域ボランティアによる支援) ・地域の人材登録による協力体制の充実 ・不登校傾向の児童生徒の居場所づくりと学習支援 | 子育て支援課 生涯学習課 教育総務課 |
| 児童育成支援拠点整備の検討【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ・養育環境等に課題を抱える家庭や、居場所のない児童等に対し、生活援助を中心とした、こどもが安心して過ごせる場の整備の検討 | 子育て支援課 |
| こども食堂運営費補助金交付 | <ul style="list-style-type: none"> ・こども食堂を運営する団体に対し、運営費補助金を交付 | 子育て支援課 |
| ひとり親家庭等のこどもへの学習支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等のこどもに対する悩み相談や学習の場の提供 | 子育て支援課 |
| 乳幼児の遊び場の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点(子育て支援センター)事業において、角田児童センター、出張ひろば(ウエルパーク、市民センター)にて乳幼児の遊び場を提供 | 子育て支援課 |

(3) 安全・安心を実感できる環境の推進

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|--------------------|---|--------------------------|
| 学校生活における安全確保の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入者等の問題に対応する安全管理マニュアルの遂行 ・ 防災・防犯対策や安全な通学に向けた関係機関との協力体制の構築 | 教育総務課 |
| 地域防犯体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校区ごとの見守り、登下校中のパトロールを実施 | 教育総務課 小中学校 |
| 防犯マップ作成による安全対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯危険箇所の注意喚起、安全対策の実施 | 都市整備課 教育総務課 |
| 通学路周辺の安全管理の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の維持補修の推進 ・ 危険ブロック塀等の除却の推進 ・ 通学路合同点検の実施 | 都市整備課 建築住宅課 教育総務課 |
| チャイルドシートの正しい着用の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・ チャイルドシート着用啓発の実施 | 防災安全課 |
| 交通安全等の広報・啓発活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全・防犯教室の開催 ・ 防犯に関する広報・啓発活動（特にネット犯罪に係るトラブル防止等） ・ 安全パトロールの実施 | 教育総務課 小中学校 防災安全課 |
| 各種防犯・防災訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校の避難訓練実施計画等に基づく避難訓練 ・ 地域防犯・防災訓練の実施 ・ 各学校において危機管理マニュアルを作成し、防災・防犯対策の徹底 ・ 各学校において防犯教室や防災訓練について年間計画の作成・実行の徹底 | 教育総務課 小中学校 防災安全課 |
| ユニバーサルデザインによる整備・改修 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等への子育て対応設備の整備、改修 ・ 歩道や交差点における段差の解消等 | 子育て支援課 都市整備課 建築住宅課 |
| 公園等施設の安全対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園内施設及び周辺道路の安全対策の推進 | 都市整備課 |

(4) 地域ぐるみの子育て支援の推進

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|---------------|--|---------------------------------|
| 特色のある学校づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を生かすなど、こどもの学ぶ意欲を高める教育の推進 | 教育総務課 |
| 地域・家庭との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営協議会や地域学校協働本部等による地域・家庭と学校の連携・協力の推進 | 教育総務課 生涯学習課 |
| 職場体験の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場体験訪問学習（中学生）による、将来の進路と働くことに対する意識の醸成 | 教育総務課 小中学校 生涯学習課 商工観光課 |
| 起業家教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験型学習（小学校）の活動による起業家意識の育成 | 小中学校 生涯学習課 |
| 農業体験の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農生産現場の体験による、農業への興味・関心の醸成 | 小中学校 |
| 環境学習・宇宙教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2050年ゼロカーボンシティ達成を目指し、未来を担う子どもたちに環境問題に対する意識の向上と取組みの実践を促すため、出前講座等を実施 ・ 角田宇宙センター等との連携や、角田市独自の授業パッケージによる宇宙教育の推進 ・ 地域学校協働活動で環境学習の実施 | 教育総務課 小中学校 生涯学習課 生活環境課 |

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|-------------------|---|----------------------------------|
| 地域での少年ふるさと学習 | <ul style="list-style-type: none"> 各自治センターで特色ある教室の開催 地域の伝統活動の推進 | 生涯学習課 まちづくり推進課 |
| 異年齢交流 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども会等地域の異年齢の活動の推進 ジュニアリーダーの育成及び活動支援 | 生涯学習課 |
| スポーツ振興によるこどもの体づくり | <ul style="list-style-type: none"> スポーツ少年団等の活動支援 総合型地域スポーツクラブの育成支援 アクティブ・チャイルド・プログラムの実施 | 生涯学習課 |
| 子育て交流の場づくり | <ul style="list-style-type: none"> スポーツを通じた親子の交流の場(スポーツ交流館)の整備 地域子育て支援拠点(子育て支援センター)事業において、角田児童センター、出張ひろば(ウエルパーク、市民センター)にて交流の場を提供 乳幼児の親子の運動遊び「子育て遊びのMARCHE」等、ふれあいを通じて親子の愛着形成と保護者同士が交流する場の提供 | 子育て支援課 生涯学習課 |
| 子ども図書館の活用 | <ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせ等読書を通じた親と子の交流の場の提供 | 図書館 |
| 絵本のある子育ての推進 | <ul style="list-style-type: none"> 健康診査時に、乳幼児と保護者が絵本を介して心のふれあいを持つきっかけづくり | 図書館 |
| 学校支援ボランティアの充実 | <ul style="list-style-type: none"> 地域に開かれた学校づくりを推進するため地域との連携の推進 | 小中学校 社会福祉協議会 |
| ブックスタートの継続 | <ul style="list-style-type: none"> 3～5か月児健康診査での絵本の配布とボランティアによる読み聞かせの実施 | 社会福祉協議会 |
| 自治センター等での交流活動 | <ul style="list-style-type: none"> 各自治センターで、特色ある昔遊び等を通じたこどもと高齢者等の世代間交流の推進(ふれあい広場等) スポーツ交流館で未就学児と親や祖父母の遊びと交流機会の提供 スポーツ交流館において、未就学児とその親や祖父母に対し遊びと交流機会を提供 | 生涯学習課 まちづくり推進課 |
| 保育所・学校での世代間交流の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 保育施設等による祖父母参観や高齢者施設訪問交流事業の実施 祖父母の授業参観と遊びの交流 小学校での、地域のお年寄りによる昔遊びを学ぶ機会の提供 | 子育て支援課 生涯学習課 小中学校 |
| 地域と学校の協働の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 家庭教育支援チームの活動 家庭教育支援のための学習機会の効果的な提供 キャリア教育の支援 職業人による講話の実施 | 子育て支援課 生涯学習課 教育総務課 小中学校 |

(5) 支援が必要なこども・若者を支える施策の推進

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|------------------------|---|-------------------------|
| 特別支援教育の充実 | ・教員が行う特別支援教育における教科指導を支援する特別支援教育支援員の配置 | 教育総務課 |
| 特別支援教育就学奨励費の支給 | ・心身に障害を持つ児童生徒の保護者への助成 | 教育総務課 |
| 特別児童扶養手当支給 | ・20歳未満の中度・重度障害児を養育している保護者等に支給 | 子育て支援課 |
| 障害児福祉手当支給 | ・20歳未満の重度障害児に支給 | 子育て支援課 |
| 未熟児養育医療費助成 | ・入院養育を必要とする未熟児にかかる医療費を助成 | 子育て支援課 |
| 心身障害者医療費助成 | ・心身障害者にかかる医療費を助成 | 社会福祉課 |
| 自立支援医療（育成医療）費助成 | ・身体障害を除去、軽減する手術等の治療にかかる医療費を助成 | 社会福祉課 |
| 障害児者タイムケアサービスの充実 | ・障害児者の家族の負担を軽減するための一時的な預かりの実施（障害者日中活動一時支援事業、障害児者タイムケアサービス事業） | 社会福祉課 |
| 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 | ・小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付 | 子育て支援課 |
| 障害児通所支援 | ・障害児施設通所サービスにかかる利用料を助成 | 子育て支援課 |
| 適正な就学支援の推進 | ・教育支援委員会において、特別な支援を必要とする児童生徒に適切な教育環境の判断 ・早期からの教育相談による未就学児の状況把握と保護者との教育環境に関する合意形成 | 教育総務課 |
| 障害児保育の推進 | ・公立保育所における障害児受け入れの推進 ・私立保育施設等に対する障害児対応保育士の配置の支援 | 子育て支援課 |
| ヤングケアラー支援の強化 | ・ヤングケアラーについての広報周知及び学校や地域と連携した相談支援体制の整備 | 子育て支援課 教育総務課 小中学校 |
| 子育て世帯訪問支援事業の充実 【再掲】 | ・養育環境を整え、自立を目指すとともに虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事育児等支援を実施 | 子育て支援課 |
| 子育て短期支援事業の充実 【再掲】 | ・保護者の疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童を一定期間里親の家庭において養育・保護 | 子育て支援課 |
| 児童育成支援拠点整備の検討 【再掲】 | ・養育環境等に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童等に対し、生活援助を中心とした、こどもが安心して過ごせる場の整備の検討 | 子育て支援課 |

■目標達成度を評価する指標

| 項目 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|-------|-------|
| こども食堂の年間実施回数 | 22回 | 33回 |
| 学童保育・こどもの遊び場の充実に対する市民の満足度 | 46.7% | 49.0% |

基本目標4 こども・若者の貧困と格差の解消

■現状と課題

- ひとり親家庭や生活が困難な状態にある家庭については、きめ細やかな支援が必要です。こどもの貧困については家庭の自己責任ではなく社会全体で取り組むべき課題として捉えるべきです。生まれ育った環境によって学習や進学の手機、将来の夢や希望を諦めるなどといった、こどもの権利侵害を発生させないよう、教育支援や生活支援、保護者の就労支援や経済的支援が求められます。

アンケートより



- ・母親が一人で子育てしているため体調が悪くなると助けてくれる人がいなくて大変です。(小学生保護者)
- ・学校生活の中で授業内容の理解が遅いため、今後塾などに通わせたいと思うが、ひとり親だと金銭面で難しいため、周りの子より学力が劣ってしまう。(小学生保護者)

■施策の方向性

(1) 経済的困難を抱える家庭への支援

経済的な困難を有するこども・若者が、その家庭の経済状況に関わらず、自分の能力や可能性を最大限に伸ばし生かせるよう支援を行うことで、安心して育つことのできる環境づくりを推進します。

(2) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、経済的支援や就業支援等、その家庭に寄り添った支援を行います。

■主な取組み

(1) 経済的困難を抱える家庭への支援

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|-----------------------|---|---------|
| 就学援助費支給 | ・経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者への助成 | 教育総務課 |
| こども食堂運営費補助金交付【再掲】 | ・こども食堂を運営する団体に対し、運営費補助金を交付 | 子育て支援課 |
| 生活困窮者自立相談 | ・経済面や就労等の相談の実施 | 社会福祉課 |
| 生活困窮者自立支援 | ・フードバンク事業の実施(生活困窮者等への食料等の一時的な支援) | 社会福祉協議会 |
| 生活保護制度の活用 | ・困窮の程度に応じた必要な保護の実施 | 社会福祉課 |
| 児童扶養手当支給 | ・ひとり親家庭等の児童の家庭の生活の安定と自立の促進のため保護者に支給 | 子育て支援課 |
| 高等職業訓練促進費等支給事業給付金支給 | ・ひとり親家庭の経済的な自立に向け、資格(看護師等)取得の費用を支援 | 子育て支援課 |
| 自立支援教育訓練給付金支給 | ・ひとり親家庭の経済的な自立に向け、資格(パソコン関係・語学等)取得の費用の一部を支援 | 子育て支援課 |
| ひとり親家庭等のこどもへの学習支援【再掲】 | ・ひとり親家庭等のこどもに対する悩み相談や学習の場を提供 | 子育て支援課 |

(2) ひとり親家庭への支援の充実

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|-----------------------------|--|--------|
| 児童扶養手当支給 【再掲】 | ・ひとり親家庭等の児童の家庭の生活の安定と自立の促進のため保護者に支給 | 子育て支援課 |
| 母子・父子家庭医療費助成 | ・18歳到達後の年度末までの児童の親等にかかる医療費を助成 | 子育て支援課 |
| 母子・父子家庭福祉対策資金貸付 | ・20歳未満の子どもと同居している母子・父子家庭に対して、50,000円以内の資金を無利子で貸付 | 子育て支援課 |
| 高等職業訓練促進費等支給事業給付金支給 【再掲】 | ・ひとり親家庭の経済的な自立に向け、資格（看護師等）取得の費用を支援 | 子育て支援課 |
| 自立支援教育訓練給付金支給 【再掲】 | ・ひとり親家庭の経済的な自立に向け、資格（パソコン関係・語学等）取得の費用の一部を支援 | 子育て支援課 |
| ひとり親家庭等の子どもへの学習支援 【再掲】 | ・ひとり親家庭等の子どもに対する、悩み相談や学習の場の提供 | 子育て支援課 |

■目標達成度を評価する指標

| 項目 | 現状値 | 目標値 |
|--|-------------------------|-------------------------|
| ひとり親家庭への経済的な自立に向けた資格取得費支援の利用者の割合 | 1.0% | 5.0% |
| 過去1年間に、経済的な理由で家族に十分な食事を用意することができなかった保護者の割合 | 小学生 15.9% 中学2年生 9.6% | 小学生 13.0% 中学2年生 6.0% |

基本目標5 若い世代の生活基盤の安定

■現状と課題

- 若い世代が自らの主体的な選択として、結婚や子どもを産み育てることを望んだ場合、その希望に応じて必要な支援を社会が行う必要があります。
- 多くの家庭内において家事や育児の負担が比較的女性に集中している現状を変え、男性の家事や子育てへの参画をさらに促進するとともに、夫婦が相互に協力しながら子育てできる環境整備を進める必要があります。結婚・出産後も「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の考え方をさらに浸透させ、男性の育児休業取得率の上昇を推進していくことが重要です。

アンケートより



- ・父親も必ず育休を取得できる世の中になってほしい。(就学前児童保護者)
- ・若者の流出を防ぐ取組みや、受け入れる(若者が角田市に住みたいと思える)取組みが必要だと思います。(若者)

■施策の方向性

(1) 若い世代の出会い・結婚の支援

若い世代の希望をかなえる支援として、独身者の婚姻推進活動支援や結婚に伴う新生活への経済的支援を進めます。

(2) ニーズに応じた共働き・共育ての支援

夫婦が互いに協力しながら子育てを行う「共働き・共育て」社会を実現するため、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備を推進します。

■主な取組み

(1) 若い世代の出会い・結婚の支援

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|------------|--|----------|
| 婚姻推進活動への支援 | 結婚相談所等の入会者に対する、婚姻推進活動にかかるコスト(入会金・月会費・成婚料)の支援 | まちづくり推進課 |
| 結婚新生活への支援 | 婚姻に伴う新生活のスタートアップにかかるコスト(新居の家賃または住宅取得費、引越し費用等)の支援 | まちづくり推進課 |

(2) ニーズに応じた共働き・共育ての支援

| 取組み | 概要 | 担当課 |
|--------------|--|--------|
| 育児休業取得の啓発 | ・育児・介護休業法等の周知による育児休業取得の促進 | 商工観光課 |
| 企業等への再雇用促進 | ・企業等の事務所への再雇用制度の普及・啓発 | 商工観光課 |
| 再就職情報の提供 | ・再就職に関する情報提供及びハローワーク等との連携による再就職のための資格、技術の取得情報を提供 | 商工観光課 |
| 共働き・共育ての周知啓発 | ・子ども基本法や子どもまんなかアクション、角田市子ども計画の周知啓発 | 子育て支援課 |

■目標達成度を評価する指標

| 項目 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------|---------------------|----------------------|
| 自分たちの結婚が地域に応援されていると感じる夫婦の割合 | 75.0% | 80.0% |
| 育児休業を取得した保護者の割合 | 母親 58.1% 父親 6.9% | 母親 70.0% 父親 20.0% |

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 「量の見込み」算出のための基本事項

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとに「量の見込み」（=どのくらいの需要があるか）や「確保方策」（=どのくらい供給するか）を定めることとされています。

区域の設定については各自治体の裁量に任されており、本市では第1期・第2期の「子ども・子育て支援事業計画」において、市全域を1つの区域と定めていますが、各地域のこどもの数や地理的、社会的条件等を踏まえた上で、引き続き全地域を一体として「教育・保育提供区域」とします。

(2) 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までのこどもの人口を、令和2年度から令和6年度の年度当初の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により推計を行いました。0歳から11歳までのこどもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

| 年齢 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳 | 91 | 87 | 85 | 84 | 81 |
| 1歳 | 95 | 96 | 92 | 90 | 88 |
| 2歳 | 109 | 96 | 98 | 94 | 92 |
| 3歳 | 120 | 110 | 97 | 99 | 94 |
| 4歳 | 127 | 121 | 112 | 99 | 100 |
| 5歳 | 142 | 130 | 125 | 115 | 102 |
| 6歳 | 146 | 141 | 129 | 124 | 114 |
| 7歳 | 151 | 147 | 141 | 129 | 124 |
| 8歳 | 161 | 152 | 148 | 142 | 130 |
| 9歳 | 169 | 165 | 157 | 153 | 146 |
| 10歳 | 174 | 168 | 164 | 156 | 152 |
| 11歳 | 194 | 176 | 170 | 166 | 158 |
| 合計 | 1,679 | 1,589 | 1,518 | 1,451 | 1,381 |

※各年度4月1日時点

2 教育・保育

量の見込みの設定にあたっては、過去5年間（令和2年～令和6年）の人口動向及び事業実績を基に推計を行いました。

■教育・保育給付認定の区分

| | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 |
|---------|------------------|---|------------------|
| 対象年齢 | 満3歳以上の小学校就学前のこども | | 満3歳未満の小学校就学前のこども |
| 対象条件 | 2、3号認定のこども以外 | 保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合 | |
| 利用可能な施設 | 幼稚園 | 保育所・地域型保育事業 ※地域型保育事業は3号認定のみ | |
| | 認定こども園 | | |

(1) 1号認定

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 人 | 180 | 168 | 155 | 145 | 138 |
| 確保方策 | 人 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| 特定教育・保育施設 | 人 | 180 | 180 | 180 | 180 | 138 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人 | 0 | 12 | 25 | 35 | 42 |

(2) 2号認定（教育を希望）

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 人 | 71 | 66 | 61 | 57 | 54 |
| 確保方策 | 人 | 71 | 66 | 61 | 57 | 54 |
| 特定教育・保育施設 | 人 | 71 | 66 | 61 | 57 | 54 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 2号認定（上記以外）

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 人 | 230 | 214 | 198 | 185 | 176 |
| 確保方策 | 人 | 249 | 239 | 228 | 215 | 215 |
| 特定教育・保育施設 | 人 | 249 | 239 | 228 | 215 | 215 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人 | 19 | 25 | 30 | 30 | 39 |

(4) 3号認定 (0歳)

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人 | 42 | 40 | 39 | 38 | 37 |
| 確保方策 | 人 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 |
| 特定教育・保育施設 | 人 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| 特定地域型保育事業 | 人 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 企業主導型保育事業 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人 | ▲ 5 | ▲ 3 | ▲ 2 | ▲ 1 | 0 |

(5) 3号認定 (1歳)

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人 | 71 | 72 | 69 | 67 | 66 |
| 確保方策 | 人 | 67 | 67 | 67 | 67 | 67 |
| 特定教育・保育施設 | 人 | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 |
| 特定地域型保育事業 | 人 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 企業主導型保育事業 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人 | ▲ 4 | ▲ 5 | ▲ 2 | 0 | 1 |

(6) 3号認定 (2歳)

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人 | 76 | 67 | 68 | 66 | 64 |
| 確保方策 | 人 | 75 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| 特定教育・保育施設 | 人 | 62 | 57 | 57 | 57 | 57 |
| 特定地域型保育事業 | 人 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 企業主導型保育事業 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人 | ▲ 1 | 3 | 2 | 4 | 6 |

(7) こども誰でも通園制度

令和8年度より新たに開始する事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無等は問わず保育所を利用することが可能です。

| | | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|----------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳児 | 量の見込み(※) | 人日 | | | | | |
| | 確保方策(※) | 人日 | | | | | |
| 1歳児 | 量の見込み(※) | 人日 | | | | | 1 |
| | 確保方策(※) | 人日 | | | | | 1 |
| 2歳児 | 量の見込み(※) | 人日 | | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 確保方策(※) | 人日 | | 2 | 2 | 2 | 2 |

(※)量の見込み、確保方策は受け入れ体制の整備量

【今後の方向性】

- ・(4) から (6) までの確保方策の不足について、特定教育・保育施設等では、基準の範囲内で利用定員を超えて受け入れするなど柔軟な対応を行い、地域のニーズに応じた教育・保育サービスの提供を目指します。
- ・令和8年度以降、こども誰でも通園制度が本格実施されるため、0歳児から2歳児の新たな利用需要が見込まれます。これに伴い、制度に関する受け入れ体制を整備します。

3 地域子ども・子育て支援事業

量の見込みの設定にあたっては、過去5年間（令和2年～令和6年）の人口動向及び事業実績を基に推計を行い、確保方策を踏まえ、調整を行いました。

(1) 利用者支援事業

こどもやその保護者の身近な場所で、地域のこども・子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 箇所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 基本型・特定型 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| こども家庭センター型 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地域子育て相談機関 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 | 箇所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 基本型・特定型 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| こども家庭センター型 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地域子育て相談機関 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【今後の方向性】

- ・令和6年度に新設したこども家庭センターにおいて妊産婦支援や乳幼児健診、母子保健相談等の「母子保健機能」と、養育相談や児童虐待、ヤングケアラー支援等の「児童福祉機能」を併せ持ち、切れ目のない支援を行います。

(2) 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

現在実施している伴走型相談支援と経済的支援を一体的な事業とし、令和7年度より開始する事業で、面談等により情報提供や相談等を行います。

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
|-------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|-----|
| 量の見込み | 妊娠届出数 | 件 | 87 | 85 | 84 | 81 | 81 |
| | 1組あたり面談回数 | 回 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 面談実施合計回数 | 回 | 261 | 255 | 252 | 243 | 243 |
| 確保方策 | こども家庭センター | 回 | 261 | 255 | 252 | 243 | 243 |
| | 上記以外の業務委託 | 回 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【今後の方向性】

- ・妊婦やその家族に対してより良い支援を提供し、安心して出産・子育てができる環境づくりに努めていきます。

(3) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人 | 55 | 52 | 49 | 47 | 45 |
| 確保方策 | 人 | 55 | 52 | 49 | 47 | 45 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【今後の方向性】

- ・保護者の就労形態等に配慮したサービスの提供体制を確保します。

(4) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学しているこどもに対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人 | 325 | 310 | 297 | 284 | 269 |
| 1年生 | 人 | 78 | 74 | 71 | 68 | 64 |
| 2年生 | 人 | 76 | 73 | 69 | 66 | 63 |
| 3年生 | 人 | 68 | 65 | 62 | 59 | 56 |
| 4年生 | 人 | 51 | 49 | 47 | 45 | 42 |
| 5年生 | 人 | 33 | 31 | 30 | 29 | 27 |
| 6年生 | 人 | 19 | 18 | 18 | 17 | 17 |
| 確保方策 | 人 | 325 | 310 | 297 | 284 | 269 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【今後の方向性】

- ・安全で安心な保育環境を確保し、多様な体験・活動を行うことができるよう、安定的な運営を維持します。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、里親の家庭等で短期間子どもを預かり、保護を行う事業です。

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人 | 6 | 6 | 12 | 12 | 12 |
| 確保方策 | 人 | 6 | 6 | 12 | 12 | 12 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【今後の方向性】

- ・事業の周知を図るとともに、保護者のニーズ把握に努めていきます。また、育児疲れや不安に対する相談支援の強化や、里親等の受け入れ体制の整備に努めます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が、生後120日までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人 | 91 | 87 | 85 | 84 | 81 |
| 確保方策 | 人 | 91 | 87 | 85 | 84 | 81 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【今後の方向性】

- ・保護者が抱える育児に関する悩みや不安を聞き取り、相談に応じることで、必要な支援の提供に努めます。また、訪問時には育児に関する情報提供も行い、保護者が安心して子育てできる環境を整えることを目指します。

(7) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない子ども、保護者に監護させることが不相当であると認められる子ども、保護者の養育の支援が特に必要と認められる子ども、または出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

①養育支援訪問事業

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人 | 333 | 316 | 301 | 288 | 274 |
| 確保方策 | 人 | 333 | 316 | 301 | 288 | 274 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

②要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 回 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 |
| 要保護児童対策地域協議会代表者会議 | 回 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 要保護児童対策地域協議会実務者会議 | 回 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議 | 回 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 確保方策 | 回 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 |
| 要保護児童対策地域協議会代表者会議 | 回 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 要保護児童対策地域協議会実務者会議 | 回 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議 | 回 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |

【今後の方向性】

- ・養育支援訪問事業においては、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭等、様々な理由で養育支援が必要となっている家庭に対し、柔軟かつ迅速な支援の提供に努めます。
- ・要保護児童等に対する支援は、関係機関が情報共有を行うことにより、支援ニーズの高い子どもたちを早期に発見し、適切な支援を提供することに努めます。

(8) 地域子育て支援拠点事業

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ人 | 3,165 | 3,006 | 2,956 | 2,871 | 2,804 |
| 確保方策 | 延べ人 | 3,165 | 3,006 | 2,956 | 2,871 | 2,804 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 延べ人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【今後の方向性】

- ・保護者が相互に交流できる場を設けることで孤立感を軽減し、イベント等を通じて子育てに関する知識や専門家からのアドバイスを受けられる環境を整備します。また、保育士等による相談機能を充実させ、子育て中の親が抱える不安や悩みの軽減に努めます。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定子ども園、幼稚園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園型（幼稚園の預かり保育）及び2号認定による定期的な利用の合算

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ人 | 6,200 | 5,763 | 5,325 | 4,981 | 4,733 |
| 確保方策 | 延べ人 | 6,200 | 5,763 | 5,325 | 4,981 | 4,733 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 延べ人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

②その他

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ人 | 345 | 324 | 308 | 293 | 282 |
| 確保方策 | 延べ人 | 345 | 324 | 308 | 293 | 282 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 延べ人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【今後の方向性】

- ・ニーズに応じた一時預かり体制の確保を推進します。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み(※) | 人日 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 確保方策(※) | 人日 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(※)量の見込み、確保方策は受け入れ体制の整備量です。

【今後の方向性】

- ・医療的な知識や看護スキルを持った専門スタッフを確保し、こどもたちの健康と安全を最優先に考えた支援体制の整備に努めます。

(11) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【今後の方向性】

- ・事業の必要性を踏まえ、実施の可否について検討を行います。

(12) 妊婦健康診査事業

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ人 | 1,224 | 1,195 | 1,170 | 1,139 | 1,139 |
| 確保方策 | 延べ人 | 1,224 | 1,195 | 1,170 | 1,139 | 1,139 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 延べ人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【今後の方向性】

- ・受診券を適切に交付し、妊婦が安心して妊婦健康診査を受けられる体制づくりを行います。

(13) 産後ケア事業

産後の母親の心身のケア、生活面について授乳・育児等に関する相談や、休憩時間をつくるなど心身のケアや育児の支援を行います。

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人 | 17 | 17 | 16 | 16 | 15 |
| 確保方策 | 人 | 17 | 17 | 16 | 16 | 15 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【今後の方向性】

- ・通所型、宿泊型、訪問型の多様な育児サポートを提供し、産後の母親が心身ともに安定した状態を保てるよう努めます。また、育児に対する不安を軽減するための支援を行い、母親が安心して育児に取り組める環境を整備します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

妊婦及び18歳未満のこどもがいる家庭(つわり等の体調不良、多胎児のいる世帯、支援者がなく家事育児に不安を感じている等)に訪問支援員が訪問し、家事・育児を支援することで養育環境を整える事業です。

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ人 | 432 | 408 | 387 | 368 | 352 |
| 確保方策 | 延べ人 | 432 | 408 | 387 | 368 | 352 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 延べ人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【今後の方向性】

- ・一時的な負担解消にとどまらず、支援対象家庭が自立して生活できるよう、生活環境を整えるために継続的に実施します。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や居場所のないこども等に対して、居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こどもとその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなどの個々のこどもの状況に応じた支援を行う事業です。

【今後の方向性】

- ・多様なニーズに応じた柔軟なサポート体制を構築し、地域社会全体でこどもたちの健全な育成を支援します。様々な状況を抱えるこどもたちが安心して成長できる拠点施設の整備、事業の実施を検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

令和 11 年度より新たに開始する事業で、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

| | 単位 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人 | | | | | 8 |
| 確保方策 | 人 | | | | | 8 |
| 過不足(確保方策-量の見込み) | 人 | | | | | 0 |

【今後の方向性】

- ・令和 11 年度以降の実施に向けて、具体的なプログラムや事業内容、利用者負担の軽減等の検討を進める必要があります。

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

- ・事業の必要性を踏まえ、実施の可否について検討を行います。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配の支援、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用を支援する事業です。

【今後の方向性】

- ・事業の必要性を踏まえ、実施の可否について検討を行います。

第6章 計画の推進に向けて

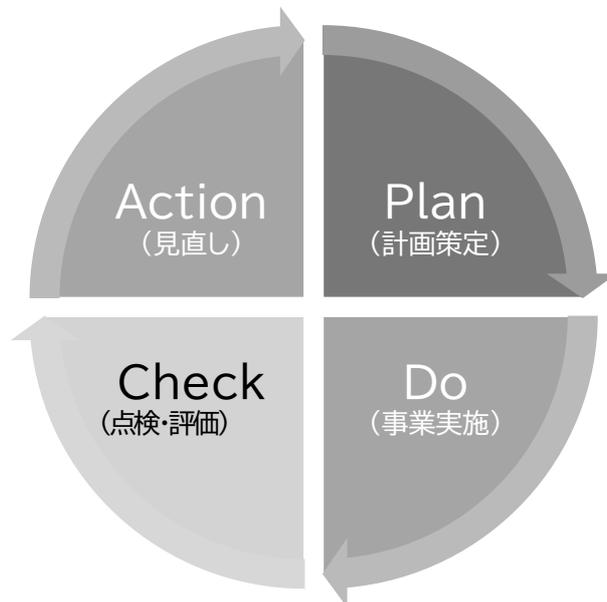
1 推進体制

本計画は、子育て部門だけでなく、健康、教育、まちづくり、防犯・防災等広範囲な分野にわたっています。そのため、各部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。計画に掲げる取組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、法令に基づく事業もあるため、国や県、近隣自治体との連携を深め、計画を推進します。また、行政の取組みだけではなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、さらにNPO等の関係機関の協力が不可欠です。これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き地域のこども・若者支援を推進していきます。

2 評価・進行管理

本計画に基づく取組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で、取組みの拡充・見直しを検討するなど、PDCA サイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。計画の適切な進行管理を進めるために、本市の附属機関である「角田市子ども・子育て会議」において、計画に掲げた指標等の検証や評価、継続的な施策の点検と見直しを行います。

■PDCA サイクル



資料編

1 角田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 22 号

角田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、角田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) こども計画（こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画をいう。）に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事。
- (5) その他市長が特に必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後において、最初に招集する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和5年3月7日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月21日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 角田市子ども・子育て会議 委員名簿

| 氏名 | 所属機関等 | 備考 |
|--------|--------------------------------------|------------|
| 渡邊 はな | 中島保育所保護者会代表 | ～令和6年3月31日 |
| 星 由香 | | 令和6年4月1日～ |
| 馬場 ちえみ | 角田光の子保育園保護者会代表 | ～令和6年3月31日 |
| 戸村 香 | | 令和6年4月1日～ |
| 三由 武仁 | なかよしこどもえん保護者代表 | |
| 松浦 正樹 | 角田市誘致企業事業所代表 (アルプスアルパイン株式会社 角田工場) | |
| 神田 広猛 | 連合宮城仙南地区協議会角田地区会議 (JP労組角田分会) | |
| 遠藤 恵美子 | 社会福祉法人 光の子児童福祉会 理事長 | |
| 藤崎 隆 | 社会福祉法人 角田共育ち会 理事長 | |
| 奥野 成賢 | 宗教法人長泉寺 ミネ幼稚園 園長 | |
| 小野寺 洋一 | 学校法人 東北カトリック学園 角田カトリック幼稚園 園長 | |
| 川上 朋子 | NPO法人 角田保育ママの会 理事長 | |
| 日下 正則 | 社会福祉法人 角田市社会福祉協議会 会長 | |
| 磯部 裕子 | 宮城学院女子大学 教授 | |
| 福澤 諸成 | 角田市民生委員児童委員協議会 | |
| 大沼 章 | 角田市教育委員会教育総務課 | ～令和6年3月31日 |
| 菅野 卓也 | | 令和6年4月1日～ |
| 安藤 由紀子 | 角田市医師会 医師 | |

3 策定経過

| 開催日時 | 検討内容 |
|------------------|---|
| 令和5年10月10日 | 令和5年度 第1回角田市子ども・子育て会議 協議事項 (1) 第3期角田市子ども・子育て支援事業計画について (2) 令和6年度特定教育・保育施設の利用定員について (3) 角田はっぴい子育て応援事業の実施状況について |
| 令和6年1月 (書面開催) | 令和5年度 第2回角田市子ども・子育て会議 協議事項 (1) 子育て支援施策の拡充について (2) 令和6年度角田市特定教育・保育施設の利用定員について |
| 令和6年3月18日 | 令和5年度 第3回角田市子ども・子育て会議 協議事項 (1) 子ども・子育て支援アンケート調査結果について (2) 第3期角田市子ども・子育て支援事業計画について |
| 令和6年4月25日 | 令和6年度 第1回角田市子ども・子育て会議 諮問 (1) 第3期角田市子ども・子育て支援事業計画について 協議事項 (1) 第3期角田市子ども・子育て支援事業計画について |
| 令和6年8月8日 | 令和6年度 第2回角田市子ども・子育て会議 諮問 (1) 角田市こども計画について 協議事項 (1) 角田市こども計画について (2) 第2期角田市子ども・子育て支援事業計画の評価について |
| 令和6年10月16日 | 令和6年度 第3回角田市子ども・子育て会議 協議事項 (1) 角田市こども計画骨子(案)について |
| 令和6年12月25日 | 令和6年度 第4回角田市子ども・子育て会議 協議事項 (1) 角田市こども計画素案について |
| 令和7年3月26日 | 令和6年度 第5回角田市子ども・子育て会議 協議事項 (1) 令和7年度角田市特定教育・保育施設等の利用定員について (2) 角田市こども計画(案)について |
| 令和7年3月26日 | 子ども・子育て会議磯部会長より黒須市長へ、「角田市こども計画」にかかる答申。 |

4 用語解説

【あ行】

育児休業

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

1号・2号・3号認定

就学前児童の認定区分で、区分方法は以下のとおり。

「1号認定」 満3歳以上で保育の必要のない児童

「2号認定」 満3歳以上で保育の必要な児童

「3号認定」 満3歳未満で保育の必要な児童

【か行】

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

市民をはじめ自治会・町内会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識や技術等の資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

子育て世代包括支援センター

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠から出産・子育てに関する様々な相談に応じ、相談内容に合った情報提供や、その人に合った支援プランを一緒に立て、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う機能。

こども家庭センター

母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)及び児童福祉機能(旧市区町村子ども家庭総合支援拠点)双方の機能を一体的に運営し、児童と妊産婦の福祉や母性、乳児・幼児の健康の保持、増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする機能。

こども家庭総合支援拠点

子ども家庭支援員や虐待対応専門員を配置し、継続した子育て支援が必要な家庭に対し、地域の関係機関と連携してそれぞれの家庭に合った支援を実施する場のこと。

こどもまんなかアクション

こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業等様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組み。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等に関する需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す）について、過去における実績人口から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身につけること。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」といい、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

地域子育て支援拠点

公共施設や保育所等地域の身近な場所で、就学前のこどもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供等を行う子育て支援の拠点のこと。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

病児・病後児保育

病気や病後のこどもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設されたスペースで預かり、保育を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

児童福祉法第6条の3第14項の規定に基づき、子育て上の援助を求める家庭と、援助したい人をつなぐ事業。一時的な預かりや外出・移動を支援するもの。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校のこどもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども・若者のこと。

ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法22条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

幼稚園の預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

角田市こども計画

発行：令和7年3月／角田市 子育て支援課

〒981-1505 宮城県角田市角田字柳町35-1 ウエルパークかくだ内

TEL：0224-63-0134 FAX：0224-63-3975

